

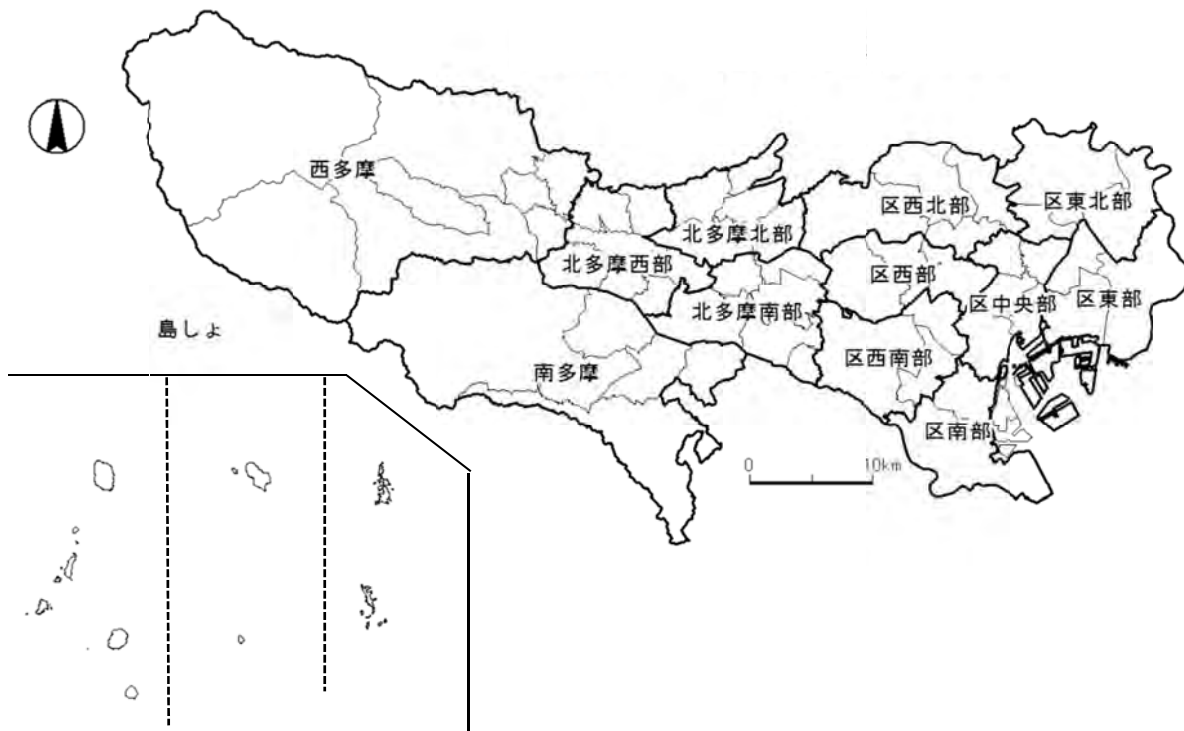
(案)

東京の自治のあり方研究会  
最終報告

2015（平成27）年3月

東京の自治のあり方研究会

本文中で用いる圏域名と構成区市町村



圏域名		構成区市町村
区中央部		千代田区 中央区 港区 文京区 台東区
区南部		品川区 大田区
区西南部		目黒区 世田谷区 渋谷区
区西部		新宿区 中野区 杉並区
区西北部		豊島区 北区 板橋区 練馬区
区東北部		荒川区 足立区 葛飾区
区東部		墨田区 江東区 江戸川区
北多摩	北多摩西部	立川市 昭島市 国分寺市 国立市 東大和市 武蔵村山市
	北多摩南部	武蔵野市 三鷹市 府中市 調布市 小金井市 狛江市
	北多摩北部	小平市 東村山市 清瀬市 東久留米市 西東京市
南多摩		八王子市 町田市 日野市 多摩市 稲城市
西多摩		青梅市 福生市 羽村市 あきる野市 瑞穂町 日の出町 檜原村 奥多摩町
島しょ		大島町 利島村 新島村 神津島村 三宅村 御蔵島村 八丈町 青ヶ島村 小笠原村

# 目 次

研究会設置とこれまでの経緯	1
(参考1) 東京の人口の推移	
(参考2) 2050年までの地域別の将来人口推計(500mメッシュ)の概要	
1 人口動向を踏まえた地域ごとの将来の姿と課題	7
2 東京の自治のあり方の方向性	17
(1) 都と区市町村の役割分担のあり方	20
(2) 住民自治(自治の担い手)のあり方	23
(3) 効率的・効果的な行財政運営のあり方	28
卷末資料	
資料1 最終報告付表	36
資料2 2050年までの地域別将来人口推計(500mメッシュ)	76
資料3 (参考) 予測される東京の将来の姿	102
※東京の自治のあり方研究会中間報告掲載資料	
資料4 研究会開催状況	114
資料5 研究会委員名簿	118
資料6 研究会設置要綱	124

## 研究会設置とこれまでの経緯

本研究会は、将来の都制度や東京の自治のあり方について、都と区市町村共同の調査研究を行うため、平成 21 年 9 月に設置された。

これまで、都と特別区の間では、法定の都区協議会の下、平成 19 年 1 月に都区のあり方検討委員会を設置し、都区の事務配分や特別区の区域のあり方、税財政制度について検討を行っていたが、その議論の中で、「特別区の区域のあり方については、引き続きの課題とするが、当面、都区のあり方検討とは別に、将来の都制度や東京の自治のあり方について、学識経験者を交えた、都と区市町村共同の調査研究の場を設けることとし、その結果を待って、必要に応じ議論する。」こととされた。

そして、都と区市町村が「将来の都制度や東京の自治のあり方を明らかにしていくことが重要であり、学識経験者も含め、都と区市町村共同で調査研究することが必要である」との認識のもと、共同で調査研究を行うことになったものである。

こうした設立の経緯から、当研究会は将来の都制度や東京の自治のあり方について調査・研究を行うことを目的に設置され、これまでの経緯や発想にとらわれることなく、虚心坦懐に、東京を取り巻く現状などの客観的なデータや資料に基づいて具体的な東京の将来像を描き、それを踏まえた東京の自治のあり方を検討してきた。

### (中間報告とりまとめまでの取組)

将来の都制度や東京の自治のあり方の検討に当たり、2100（平成 112）年までの人口及び世帯数に関して、区部、市部、町村部ごとに将来推計を行った。この推計では、現在の出生傾向や社会移動の傾向を基にした基本推計のほか、①出生率がフランス並みに上昇した場合のシナリオ、②高度人材外国人をイギリス並みに積極的に受け入れた場合のシナリオという 2 つの仮想推計も実施した。

こうした推計結果を踏まえ、「予測される東京の将来の姿」（巻末資料 3 参

照)を整理し、都と区市町村の役割分担のあり方、住民自治(自治の担い手)のあり方及び効率的・効果的な行財政運営のあり方という3つの論点について議論を行い、整理した。

### (部会における検討)

中間報告においては、これまで積み重ねてきた議論を土台に、更なる検討が必要な事項等について議論を深め、調査研究を進めることで、将来の東京の自治のあり方の展望を明らかにしていくこととした。

これを受け、平成25年6月、東京の自治のあり方研究会の行政実務者委員で構成する部会を設置し、更なる調査・研究を行った。

部会では人口統計学の有識者へのヒアリング結果等を参考に、今後の方向性を議論するにあたっての目標年次を2050(平成62)年と設定した。そのうえで、まずは研究会で実施した将来人口推計を基に、人口の空間的な張り付きを把握することを目的として500mメッシュ単位の将来人口分析を行った。

こうしたメッシュ単位による分析結果を踏まえ、早急に対応検討が必要となる地域ごとの課題として、部会において、以下のとおり整理を行った。

### 【推計結果を踏まえ、早急に対応検討が必要となる地域ごとの課題】

人口構造の動向		早急な対応検討が必要となる主な課題
(1)	全ての年齢層で人口が減少する地域	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域コミュニティの維持・存続</li> <li>・公共施設の再配置等による都市機能の集約化</li> <li>・集落の孤立化への対応</li> <li>・消防団活動等の地域の担い手による安全・安心の確保</li> <li>・地域の賑わいや活力の維持</li> <li>・空き家対策</li> </ul>
(2)	年少人口 <sup>*</sup> が顕著に減少する地域	<ul style="list-style-type: none"> <li>・子育て世代の定住を促す住宅施策</li> <li>・出産・子育てのしやすい環境の整備</li> <li>・学校の統廃合や高齢者福祉施設等への用途転換</li> </ul>

(3)	生産年齢人口※ が顕著に減少する地域	・女性の社会進出支援や高齢者の雇用促進支援
(4)	高齢者人口※が 顕著に増加する地域	・介護予防施策の一層の充実 ・公共施設のバリアフリー化 ・高齢者福祉施設の整備
(5)	高齢者単身世帯 が顕著に増加する地域	・地域における見守り体制等の充実

※年少人口：0歳～14歳人口、生産年齢人口：15歳～64歳人口、高齢者人口：65歳以上人口

部会においては、各地域にこうした課題があることを踏まえつつ、中間報告で示した3つの論点に基づき、東京の自治のあり方の方向性についての議論を深めた。そして、研究会における更なる検討の素材として「これまでの議論を踏まえた論点整理」をとりまとめ、研究会へ報告した。

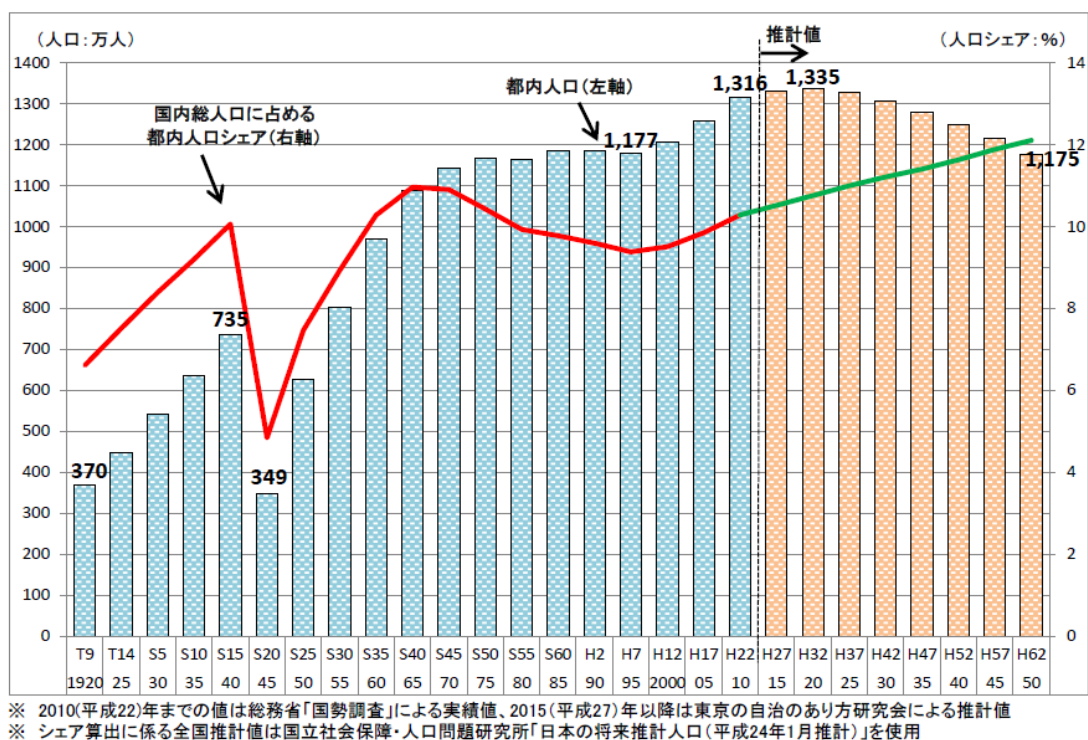
### (最終報告に向けた取組)

部会での整理を受け、研究会では中間報告で示した3つの論点について、更に検討を行った。

議論を深掘りする観点から、将来の行政需要の変化について、地域ごとに可視化するため、老人福祉圏域ごとの将来人口やそれに伴う行政需要の分析を行った。その結果、東京における高齢者の急激な増加と高齢化の進展、高齢単身世帯の増加と空き家の急増、少子化の更なる進展といった課題が明らかとなった。

これを踏まえ、将来東京が直面することが見込まれる危機的な状況に対し講ずべき対応について、中間報告で示した3つの論点から議論を行い、最終的に本報告書を取りまとめるに至った。

(参考1) 2050年までの東京の人口の推移

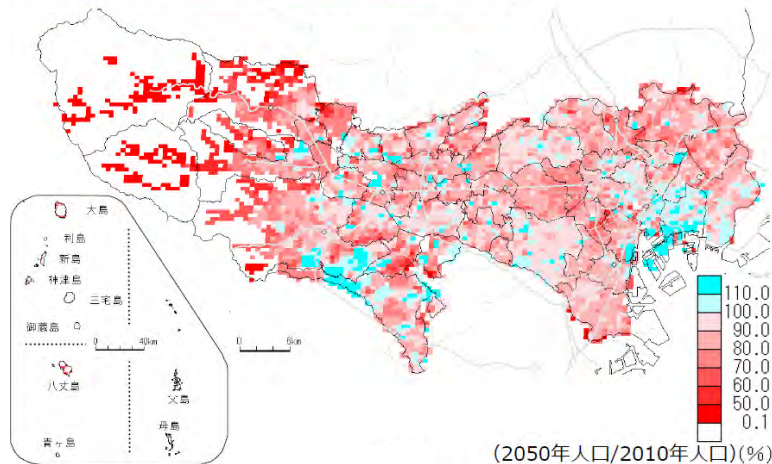


(参考2) 2050年までの地域別の将来人口推計結果(500mメッシュ)の概要

※巻末資料2参照

▽ 2010(平成22)年から2050(平成62)年までの40年間の総人口の変動については、増加している地域も一部見られるが、全体的には約1割減少していく。特に、町村部では、半数以上減少するメッシュが町村部の約4割を占める。一方、区部においては、減少率が比較的小さい地域が多く、湾岸地域をはじめ一部では、10%以上の増加が見込まれる地域もある。周辺区の一部では、40%以上減少する地域も発生する。また、市部においては、3割を超えるメッシュで20%以上減少する。

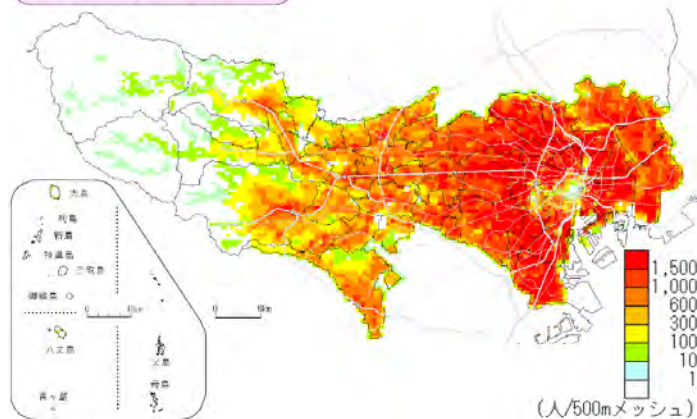
総人口：増減率(2010年-2050年)



▽ 特に、高齢者人口（65歳以上）については、2010（平成22）年から2050（平成62）年にかけて、区部及び市部の非常に多くのメッシュで増加する。

また、区部においては、湾岸地域をはじめとして、約500m四方あたり1,000

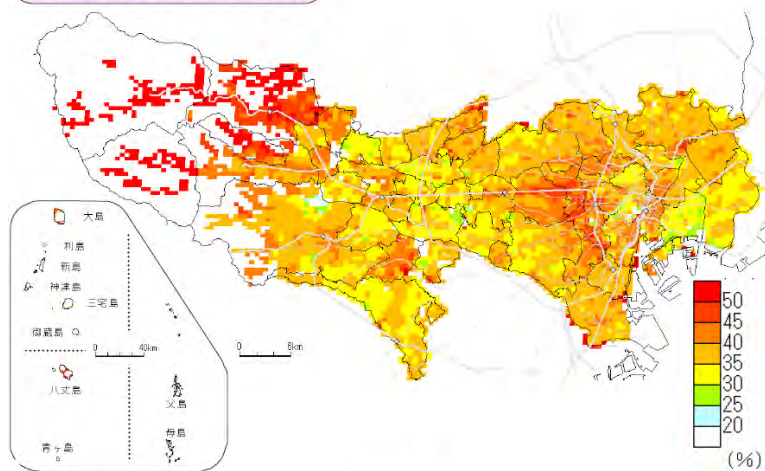
**高齢者人口：2050年**



人以上を擁するメッシュは2010（平成22）年時点で区部の3割弱に過ぎなかったが、2050（平成62）年時点では、約7割を占めるなど、多くの高齢者を擁する地域が大半となる。

▽ 2050（平成62）年時点での高齢化率（65歳以上）は、町村部を中心に非常に高くなる。また、区部西部の一部地域などにおいて、高齢化率が45%以上に上るなど、区部においても比較的高い高齢化率を示す地域が発生する。

**高齢化率：2050年**

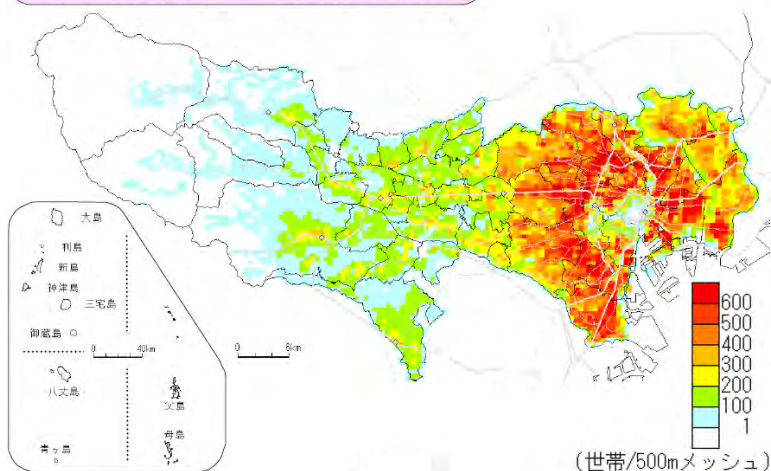




▽ 高齢者（65歳以上）単身世帯数は、特に、区部において急激に増加するものと見られ、2010（平成22）年には約500m四方あたり400世帯以上となるメッシュは区部の2%程度であったのに対し、2050（平成62）年には、約50%程度にまで増加する。

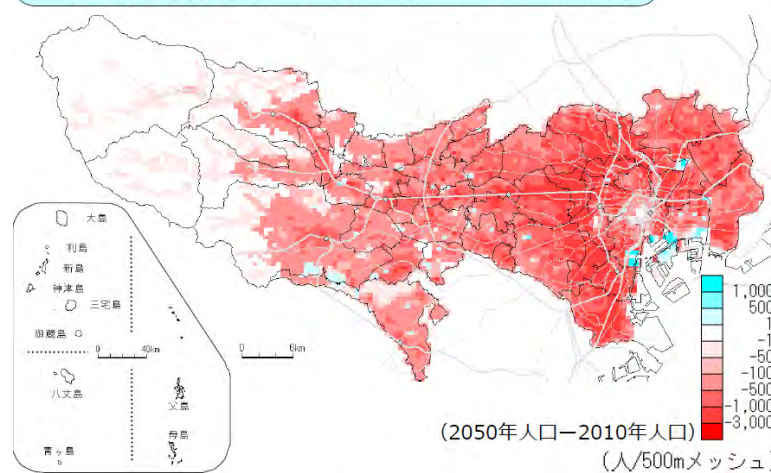
市部の高齢者単身世帯数については、約500m四方あたり100世帯以上となるメッシュが市部全域の約2割から約4割に増加する。

### 高齢者単身世帯数：2050年



▽ 年少人口（15歳未満）及び生産年齢人口（15歳以上65歳未満）については、2010（平成22）年から2050（平成62）年にかけて、湾岸地域の一部では増加が見込まれるものの、都内のほとんどで減少する。

### 生産年齢人口：増減数（2010年-2050年）

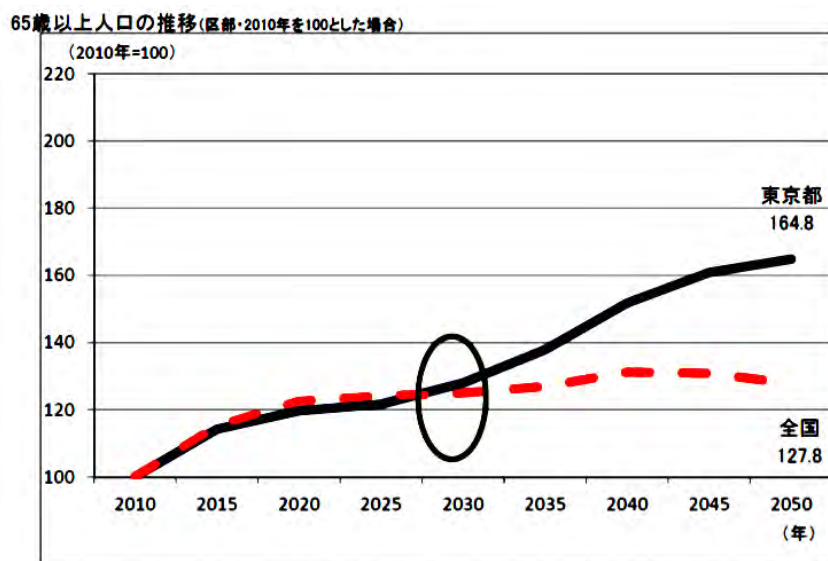


▽ 総人口、年齢区分別人口、高齢化率等について、面積規模が広大な自治体においては、同一自治体内で傾向の異なる人口動向を示す地域が発生する。

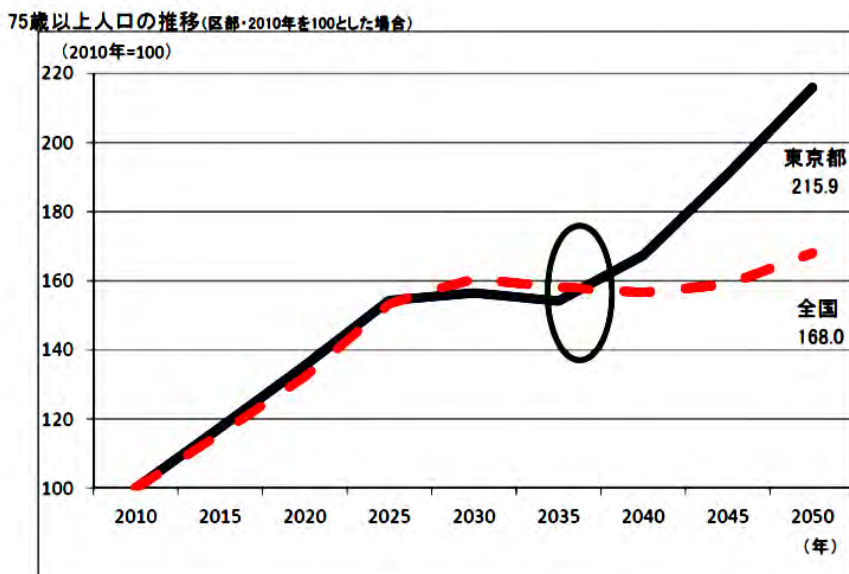
# 1 人口動向を踏まえた地域ごとの将来の姿と課題

## (高齢者の急激な増加と高齢化の進展)

都内の高齢者人口は 2030(平成 42)年頃まで、75 歳以上人口は 2035(平成 47)年頃まで、全国と同水準のペースで増加するが、2030 年代中頃以降、急激に高齢化が進展していくことが見込まれる(図表 3-1、3-2)。特に、75 歳以上の高齢者の増加が著しく、今後 40 年間で都内の 75 歳以上人口は倍増する(図表 4-1、4-2)。



※ 全国推計は国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口(平成24年1月推計)」による推計値。  
その他は、東京の自治のあり方研究会による推計値



※ 全国推計は国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口(平成24年1月推計)」による推計値。  
その他は、東京の自治のあり方研究会による推計値

高齢者人口は、島しょを除く全ての地域で増加するが、将来人口の動きは地域ごとに異なる。2050(平成 62)年時点の高齢化率を見ると、特に区部において急速に高齢化が進展していく。また、区部では高齢化の進展の状況にばらつきが大きく、高齢化率が 34.2%にとどまる地域もあれば、西多摩、島しょ地域と同水準の 40%以上に達する地域もある。

高齢化率(2050年:%)

全国	38.8	東京都	37.6
区中央部	37.5	北多摩南部	35.5
区南部	37.9	北多摩北部	37.0
区西南部	38.7	北多摩西部	36.2
区西部	42.0	南多摩	36.3
区西北部	38.5	西多摩	42.6
区東北部	37.3	島しょ	41.6
区東部	34.2		

加えて、現在、要介護・要支援認定率は、年齢階層が上がるほど上昇する傾向にあり、特に 75 歳以上の年齢層では、認定率は加齢に応じて急速に上昇する傾向にある(図表 6)。また、一人当たり医療費も、15-19 歳を底に年齢階層が上がるほど上昇する傾向にあり、85 歳以上の年齢階層にかかる一人当たり国民医療費は、15-19 歳の約 14 倍となっている(図表 7)。

厚生労働省が平成 24 年 3 月に公表した我が国の社会保障に係る費用の将来推計によれば、年金・医療・介護に係る給付費は今後も増加の一途をたどり、2025(平成 37)年度までに約 40 兆円増加し 148.9 兆円に達する見通しである。特に医療と介護に係る給付費の伸びが大きい(図表 8)。これは高齢者人口の伸びによるところが大きいと考えられるが、この推計期間後に高齢者人口の増加の勢いが増す東京の人口構造を踏まえると、社会保障費の今後の急激な増加は都及び区市町村の財政に相応の影響を及ぼすものと想定される。

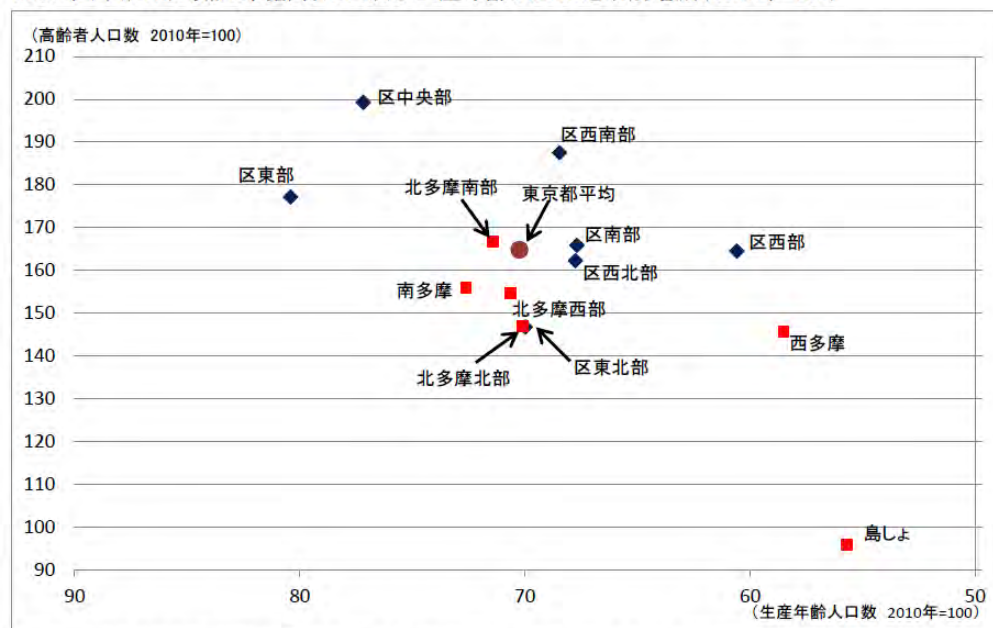
一方、生産年齢人口はいずれの地域においても減少する。減少幅は全国と比べて緩やかではあるが、区西部や西多摩、島しょ地域では、2010(平成22)年から2050(平成62)年までの40年間で4割以上減少し、税収入等の歳入動向に大きな影響を及ぼすことが推定される。

こうした将来の人口構成や財政環境の変化に伴い、今後都内では、現在の行政サービス水準の維持・存続が困難となる地域が発生することが予想される。

区部では、人口構成の変化が地域により大きく異なる。

高齢者人口の増加は見られるものの生産年齢人口の減少が抑制される地域(区中央部、区東部)がある一方、高齢者人口の増加と生産年齢人口の減少がともに著しい地域(区西部等その他の地域)があるなど、区部では、地域ごとに人口構成の変化が大きく異なることから、将来の行政需要の規模や対応力には、大きな差が生じる可能性がある(図表9)。

2050年(平成62)時点の高齢者人口及び生産年齢人口の地域別増減(2010年=100)

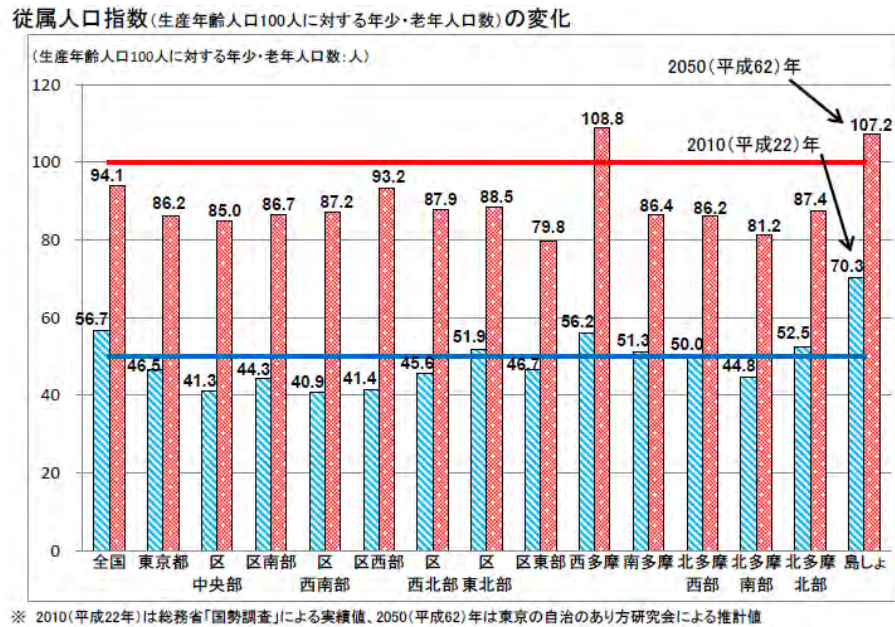


※ 全国推計は国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口(平成24年1月推計)」による推計値。その他は、東京の自治のあり方研究会による推計値

### (高齢者単身世帯と空き家の急増)

生産年齢人口 100 人に対する年少・高齢者人口の数を示す「従属人口指数」を見

ると、2010(平成 22)年時点比で 2050(平成 62)年は全地域で上昇する。特に区西部、西多摩、島しょ等の地域では、生産年齢人口1人で、年少又は高齢者人口1人を支えていかなければならない社会を迎える(図表 10)。

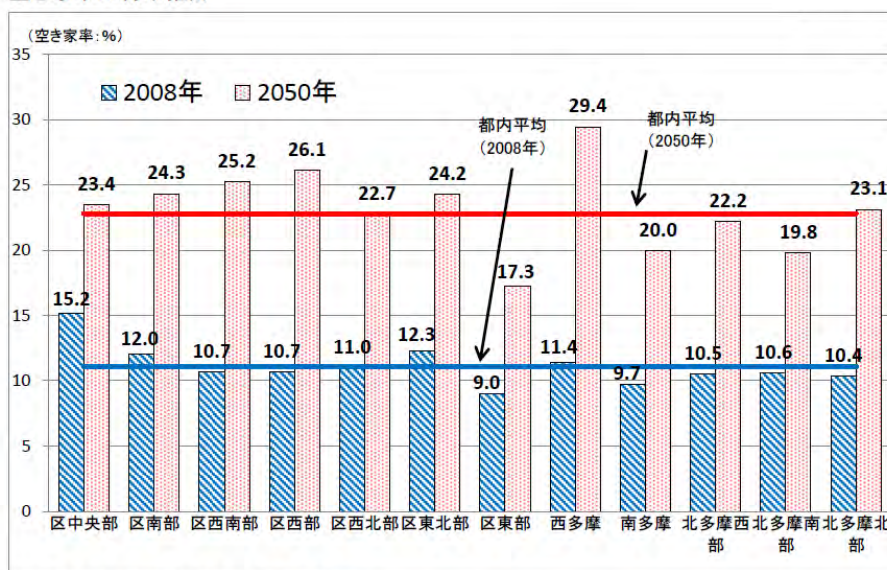


また、2050(平成 62)年時点における都内の総世帯数に占める割合は、高齢者単身世帯が約2割、これにいわゆる「老老世帯」を加えた、高齢者のみが居住する世帯が約3割に達する(図表 11)。

高齢者単身世帯数の増加は、都内全域において見られる傾向であるが、地域ごとに大きなばらつきがあり、特に区部において著しく、区中央部、区西南部、区東部などでは倍増していく(図表 12-1、12-2)。

こうした状況の中、今後は空き家数も増加していくことが見込まれる。2008(平成 20)年時点で約 75 万戸ある都内の空き家は、約 40 年後の 2050(平成 62)年には倍増し、170 万戸を超える見通しである。空き家率も全ての地域で上昇し、多くの地域で2割を超え、3割近くに達する地域もある(図表 13)。

### 空き家率の将来推計



※ 東京の自治のあり方研究会による独自推計。  
2008(平成20)年は総務省「平成20年住宅・土地統計調査」による実績値。2050(平成62)年の推計値は総務省「国勢調査」(平成7年-平成22年)による世帯数の増減傾向を反映して算出した推計値

こうした地域においては、地域での見守り機能が弱くなるほか、治安の悪化等をまねき、ひいてはコミュニティの維持・存続が困難となる恐れがある。

### (東京における少子化の更なる進展)

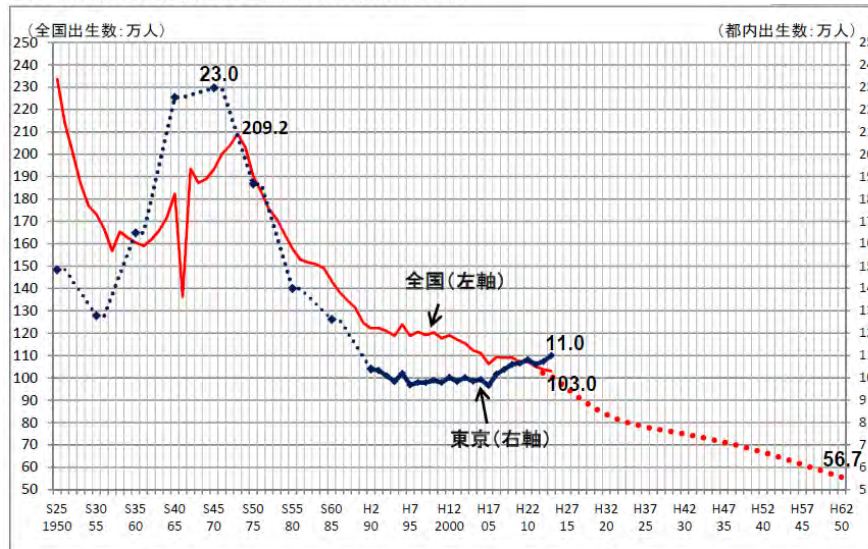
都内では、転出人口が転入人口を上回る「社会減」による人口減少が見られた時期があったが、平成8年以降は一貫して人口増が継続している(図表 16)。

一方、出生数と死亡数の差である自然増減は、近年、出生数の持ち直しの動きが見られるものの、死亡数の増加に伴い、平成 24 年には「自然減」に転じている(図表 17)。現在の東京の人口増は、都外からの人口の流入に伴う「社会増」により支えられている。

我が国の出生数は、70年代には年間 200 万人を超えていた時期もあったが、現在は 103 万人と半減している。国立社会保障・人口問題研究所の推計によれば、出生数の減少傾向は今後も続き、2050(平成 62)年には、57 万人を下回る見通しである。

一方、都内の出生数は、1970(昭和 45)年には 23 万人にのぼったが、現在は約 11 万人となり、国全体と同様に半減している(図表 18)。

出生数の推移(東京及び全国)と将来推計(全国)



※ 厚生労働省「人口動態調査」により作成。なお、東京の1990(平成2)年以前の数値は5年間隔のみのため、中間年(破線部分)は実績値ではない。国の将来値は国立社会保障・人口問題研究所による推計

欧米諸国との文化や価値観の違いから、我が国の婚外子比率は2.2%と著しく低い水準にあるため、婚姻動向が出生数にも少なからず影響を及ぼすと考えられる(図表19)。

初婚女性の平均婚姻年齢を見ると、全国的に上昇傾向にあるものの、東京が全国平均を上回る状況が一貫して継続しており、特に2011(平成23)年以降は、30歳を超えている(図表20)。また、有配偶者率をみると、東京は全ての年齢層において、全国平均を下回っており、特に25-29歳及び30-34歳の若い年齢層の差が大きい(図表21)。更に、女性の年齢層別出生率を見ると、34歳以下の年齢層では、25-29歳の年齢層を中心に、全国平均を大きく下回っている(図表22)。

こうした晩婚化と若い年齢層における低出生傾向などにより、東京の合計特殊出生率は、1.13(平成25年)と都道府県の中では最下位となっており、現在の人口置換水準とされる2.07を大きく下回る状況にある(図表23、24)。

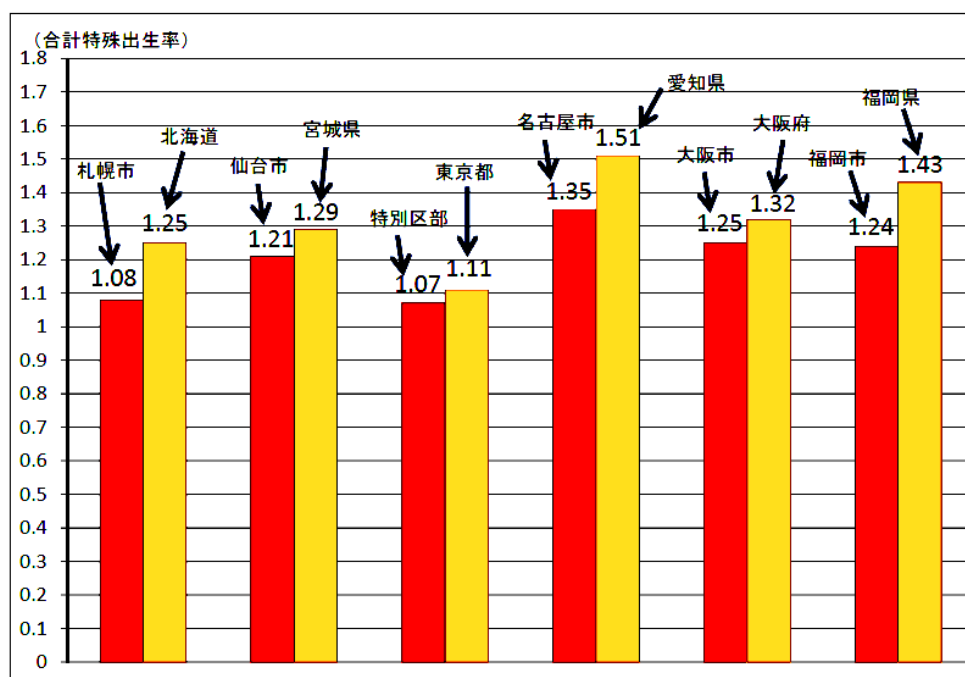
社会増及び低出生の傾向は、全国の大都市において同様に見られる。

各地域の大都市(札幌、仙台、特別区部、名古屋、大阪、福岡)について、転入超過率(人口千人当たりの転入超過数)の推移を比較すると、いずれの都市においても、近年は転入超過傾向にある(図表27)。

また、これら6つの都市ではいずれも、当該都市の属する都道府県と比較して、出生率の水準が低い傾向にあり、特に札幌市は、合計特殊出生率が特別区部とほぼ同水準であり、東京全体と比べると低い水準にとどまっている(図表 28)。

このように、社会増及び低出生は、東京だけではなく全国の大都市に同様に見られる傾向であり、人口も東京一極への集中ではなく、各圏域の大都市への集中が見られる点に留意する必要がある。

主要都市の合計特殊出生率 (H20-H24 の値)



※ 厚生労働省「平成20年～平成24年人口動態保健所・市区町村別統計」により作成  
 ※ 合計特殊出生率の値は、H20-H24 の値であり、本文の数値とは必ずしも一致しない。



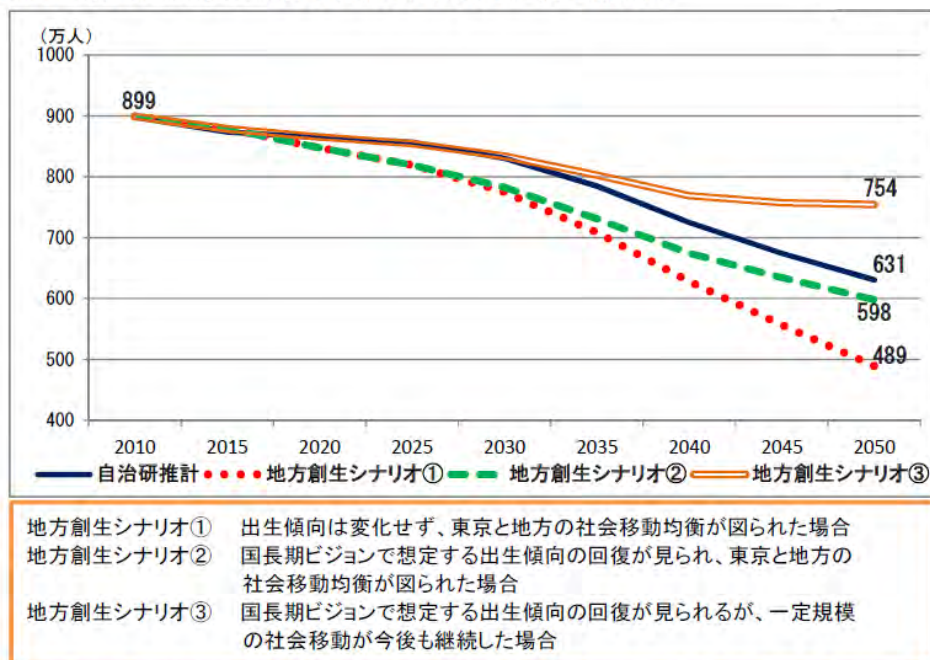
まち・ひと・しごと創生法に基づき、平成 26 年 12 月に決定された「まち・ひと・しごと創生総合戦略」によれば、国は、東京圏（東京都、埼玉県、千葉県及び神奈川県）から地方への転出を4万人増加、地方から東京圏への転入を6万人減少させることにより、現在、年間 10 万人程度の転入超過が続く東京圏への人口移動を 2020（平成 32）年時点で均衡させることを目指している。

これを踏まえ、当研究会では、今後5年間で東京都とその他道府県間の社会移動が均衡（転入者と転出者が同数となる状態）し、以後この状態が継続した場合の東京の将来人口について簡易推計を実施した。

この結果によると、仮に現在の出生傾向に大きな変化がなく、社会移動の均衡が実現した場合の 2050（平成 62）年時点の東京の総人口は約1千万人にまで減少することとなり、社会移動の傾向も考慮して当研究会が実施した同時点の推計人口（1175 万人）よりも、更に 175 万人少ない結果となる（図表 30）。

特に、働く世代の減少は深刻である。2050（平成 62）年までの 40 年間で、高齢者人口が約 180 万人増加するのに対し、生産年齢人口は約 410 万人減少し、ほぼ半減となる。この結果、2050（平成 62）年の高齢化率は 44.5%に達する（図表 31、33、34、36）。

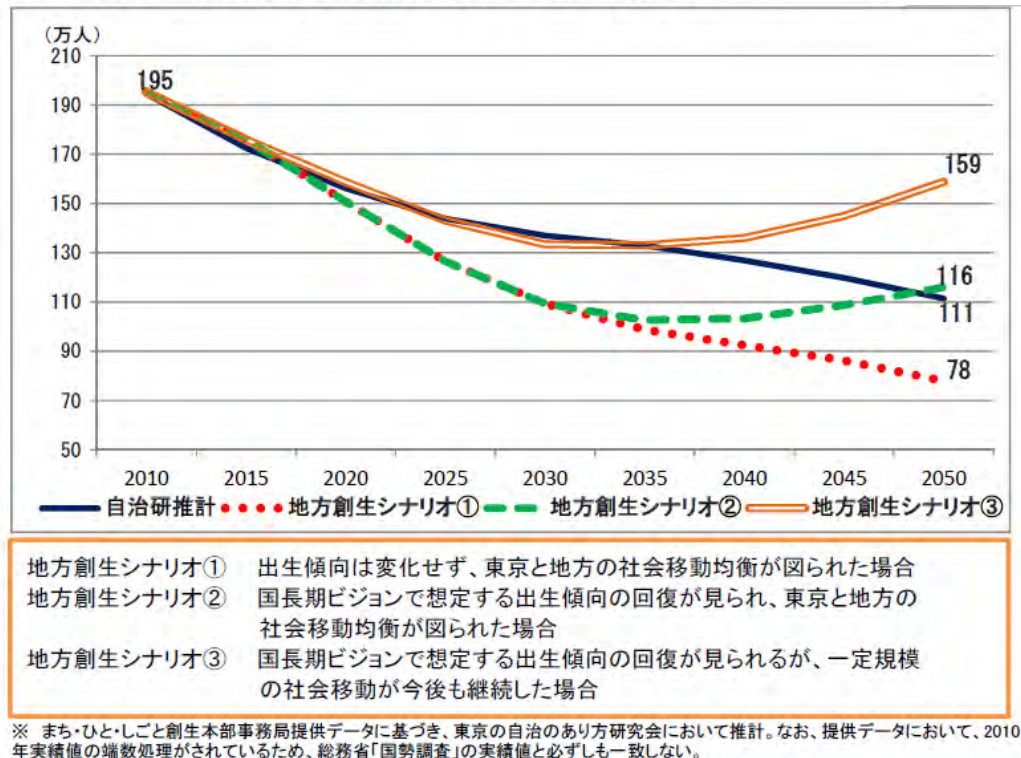
国が掲げる目標が実現した場合の東京の将来人口（生産年齢人口）



※ まち・ひと・しごと創生本部事務局提供データに基づき、東京の自治のあり方研究会において推計。なお、提供データにおいて、2010年実績値の端数処理がされているため、総務省「国勢調査」の実績値と必ずしも一致しない。

民間有識者等で構成される会議体が、2040(平成 52)年までに 20-39 歳の女性人口が半減する自治体を「消滅可能性都市」と定義付け話題となったが、この定義を当てはめれば、東京の低出生傾向が改善されないまま、東京と地方の社会移動の均衡のみ実現すれば、一部の区市町村だけではなく、東京全体が「消滅」することになる(図表 32、35)。

国が掲げる目標が実現した場合の東京の将来人口(若年女性人口)



人口減少問題に関しては、東京が地方の人口を積極的に吸収し、我が国の人口減少を促しているかのような主張が展開されがちであるが、社会増及び低出生は、全国の大都市に共通して見られる傾向である。このため、仮に地方から東京への人の流れを抑制し、東京から地方への人の流れを促すことができたとしても、大都市における低出生の傾向を改善しなければ、この問題は解決されない。こうした点からも、東京をはじめとする大都市における少子化対策が一層重要性を増しているといえる。

このため、人口減少の問題については、「東京対地方」という単純な構図で論じるのではなく、東京をはじめとする全国各地の大都市において、重点的・集中的に少子化対策を実施することにより、低出生傾向の改善が図られなければ、東京と地方はともに「消滅」することになりかねない。

また、我が国の総人口が減少し、日本経済全体の縮小が懸念される状況下においては、東京はこれまで以上に、我が国全体の人口規模の維持や、経済・産業の発展等の観点からも重要な役割を担っていく必要がある。

国はこうした状況を正しく認識し、東京と地方がそれぞれの状況や役割に応じて、時宜を逸することなく有効な対策を講ずることができるよう、それぞれに必要なかつ十分な支援を行う必要がある。

そして、都及び都内区市町村もまた、こうした認識を互いに共有しながら、今後の様々な行政課題に適切に対応していかなければならない。

## 2 東京の自治のあり方の方向性

今後、東京は、人口減少社会の到来や少子高齢化の進展といった厳しい環境に直面していく。膨大な人口集積を抱える大都市がこのような急激な社会構造の変化を経験するのは、世界の諸都市にも例がないとも言われている。

全国の他地域と比較すると、東京の人口構造は比較的緩やかに変化していくと推計されている。そのため、危機的な状況が迫っていることについて認識が遅れることも懸念され、都や区市町村は危機意識を共有しながら、将来に向けた対策を適切に行っていくことが重要である。

東京の進むべき方向性を考えるにあたっては、東京と地方が共存し、共に発展していくために、東京がどのような役割と責任を果たしていくことができるのかといった視点も重要である。

一方、世界に目を向けると、台頭するアジア諸都市や人口増加が継続する世界の都市との競争にさらされている。このような状況の中、東京は、大都市で顕在化する課題に対し、解決への道筋を描き、他の自治体とも連携を図りながら、日本の成長と発展の起点として、日本のみならず世界の大都市のモデルへと進化していくことが必要である。

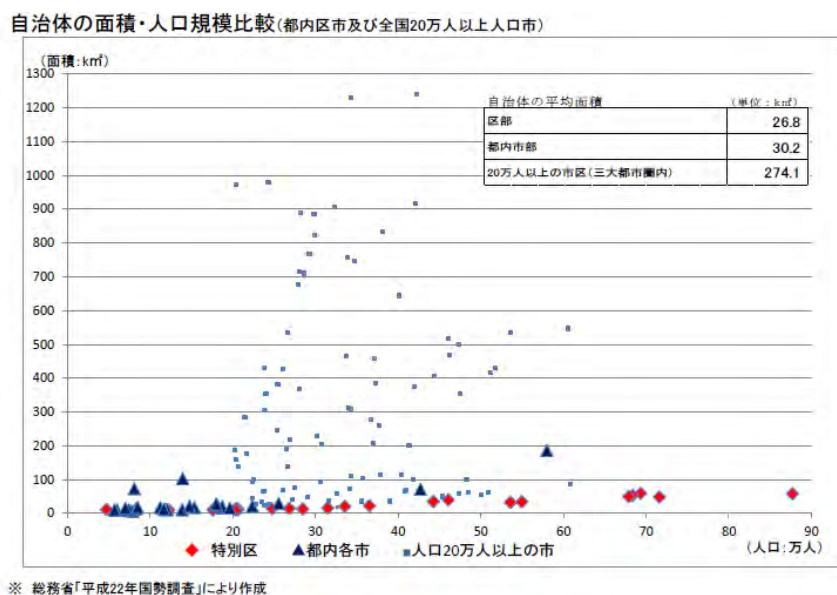
そのためにも、将来東京が直面することが見込まれる危機的な状況をあらかじめ想定し、厳しい環境にも対応しうる具体的な自治のあり方をただちに検討していかなければならない。

### (都内自治体の特徴と多様な地域特性)

都内自治体の人口・面積を全国の自治体と比較すると、人口規模は、町村部のほか、市の成立要件である5万人規模の区市から、指定都市の成立要件である50万人を大きく上回る区市まで様々である。

面積規模については、平均30k㎡程度にとどまっており、特に区部及びその近隣市域(北多摩地域など)には、市街地が連担した地域に、小規模面積の自治体が数多く

存在している(図表 37)。



また、各地域の特性を見ると、区部は、我が国の政治・経済の中心として、都市機能の高度な集積が見られ、日中には総人口の約9%に相当する約1170万人の人々が住み、働き、学んでいる。こうした地域特性から、帰宅困難者対策や、保育施設・高齢者施設等の入所待機など、人々が集うことに伴う諸課題が顕在化している。

多摩地域には、都内の森林面積の約67%に相当する約53,000haの広大な森林が存在し、これらの地域資源が維持・保全されることにより、都民の貴重な水源が守られている。また、区部と連坦した市街地に研究機関、高度な技術を持つ中小企業も集積しており、これらの多様な地域資源が都心部における企業の活動や住民の生活を支えてきた。しかし、一部の地域では、既に人口減少が始まっており、こうした地域資源の維持・保全の担い手確保や、地域経済・コミュニティの衰退への対応などが喫緊の課題となっている。

また、島しょ地域は、豊かな海洋・水産資源を有し、日本の排他的経済水域の38.0%に相当する広大な海域が、都の島しょ地域により確保されるなど、我が国の国益を維持する上で、非常に重要な地域となっている。一方で、島しょ地域における人口減少は深刻であり、今後、過疎化が進めば、地域産業の衰退はおろか、我が国の国益にも影響を及ぼす恐れがある。

今後の東京の自治のあり方を検討するにあたっては、都内自治体や各地域のこうした特性を踏まえる必要がある。

こうした認識のもと、当研究会の中間報告で示した「都と区市町村の役割分担のあり方」、「住民自治(自治の担い手)のあり方」、「効率的・効果的な行財政運営のあり方」の3つの観点から、東京の自治のあり方について検討を行った。

## (1) 都と区市町村の役割分担のあり方

人口減少社会の到来、少子高齢化の進展といった東京を取り巻く実態を踏まえ、都と区市町村の役割分担のあり方についても当事者間で主体的に議論していく必要がある。

また、今後厳しくなる財政環境の中、行政サービスの提供にあたっては、人々の活動圏を考慮した受益と負担の関係、世代間の受益と負担の公平性といった観点からも、それぞれの自治体における役割の担い方についての十分な議論と、住民への明確な説明が求められる。

### (自治体間の役割分担にかかわる新しい動き)

累次の地方分権一括法などにより、都道府県から区市町村への分権の取組が進められている。また条例による事務処理特例制度の活用等によっても、区市町村に対する多くの事務・権限の移譲が進められている。

一方で、社会経済状況等の変化を踏まえた新たな役割分担のあり方も示されている。

例えば、平成 27 年 3 月に閣議決定された「持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法律案」では、これまで区市町村の事務と位置づけられていた国民健康保険事業について、平成 30 年度からは、都道府県が国保の財政運営の責任主体となり、安定的な財政運営や効率的な事業の確保等の国保運営について中心的な役割を担うこととされた。

また、平成 26 年 6 月に成立した「地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律（いわゆる「医療介護総合確保推進法」）においては、都道府県が「地域医療構想」を策定し、二次医療圏等ごとに地域の医療提供体制の将来の目指すべき姿を示すこととされている。そして、地域医療構想の実現について、都道府県が診療に関する学識経験者の団体その他の医療関係者、医療保険者等の関係者との「協議の場（地域医療構想調整会議）」を設置し、協議だ

けでは地域医療構想の推進が図られない場合には、都道府県知事が医療機関に対し、過剰医療機能への転換の中止要請や、稼働していない病床の削減要請などを行うことができることとし、更には要請・勧告に従わない場合の医療機関名の公表等の措置権限を付与するなど、都道府県の役割と権限の強化が図られている。

一方、各地域においては、要介護状態になった高齢者も可能な限り住み慣れた地域で日常生活を営めるよう、医療、介護、予防、生活支援、住まいの確保といったサービスを一体的に提供していくことが求められている。こうした取組を進めていく上で、住民に身近な基礎自治体は、広域自治体とも一層連携を図りながら、地域の特性に応じたきめ細やかな対応を図ることがこれまで以上に求められている。

このような状況を踏まえつつ、事業の性質や各地域が抱える課題等を考慮しながら、今後の都と区市町村の役割分担のあり方についても検討する必要がある。

第 30 次地方制度調査会答申においては、三大都市圏の市町村において、水平的・相互補完的、双務的な役割分担の取組を促すとともに、小規模な市町村などで処理が困難な事務が生じた場合に、市町村間の広域連携では課題の解決が難しいときには、都道府県が事務の一部を市町村に代わって処理する役割を担うことも検討が必要とされている。また、こうした議論を経て、平成 26 年に改正された地方自治法においては、新たな広域連携の仕組みとして、「連携協約」と「事務の代替執行」が創設されている。

今後、各自治体においては、基礎自治体間での連携による取組を更に推し進めるとともに、地域を支え、発展させるための施策を単独で実施していくことが困難となることが予想される場合には、広域的な自治体による事務の補完等についても検討していく必要がある。

その際、都内における今後の人口減少社会の到来や少子高齢化の更なる進展を踏まえ、広域自治体として都が、今後どのように対応していくのかについても、検討を行うことが求められる。



## (地域特性を活かした役割分担のあり方)

これまで見てきたように、都内区市町村の地域特性や将来の人口動向及び財政環境は、地域ごとに様々である。

例えば、区部のように狭小な面積の中で高齢者人口が急激に増加する地域においては、今後、現在以上に高齢者福祉サービスの需給がひっ迫する恐れがある。一方、生産年齢人口が大きく減少していく西多摩地域や島しょ地域などでは、有効な土地利用や雇用の確保・創出などにより、定住人口をいかに維持していくかが重要な課題となっていく。

自治体間の連携により、相互に強みや弱みを補完し、区域外の公有地等に特別養護老人ホームを整備する動きがある。交通網が高度に発達し、地域間の短時間での移動が容易な都内の自治体間においても、各地域相互の特性を活かす有効な連携方策の一つになると考えられる。

また、都心区を中心に複数の区では、区外の森林整備や木材の優先利用による地球温暖化対策の取組が進められている。例えば中央区では、檜原村にある合計約42ヘクタールの森林において区内法人・団体等が実施する間伐や植樹等の森林保全活動に対し、その費用を助成する事業を実施している。また、この事業を円滑に運営するために、「中央区森とみどりの基金」を設置し、その原資となる寄付金を区民や区内企業等から募っている。

こうした取組は、各自治体及び住民による温室効果ガスの排出削減の努力が前提となることは言うまでもないが、大企業や多くの事業所を擁し、我が国の経済活動を支える都市部と、豊かな森林資源を有する多摩・島しょ地域が、互いの強みを活かして課題を解決しうる方策という点において、都内における自治体間の有効な役割分担の事例の一つとして注目される。

## (2) 住民自治(自治の担い手)のあり方

人口減少社会の到来、少子高齢化の進展は、地域における自治の担い手という観点から東京の自治のあり方を検討する際にも重要な要素となる。

人口減少に伴う空き家の急増への対応や、高齢者単身世帯の増加による地域での見守り等の必要性の増大といった地域に対する新たな課題への対応が求められる一方で、少子高齢化や地域とのつながりの希薄化などにより、地域の担い手が減少していくことが予想される。

### (地域コミュニティと空き家対策)

各地域における単身世帯、とりわけ高齢者単身世帯の増加と空き家の急増は、住民自治のあり方に大きな影響を及ぼすと考えられる。

地域コミュニティの希薄化・弱体化が進めば、地域における見守り等の共助機能を低下させ、高齢単身者の孤独死等の未然防止や早期発見が困難となる。また、地域において廃屋等の空き家が増加すれば、犯罪等の事件・事故の温床となり得る。更には、マンション等の集合住宅における空き家の発生は、元来希薄な傾向にある集合住宅のコミュニティの力を更に低下させ、災害発生時の助けあいや、適切な更新や建て替えに向けた区分所有者間の合意形成等を一層困難なものとする。

このように、地域における世帯構成の変化や空き家の動向は、住民自治を支える地域コミュニティとも密接に関連している。

増加する空き家に対し、法令整備の面からの国や都内自治体による対応が進む一方、空き家を再生するなどして新たに活用方法を見出す事例も都内各所で見受けられる。

都市再生機構(UR)の板橋区高島平団地では、点在する空き室を分散型サービス付き高齢者向け共同住宅に改修し、高齢者支援施設として活用することなどにより、新たな需要の発掘に努めている。また、世田谷区では、(一財)世田谷トラストまちづくりが、区内に空き家を抱える所有者と地域貢献活動の拠点・施設を探す団体とのマッチングを行い、既存空き家を地域交流活性化、地域コミュニティ再生に寄与する施設

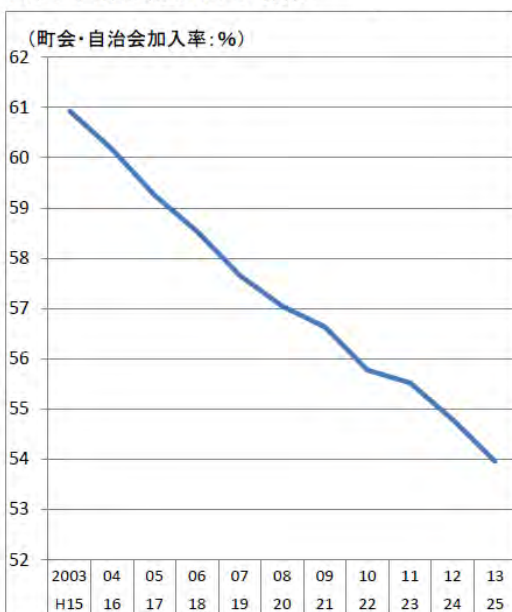
として活用する取組を推進している。

空き家の急増が避けられない中で、今後はこれらの事例のように、空き家を負の遺産として捉えるだけでなく、高齢者福祉などの新たな需要への対応や、地域コミュニティの振興・発展を図るための資源として積極的に活用していく必要がある。

### (多様な地域主体への支援)

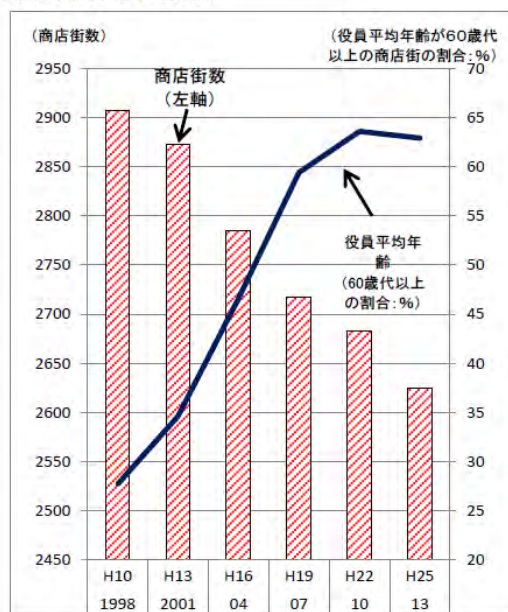
町会・自治会の状況を見ると、数値が把握できた33団体全てにおいて、平成15年から平成25年までの10年間に於ける加入率の低下が見られる(図表39)。また、町会・自治会の役員平均年齢は、18団体平均で68.2歳となっているなど、地域コミュニティの担い手の高齢化が確認できる。商店街も同様に、加入率の低下や役員平均年齢の上昇が見られ、商店街数も減少傾向にある(図表40)。

町会・自治会加入率の推移



※事務局による各区市町村ヒアリング結果により集計。  
平成15年から平成25年までの10年間の数値が把握されている33区市町村の平均値を集計

商店街数等の推移



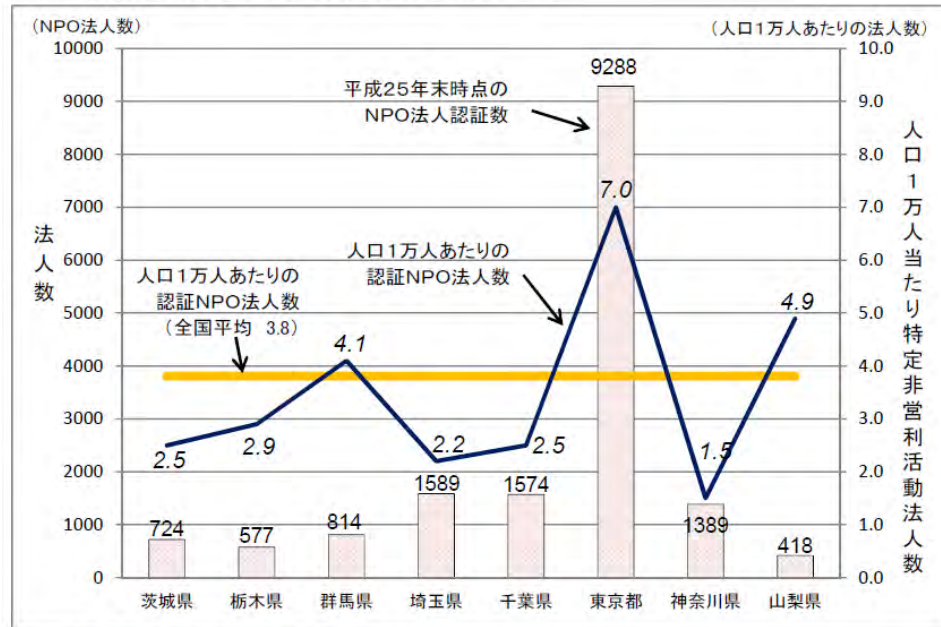
※東京都産業労働局「東京都商店街実態調査」により作成

一方、新たな地域の担い手としてのNPOや企業等の活躍が期待される。

認証NPO法人数を見ると、都内では平成25年12月末現在9,288団体がNPO法人として認証されており、首都圏他県の認証数と比較すると東京都の値は突出して多い。また、人口1万人当たりNPO法人数を見ても、全国平均が3.8団体であるのに対

し、東京都では 7.0 団体と高い水準に位置する。こうした都内におけるNPO法人の存在は、今後、福祉、環境、まちづくりなど様々な分野で新しい自治の担い手として注目される(図表 41)。

首都圏都県別のNPO法人認証状況(2013(平成25)年)



※国土交通省「平成25年版 首都圏白書」により作成  
NPO法人数は各年12月末現在、各都県の人口は平成25年10月1日現在の値

また、企業の社会貢献意識も高まっており、都内には、企業の地域に根差した活動を支援する仕組みを整備する自治体もある。

例えば、品川区では賛同企業とともに「しながわCSR推進協議会」を設置し、区も協議会の一員として地域貢献活動の情報提供等を行い、企業と地域住民の協働によるまちづくりを推進している。

こうした状況を踏まえ、町内会や自治会等の活動を基盤とした既存のコミュニティを再構築していくことはもとより、NPOや企業、ボランティア団体などの地域の様々な活動主体との協力によって、新しいコミュニティの形成を支援していく必要がある。

### (参画と協働の推進による自治の担い手の育成)

空き家への対応や地域での見守り等の必要性の増大といった新たな課題に対して、行政はきめ細やかなサービスを提供していく必要があるが、これら全ての課題に行政だ

けで対応していくことは困難である。

このため、区市町村は、住民参画を促す取組を積極的に行うことなどにより、行政活動や地域の課題に対する住民の関心を高めるとともに、協働の機会の増進に努め、住民自らが自治の担い手として一定の役割を果たすことができるようにしていくことが一層求められている。

各区市町村では、様々な住民参画や協働の取組を実施している。当研究会が実施した都内区市町村を対象としたアンケート調査によると、方法や規模は様々であるものの、全ての団体において、長期計画等の策定時に何らかの住民参画の取組を実施している。

例えば、立川市、府中市、調布市などでは、行政と住民との協働の観点から、長期計画の策定(改定)の際に、住民と職員が協働で市の将来像について議論を行っている。

また、千代田区では、在勤者が多い同区の地域特性を踏まえ、長期計画の改定に先立ち、無作為抽出により選ばれた在住者とインターネットにより応募した在勤者が、区の課題や将来像について、ともに議論し、参加者自らが議論の結果を集約し、区に対する提言を取りまとめる「区民会議」が開催されている。

更に、青梅市では、「市の将来を担う子どもたちの意見を長期計画に反映」させるために、小学5・6年生を対象とした「子ども世論調査」や中学生を対象とした「子ども未来会議」を開催している。

このように、住民参画を単なる意見聴取の機会として捉えるのではなく、住民自らが地域の課題と解決策を考える場としても位置付ける必要がある。

一方で、住民自らが地域活動に貢献し、地域の課題を自ら解決していく取組を支援する動きもある。

杉並区が開講している「すぎなみ地域大学」では、区民が、地域活動に必要な知識・技術を学び、地域社会で貢献する人材、協働の担い手として活躍できるよう、知識・技術の習得に必要な講座を設置するだけでなく、受講者に修了後の活動の場を紹介するなどして、住民の地域活動の実践を支援している。

また、他県では、様々な行政情報を住民が二次利用しやすい形で積極的に公開する「オープンデータ化」を進めることで、地域の課題や行政の政策・施策等の効果を住民自らが分析し、判断することができる環境づくりに積極的に取り組んでいる自治体もある。

今後はこうした取組を通じて、様々な年代層がそれぞれの課題意識や経験・ノウハウを地域課題の解決に有効に活用し、地域の担い手として活躍できるよう、各区市町村は、多様な支援策をこれまで以上に積極的に講じていくことが重要である。

### (3) 効率的・効果的な行財政運営のあり方

人口減少社会の到来、少子高齢化の進展に伴い、各自治体を取り巻く財政環境が厳しくなる中、より効率的・効果的な行財政運営が求められる。

#### (都と区市町村による主体的検討の必要性)

区部では高齢者数の大幅な増加、市部・町村部では年少人口及び生産年齢人口の大幅な減少など、各自治体の行財政運営に大きな影響を与える状況が今後見込まれる。

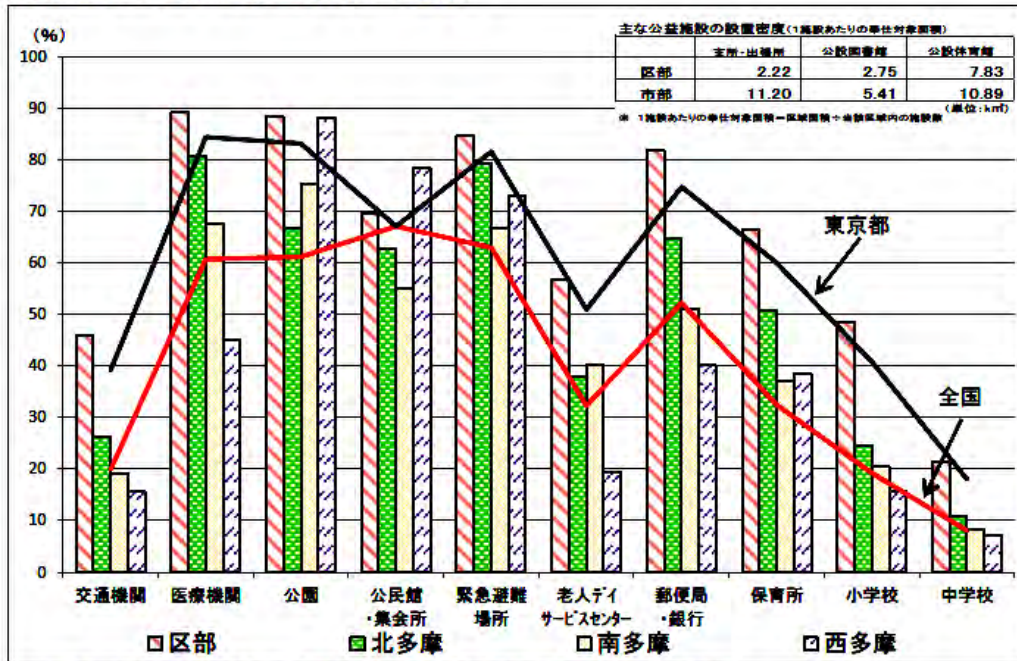
特に、人口減少という我が国が直面する大きな課題に対しては、子育て支援等の少子化対策を重点的・集中的に講ずることにより、現に人口が集積する大都市部において、人口減少を食い止めることが、現実的かつ有効な解決策であり、今後都内自治体は、こうした課題にもこれまで以上に的確に対応していく必要がある。

こうした観点から、国においては、大都市における膨大な行政需要や課題にも十分配慮し、これに対応していくための地方財源の安定的な確保に努めることが不可欠であるが、まずは、都及び都内区市町村が連携し、将来の厳しい状況を見据え、主体的に効率的・効果的な行財政運営のあり方を検討していくことが求められる。

#### (公共公益施設の現況と今後の対応)

行政サービス窓口や福祉施設、学校・図書館などの公共公益施設の分布状況を見ると、地域ごとにばらつきが大きく、総じて区部の方が設置密度が高い(図表 42)。

### 500m以内に公益施設等がある住宅の割合



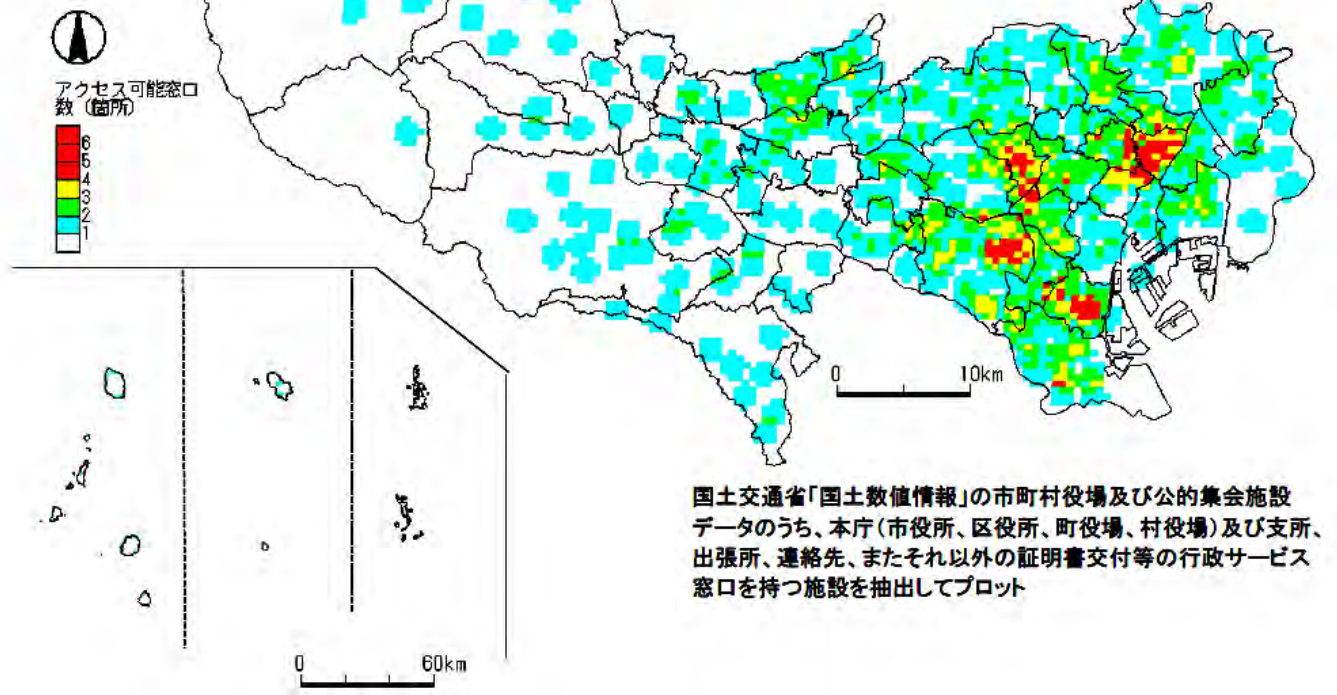
※ 500m以内に公益施設等がある住宅の割合は、総務省「平成20年住宅・土地統計調査」により作成  
 ※ 公益施設の設置密度は、総務省「平成23年度公共施設状況調査」により作成

例えば区市町村保有の公営住宅を例にとると、その多くが区部に集中しており、今後の更新需要についても、7～8割超が、区の所有分(戸数ベース)である(図表 43)。

また、公共公益施設の設置密度は、人口の集積の状況と密接に関連しているが、例えば、人口当たりの窓口サービス職員の数を見ても、区部は総じて高い水準にあるなど、人口密度を考慮しても、行政サービスの提供密度や水準には地域間のばらつきが存在する点にも留意する必要がある(図表 45～47)。



半径1km以内に存在する支所・出張所等の数（500mメッシュ）



今後、公共公益施設の膨大な更新需要への対応はもとより、高齢者人口の急激な増加など人口構成の変化に伴う施設需要の増大にも適切に対応していく必要があるが、公共公益施設の設置状況やサービスの提供状況、今後の行政需要の増加量についての地域間のばらつきなどを踏まえると、特に区部においては、既存の公共公益施設の統廃合や、新規需要に対応するための積極的な用途転用により、建設・更新経費の縮減を図るなど、更なる行財政運営の効率化を進めていく必要がある。

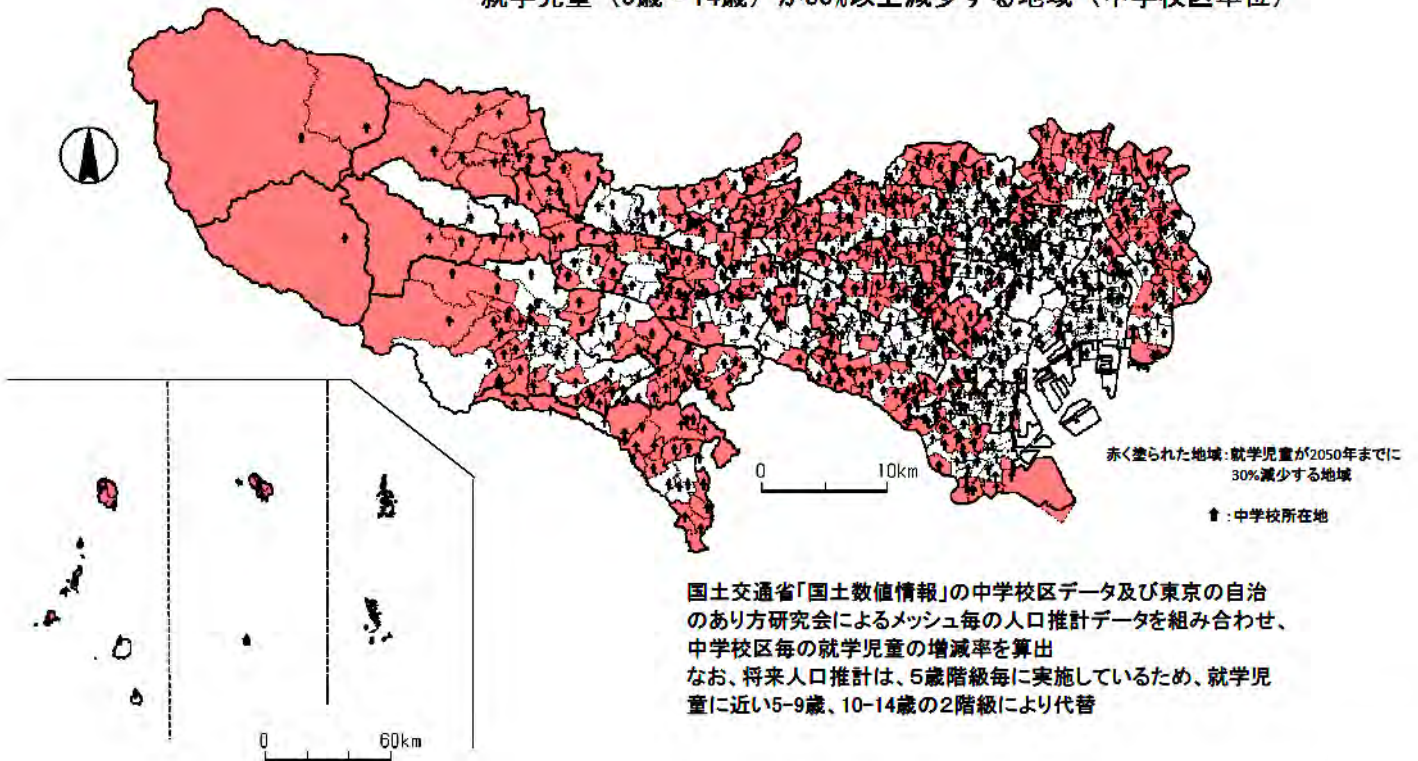
一方、市町村部においては、区部との間の利便性や施設の設置密度の差なども踏まえ、効率化によって利便性の過度な低下等が生じることのないよう、統廃合等はより慎重に検討する必要があるものの、将来の人口減少・少子高齢化の状況を踏まえると、地域によっては既存の公共インフラの維持そのものが困難となることも懸念される（図表 48）。

多摩地域の一部では、既に自治体が財政的支援を行い、生活に必要なバス路線の維持・存続を図っているところもあるが、更に今後、沿線人口の減少に伴い、こうした状況が一層深刻なものとなることも考えられる（図表 49）。

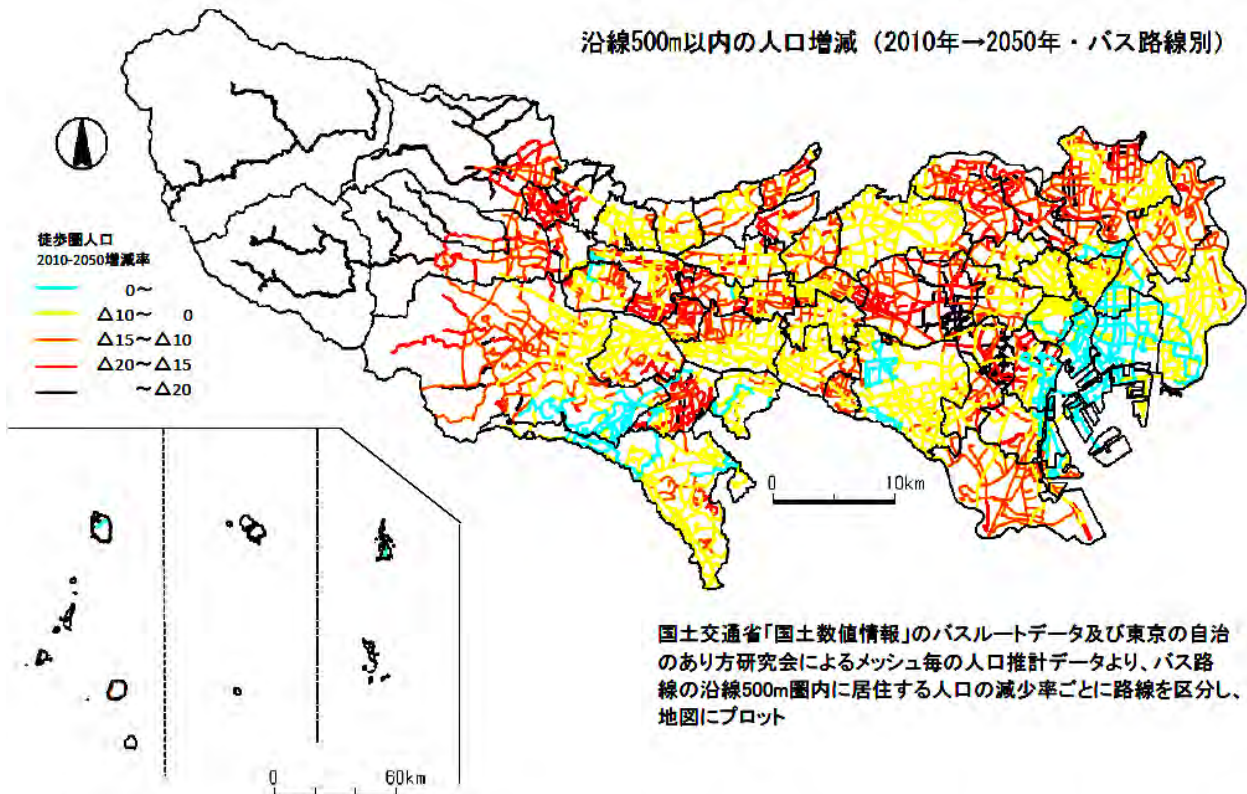
こうした地域においては、危機的な状況に陥る前に、中長期的な視点にたち、地域

機能の集約化や周辺集落とのネットワーク化などの取組を早急に進めていく必要がある。

就学児童（5歳 - 14歳）が30%以上減少する地域（中学校区単位）



沿線500m以内の人口増減（2010年→2050年・バス路線別）



### (行政体制の更なる効率化の必要性和住民への説明責任)

行政体制については、都内自治体ではこれまでも、全国よりも高い削減率で、厳しい職員数の削減を実施してきた(図表 50)。

しかし、各自治体の「内部管理部門」について人口千人当たりの職員数をみると、各区市町村の人口規模に応じた全国自治体の平均職員数と比較して区部、市町村部ともに4割を超える自治体において全国平均を上回る水準となっている(図表 51、52)。

各自治体を取り巻く将来の財政環境等が一層厳しい状況となることが想定される中、地域における今後の行政需要の変化・増大にも、きめ細やかに対応していかなければならない。こうした状況を踏まえれば、内部管理部門の更なる見直しによる行政体制の効率化は今後も避けられない課題である。

また、都や区市町村は、行政体制や設置する施設が、効率性や有効性の観点から必要なものであることについて、住民に対して説明責任を尽くす必要がある。

### (既存の行政体制の維持・存続にとらわれない早急な見直し)

今後、変化・増大する行政需要に的確に対応し、安定的な行政サービスを提供していくためには、既存の行政体制の維持・存続にとらわれず、早急に見直しを検討していくことが必要である。

そして、各区市町村は、それぞれの地域が迎えるであろう将来の状況を直視し、人口動向や財政環境等の変化により、十分な行政サービスが提供できなくなるなど危機的な状況に陥る前から、合併、共同処理制度の活用、基礎自治体間での相互補完や機能分担等、多様な選択肢について、地域特性や住民意思等を踏まえながら、主体的に検討、判断していく必要がある。

合併及び連携はともに、利用可能な公共施設・サービスの増加などの住民の利便性の向上や、一つの自治体では担いきれない課題への対応がしやすくなることなどの効果が期待されるが、それぞれ固有の効果と課題としては、以下のものが一般的に言われている。

### <合併により期待される効果>

- 内部管理等の重複部門の整理統合や人員の適正配置等による職員数の削減とそれに伴う行財政基盤の強化
  - 保健・福祉、産業振興等の各専門分野における組織・人員の専門化・充実化による新たな行政課題への対応
  - 行政サービスについての受益と負担の不一致の改善・解消
  - 行政区域の拡大に伴う土地利用等の選択肢の広がりによる、いわゆる「迷惑施設」も含めた公共施設の効果的・効率的な整備・再配置と重複投資の解消
  - 大規模な公園整備や自治体境界をまたぐコミュニティバス運行等、日常生活圏にあわせた行政サービスの充実
- ※ 高度に市街地が連坦した地域において特に期待される効果
- 自治体境界にある駅周辺における市街地再開発や駐輪場整備等における一体性のある都市整備の広域的な実施
  - 帰宅困難者対策などの災害対応における一体的かつ円滑な対応
  - 面積が狭小で市街地が連坦していることに伴う経常経費の高い削減効果

### <合併により懸念される課題>

- 広域化に伴い住民等の声が届きにくくなるという懸念
  - 住民サービス・負担水準の統一による一部地域におけるサービス水準の低下・住民負担の増加
  - 地域の伝統・文化、歴史的地名等の喪失の危機
- ※ 市街地が連坦していない地域において特に懸念される課題
- 行政機能が遠くなることによる利便性の低下
  - 周辺部の衰退と中心部との格差拡大
  - 災害対応の観点から合併前の庁舎の統廃合が進まないなどの非効率の残存

### <連携により期待される効果>

- スケールメリットを生かした事業の効率化
- 一つの自治体では担いきれない広域的な行政課題等に対応する体制の整備
- 相互利用等による利用可能な公共施設・サービスの増加に伴う住民利便性の向上
- 地域の状況に応じて、個別分野に絞った広域的な対応が可能

### <連携により想定される課題>

- 規約の変更等に各構成団体の議会の議決が必要であるなど、迅速な意思決定が困難
- 各首長の姿勢の変化や住民の意向等を背景に主張が対立した場合、構成団体間の意見調整が難航し、事業実施が停滞

(一部事務組合、広域連合)

- 権限と責任が構成団体から一部事務組合・広域連合に移行するため住民の声や監視の目が届きにくくなる。

(機関等の共同設置)

- 権限が機関等に移動せず、各構成団体に帰属するものとみなされるため、全ての構成団体の議会に対応する必要があり、手続が煩雑

(事務の委託)

- 委託団体は当該事務に関して直接責任・権限を持たなくなるため、委託事務実施の結果について、当該委託団体住民に対する責任を負うことができない。

合併・連携それぞれに、メリット、デメリットの両面があることを念頭に、大都市、中山間地域、島しょ地域といった地理的状況、人口規模、人口や産業の集積の状況、地域の連坦、面積など、その地域特有の様々な状況を踏まえ、合併・連携等の多様な選択肢の中で、どのような手段がより有効であるのかについて、具体的なデータ等に基づき、関係自治体間で議論していくことが重要である。

その際、合併については、上記のようなメリット・デメリットに鑑み、効率的、効果的な自治体の行財政運営や行政サービス水準の維持という視点に加えて、合併後の住民の利便性の向上も考慮した上で議論する必要がある。

一方、連携については、広域連携の一層の活用を図る観点から、その活用分野の更なる拡充について検討することも重要であるが、管理部門の増大、住民への説明責任、ガバナンス、意思決定のスピード等についても考慮に入れた上で、真に効果を発揮できる事務処理体制になっているか、検討することも必要である。また、それぞれの連携の仕組みのメリット・デメリットを踏まえ、その特性に留意した活用を図る必要がある。

あわせて、これらの取組が進展し、自治体間における連携が増大していく場合には、既存の体制の維持・存続にとらわれない行政体制のあり方を検討することが求められる。

# 卷末資料1

## 最終報告 付表

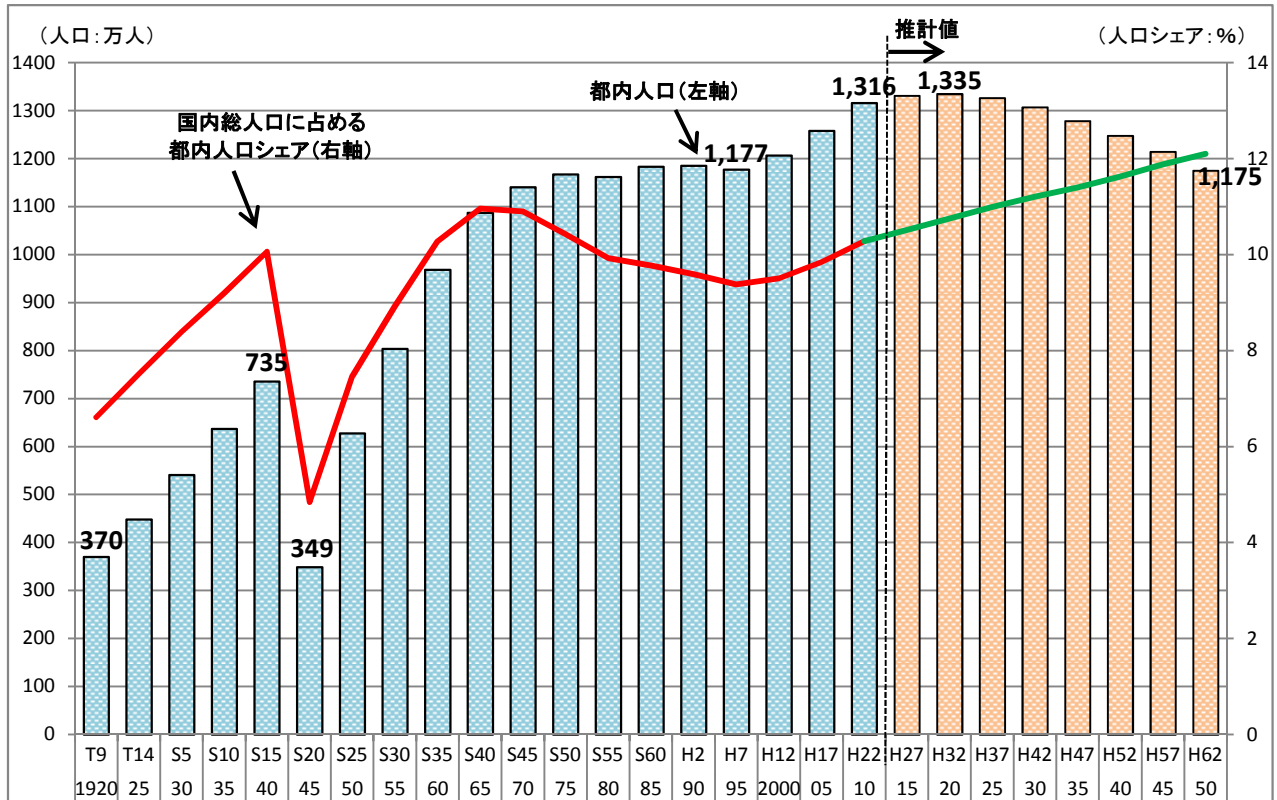
1. 人口動向を踏まえた地域ごとの将来の姿と課題			ページ
図表 1	東京の人口の推移		38
(高齢者の急激な増加と高齢化の進展)			
図表 2	2-1 2-2	2010(平成22)年を100とした場合の地域別・年齢層別将来人口指数(①区部・2050(平成62)年) 2010(平成22)年を100とした場合の地域別・年齢層別将来人口指数(②市町村部・2050(平成62)年)	39 39
図表 3	3-1 3-2	65歳以上人口の推移(①区部・2010年=100) 65歳以上人口の推移(②市町村部・2010年=100)	40 40
図表 4	4-1 4-2	75歳以上人口の推移(①区部・2010年=100) 75歳以上人口の推移(②市町村部・2010年=100)	41 41
図表 5	人口増減率(2010(平成22)年→2050(平成62)年)の地域別・年齢層別寄与度		42
図表 6	年齢階層別要介護(要支援)認定率(全国)		42
図表 7	年齢階層別1人当たり国民医療費(全国)		43
図表 8	社会保障に係る費用の将来推計(平成24年3月推計・厚生労働省推計)		43
図表 9	2050(平成62)年時点の高齢者人口及び生産年齢人口の地域別増減(2010年=100)		44
(高齢者単身世帯と空き家の急増)			
図表 10	従属人口指数(生産年齢人口100人に対する年少・高齢者人口)の変化		45
図表 11	都内の将来世帯数の動き		45
図表 12	12-1 12-2	高齢者単身世帯数 指数推移(①区部・2010(平成22)年=100) 高齢者単身世帯数 指数推移(②市町村部・2010(平成22)年=100)	46 46
図表 13	空き家率の将来推計		47
図表 14	全国の空き家の状況(2013(平成25)年)		48
図表 15	都内の空き家の状況(2013(平成25)年・圏域別)		48
(東京における少子化の更なる進展)			
図表 16	東京の人口動態(要因別)		49
図表 17	都内の人口の自然増減推移		49
図表 18	出生数の推移(東京及び全国)と将来推計(全国)		50
図表 19	嫡出でない子の割合(国際比較)及び母年齢階層別割合(国及び都)		50
図表 20	初婚女性の平均婚姻年齢推移		51
図表 21	年齢階層別有配偶者比率(男女別・2010(平成22)年)		51
図表 22	女性年齢階層別出生率(人口千人対、2013(平成25)年)		52
図表 23	合計特殊出生率の推移(東京及び全国)		52
図表 24	各都道府県の合計特殊出生率		53
図表 25	都内の合計特殊出生率		53
図表 26	26-1 26-2	都内区部の社会移動 都内市町村部の社会移動	54 54
図表 27	主要都市における転入超過率の推移		55
図表 28	主要都市の圏域人口シェア及び合計特殊出生率の推移		56
図表 29	主要都市の事業所・就業者数の圏域シェアの推移		57
図表 30	国が掲げる目標が実現した場合の東京の将来人口(総人口)		58
図表 31	国が掲げる目標が実現した場合の東京の将来人口(生産年齢人口)		58
図表 32	国が掲げる目標が実現した場合の東京の将来人口(若年女性人口)		59
図表 33	国が掲げる目標が実現した場合の東京の将来人口(高齢化率)		59
図表 34	国が掲げる目標が実現した場合の東京の生産年齢人口の動き		60
図表 35	国が掲げる目標が実現した場合の東京の若年女性人口の動き		60
図表 36	国が掲げる目標が実現した場合の東京の高齢化率の動き		61
2. 東京の自治のあり方の方向性			
(都内自治体の特徴と多様な地域特性)			
図表 37	自治体の面積・人口規模比較(都内区市及び全国20万人以上人口市)		62
図表 38	都及び都内各地域の産業特性(従業者ベース)(38-1~38-6)		63
(多様な地域主体への支援)			
図表 39	町会・自治会加入率の推移		66
図表 40	商店街数等の推移		66
図表 41	首都圏都県別のNPO法人認証状況(2013(平成25)年)		66
(公共公益施設の現況と今後の課題)			
図表 42	500m以内に公益施設等がある住宅の割合		67
図表 43	都内公営住宅(区市町村保有のみ)の建設時期別戸数		67
図表 44	下水道管の年度別整備延長		68
図表 45	都内区市町村の住民窓口設置密度と人口密度		68
図表 46	住民窓口数と人口10万人当たりの窓口サービス職員数の区市比較		69
図表 47	半径1km以内に存在する支所・出張所等の数(500mメッシュ)		70
図表 48	就学児童(5歳-14歳)が30%以上減少する地域(中学校区単位)		71
図表 49	沿線500m以内の人口増減(2010年→2050年・バス路線別)		72
(行政体制の更なる効率化の必要性と住民への説明責任)			
図表 50	平成12(2000)年以降の都内区市町村の総職員数の推移(指数 2000年=100)		73
図表 51	全国区市町村の人口規模別 千人当たり内部管理職員数(平均値)		73
図表 52	全国区市町村(政令市除く)の千人当たり内部管理職員数		74
図表 53	一部事務組合・広域連合における議会開催日数及び監査委員活動日数		74



# 1. 人口動向を踏まえた地域ごとの将来の姿と課題

東京の人口の推移

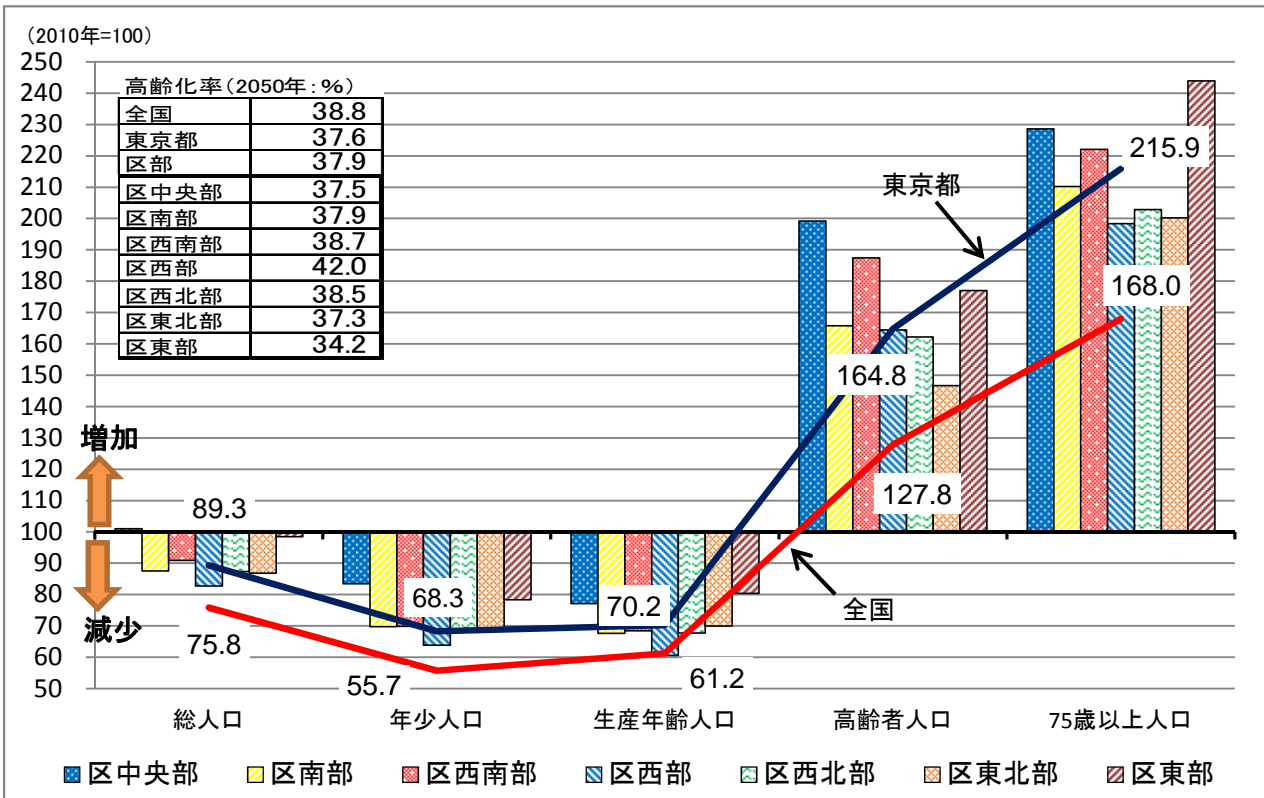
図表1



※ 2010(平成22)年までの値は総務省「国勢調査」による実績値、2015(平成27)年以降は東京の自治のあり方研究会による推計値  
 ※ シェア算出に係る全国推計値は国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口(平成24年1月推計)」を使用

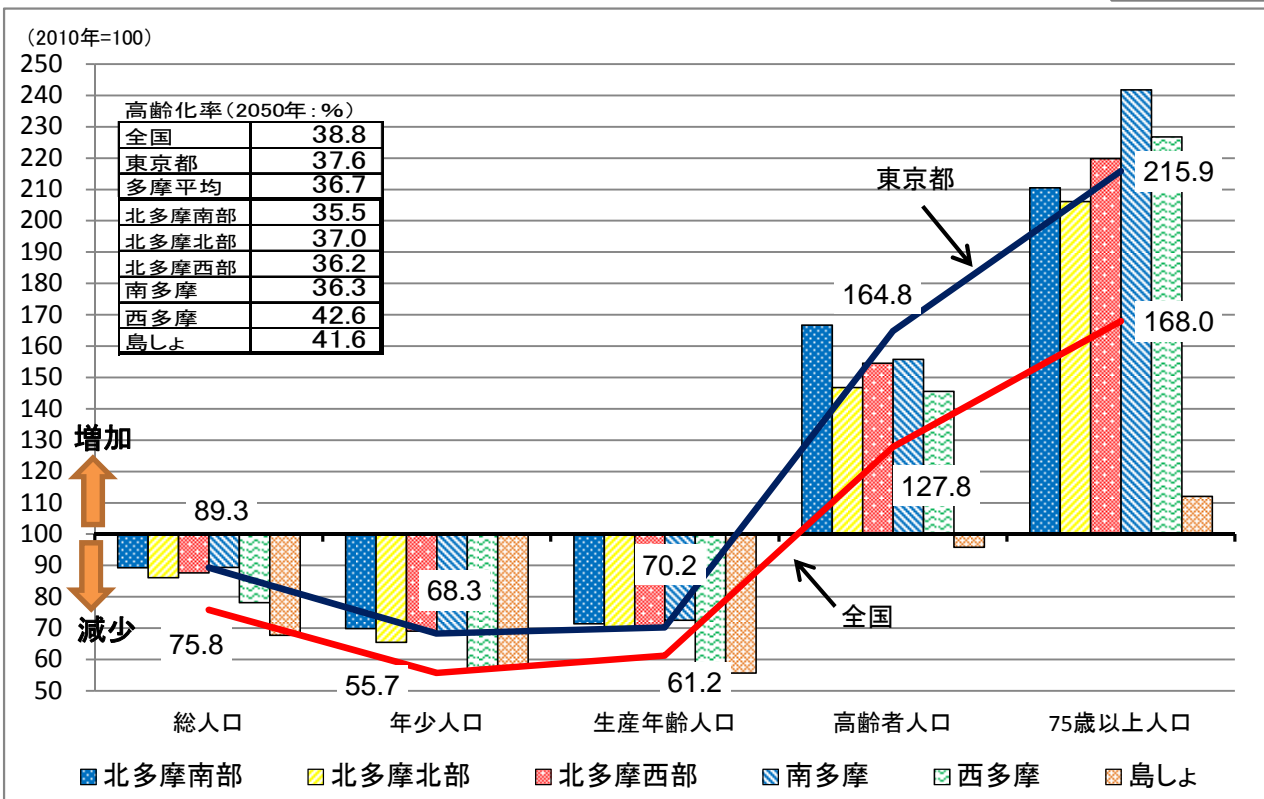
# (高齢者の急激な増加と高齢化の進展)

2010(平成22)年を100とした場合の地域別・年齢層別将来人口指数(①区部・2050年) 図表2-1



※ 全国推計は国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口(平成24年1月推計)」による推計値。その他は、東京の自治のあり方研究会による推計値

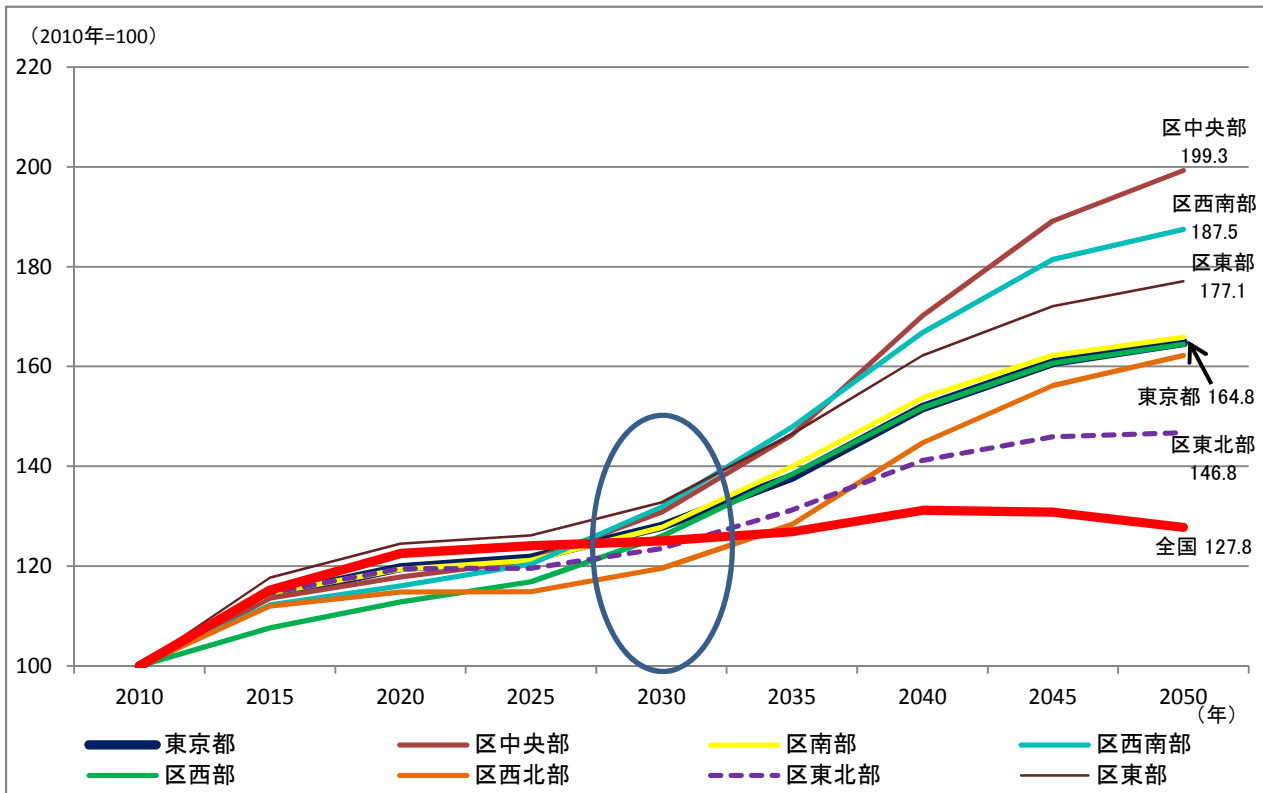
2010(平成22)年を100とした場合の地域別・年齢層別将来人口指数(②市町村部・2050年) 図表2-2



※ 全国推計は国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口(平成24年1月推計)」による推計値。その他は、東京の自治のあり方研究会による推計値

65歳以上人口の推移(①区部・2010(平成22)年を100とした場合)

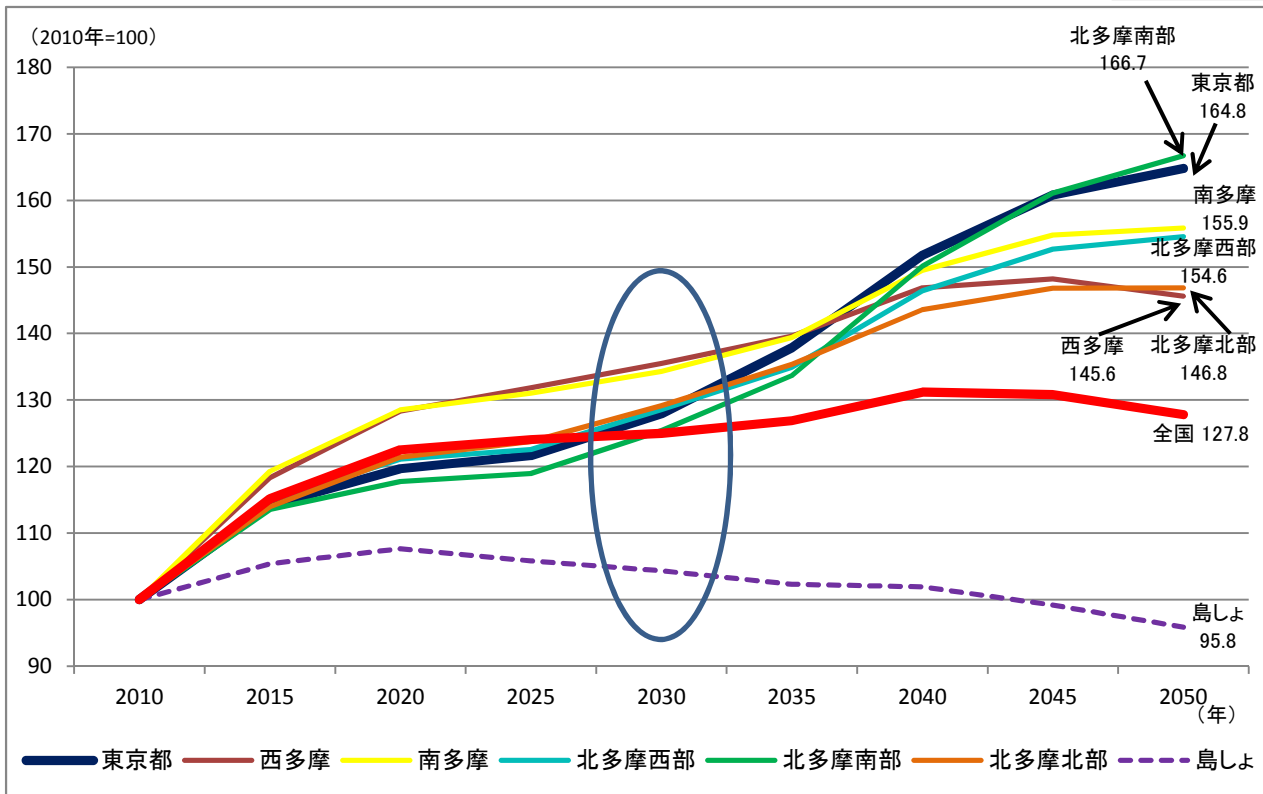
図表3-1



※ 全国推計は国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口(平成24年1月推計)」による推計値。その他は、東京の自治のあり方研究会による推計値

65歳以上人口の推移(②市町村部・2010(平成22)年を100とした場合)

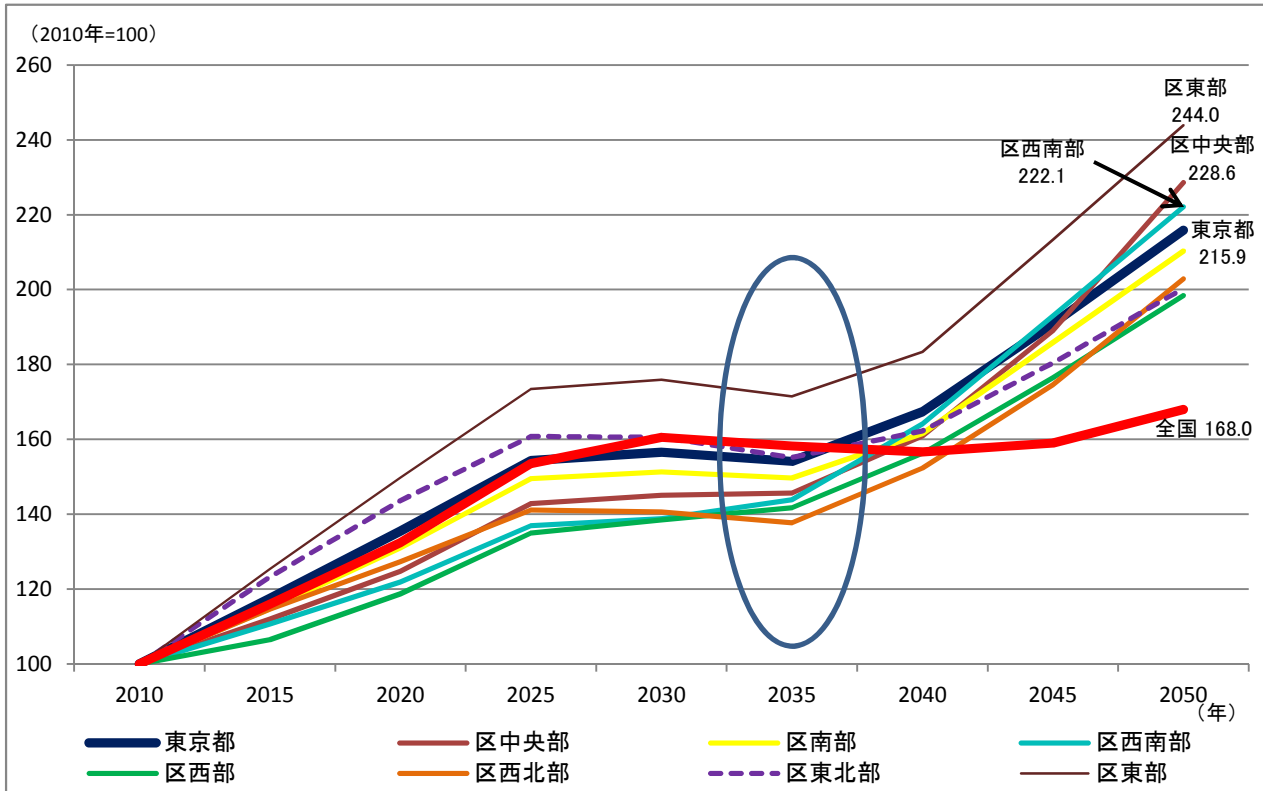
図表3-2



※ 全国推計は国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口(平成24年1月推計)」による推計値。その他は、東京の自治のあり方研究会による推計値

75歳以上人口の推移(①区部・2010(平成22)年を100とした場合)

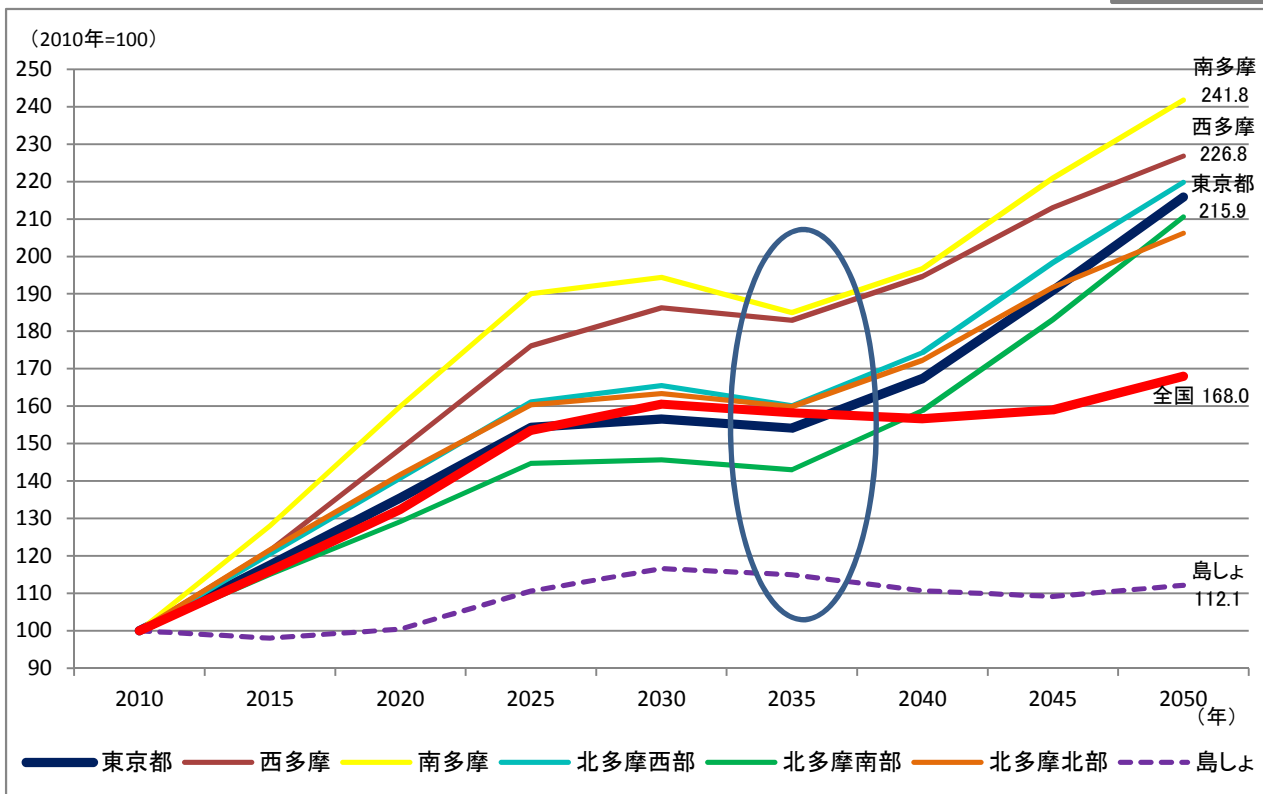
図表4-1



※ 全国推計は国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口(平成24年1月推計)」による推計値。その他は、東京の自治のあり方研究会による推計値

75歳以上人口の推移(②市町村部・2010(平成22)年を100とした場合)

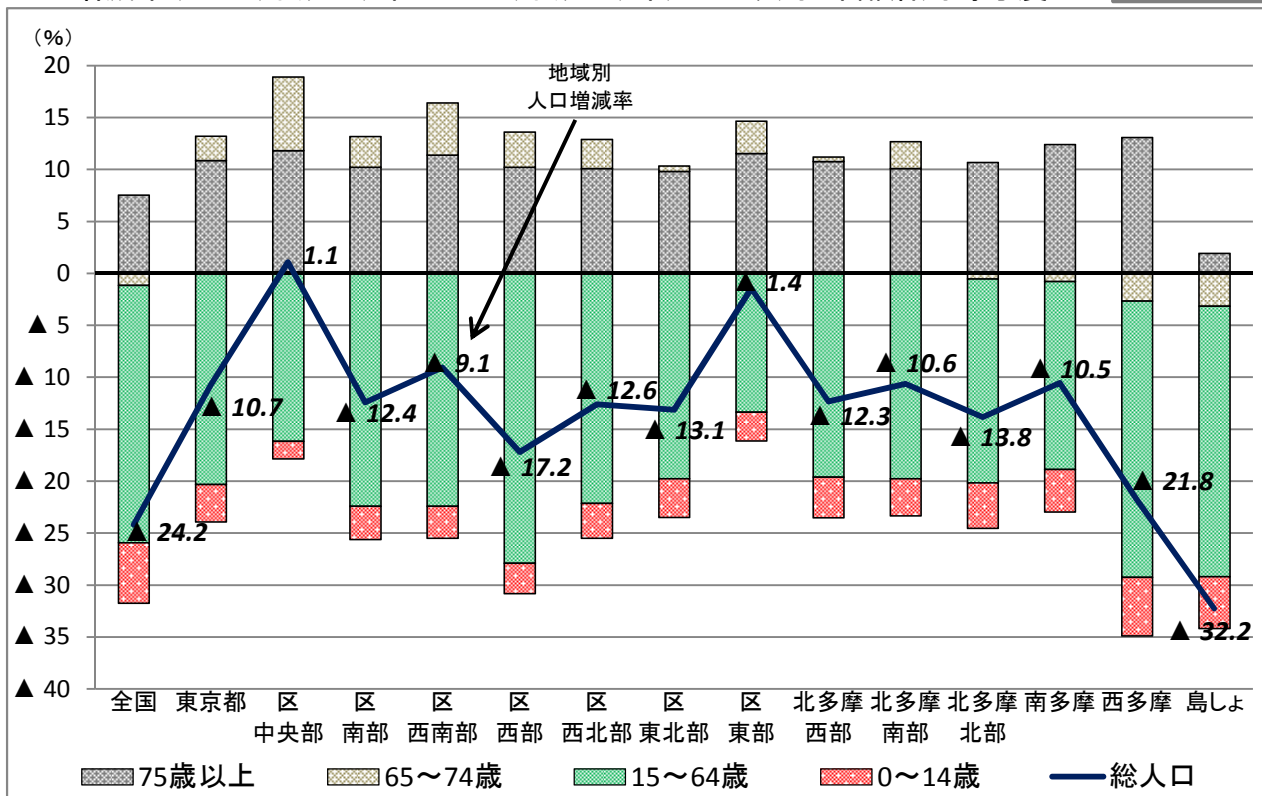
図表4-2



※ 全国推計は国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口(平成24年1月推計)」による推計値。その他は、東京の自治のあり方研究会による推計値

人口増減率(2010(平成22)年→2050(平成62)年)の地域別・年齢層別寄与度

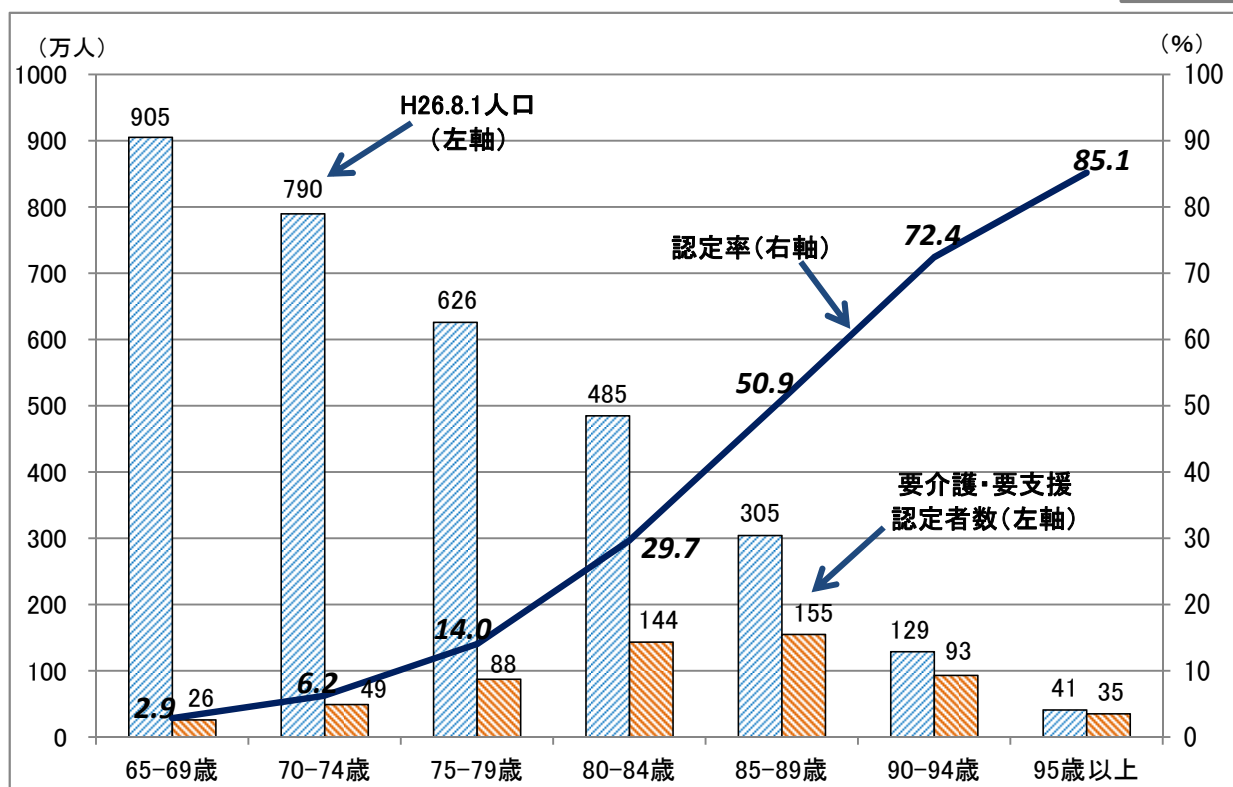
図表5



※ 全国推計は国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口(平成24年1月推計)」による推計値。その他は、東京の自治のあり方研究会による推計値

年齢階層別要介護(要支援)認定率(全国)

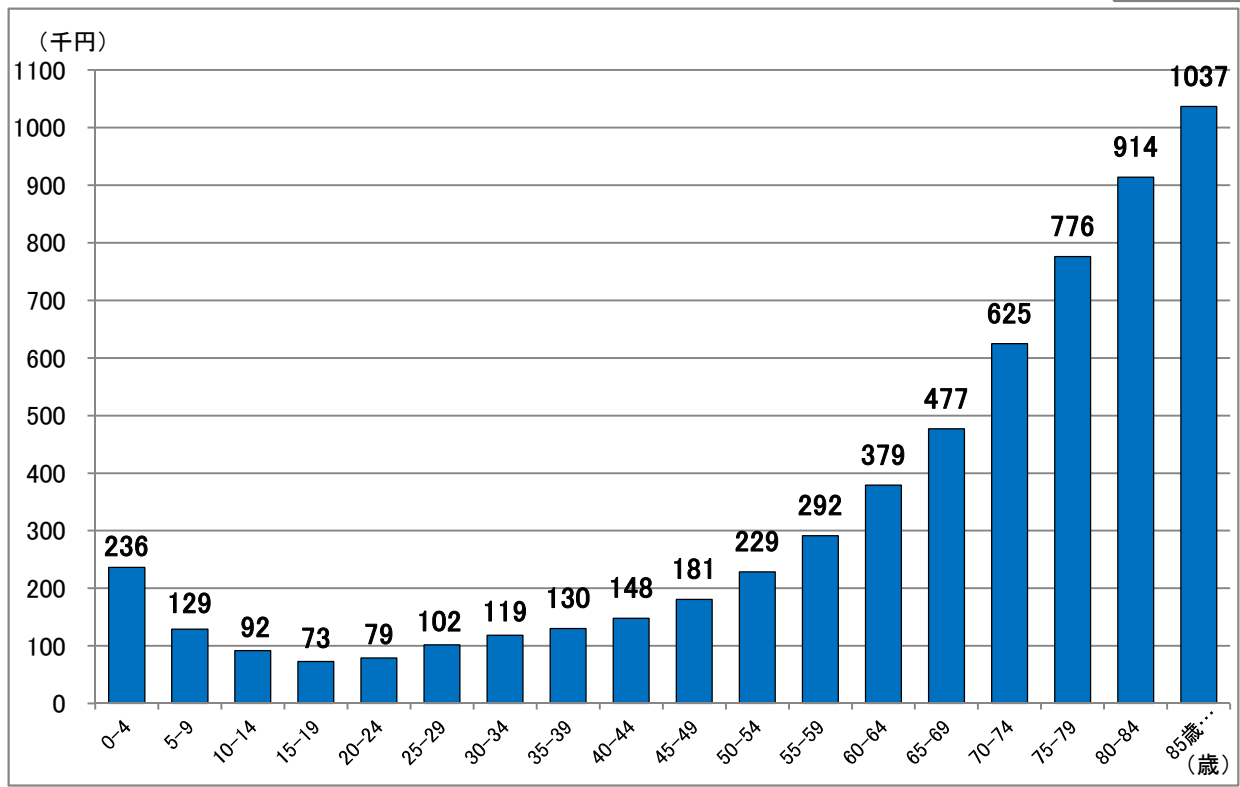
図表6



※厚生労働省「介護給付費実態調査月報(平成26年8月審査分)」、総務省「人口推計」により作成。認定者数は、審査月の前月(サービス提供月)中に受給者台帳に登録されている者の数

年齢階層別1人当たり国民医療費(全国)

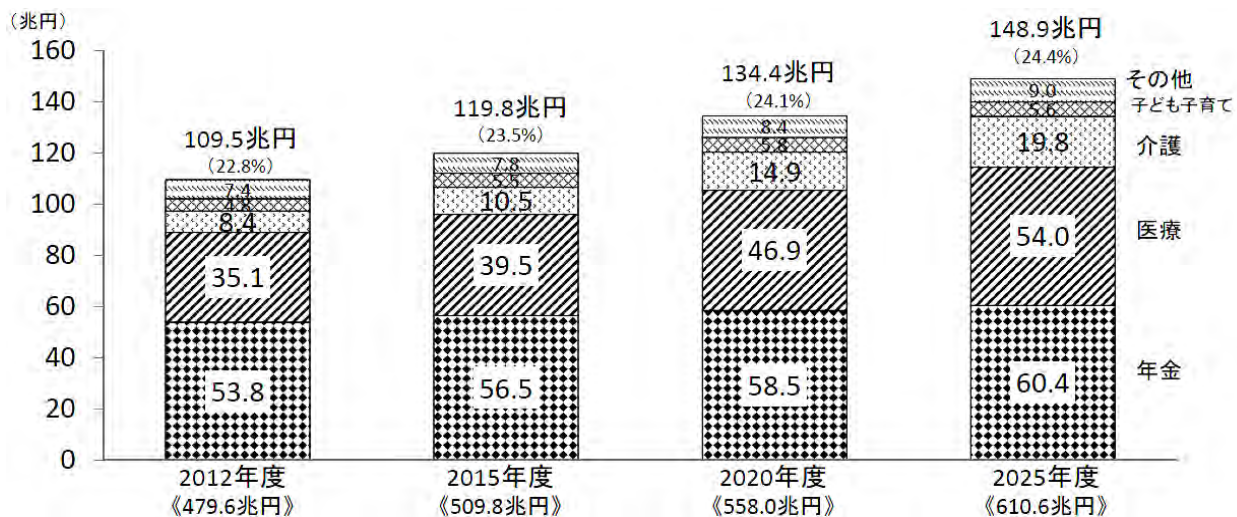
図表7



※ 厚生労働省「平成24年度国民医療費」により作成

社会保障に係る費用の将来推計(平成24年3月推計・厚生労働省推計)

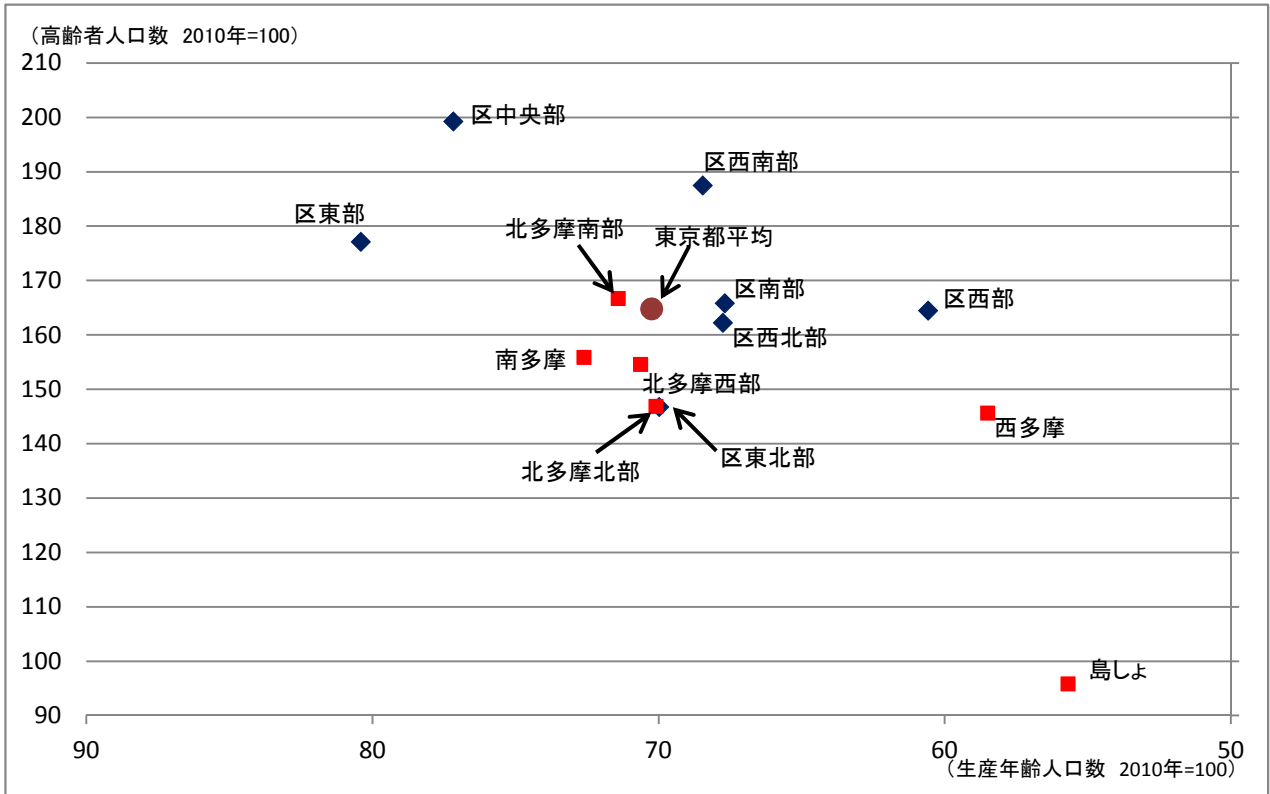
図表8



※ 出典: 内閣府「選択する未来」委員会第6回 資料3「社会保障の現状について」  
 ()内は対GDP比、《》内はGDP額

2050年(平成62)時点の高齢者人口及び生産年齢人口の地域別増減(2010年=100)

図表9

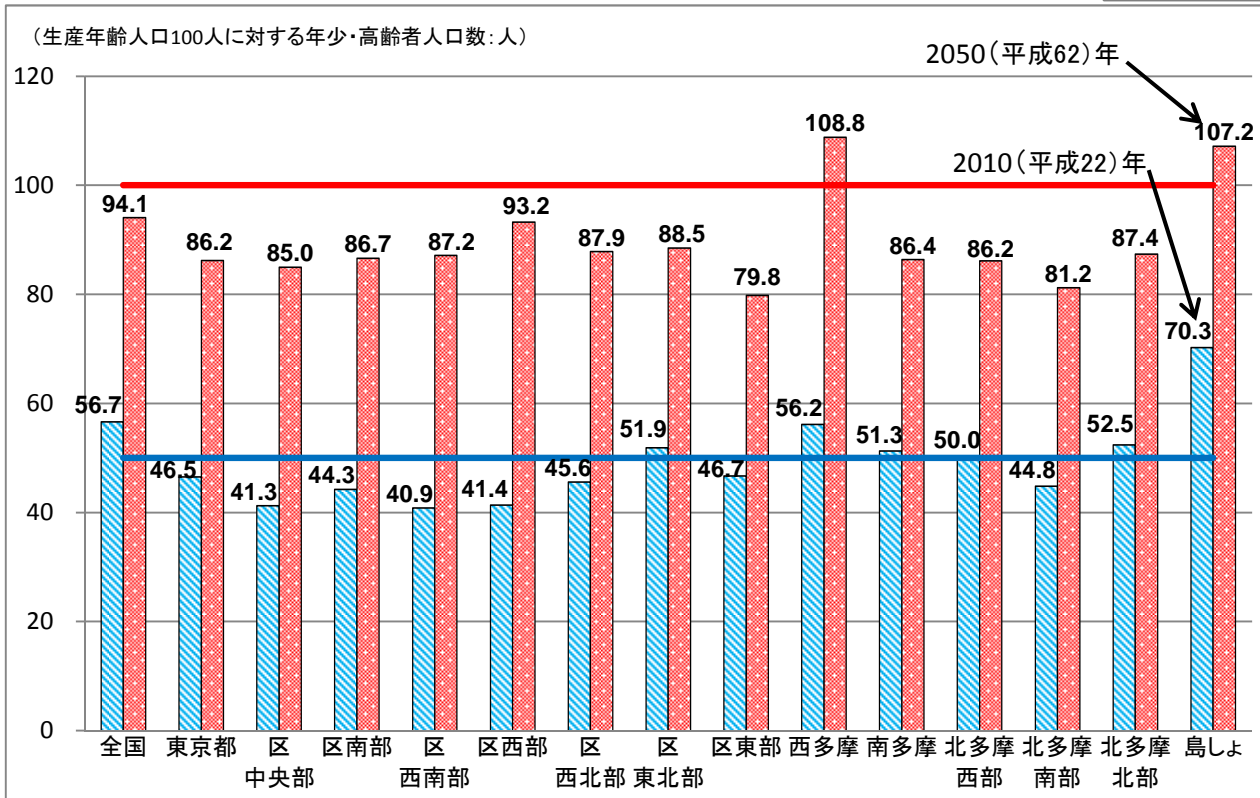


※ 全国推計は国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口(平成24年1月推計)」による推計値。その他は、東京の自治のあり方研究会による推計値

# (高齢者単身世帯と空き家の急増)

従属人口指数(生産年齢人口100人に対する年少・高齢者人口数)の変化

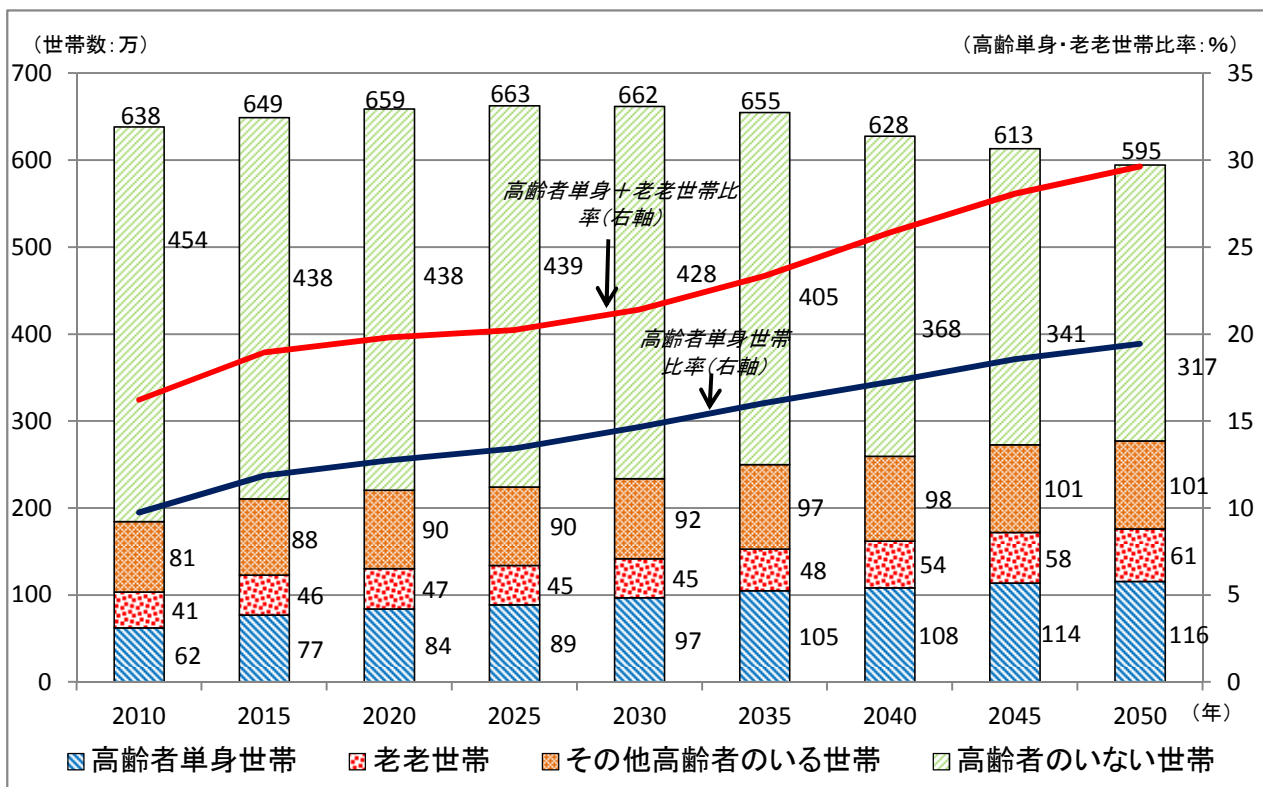
図表10



※ 2010(平成22)年は総務省「国勢調査」による実績値、2050(平成62)年は東京の自治のあり方研究会による推計値

## 都内の将来世帯数の動き

図表11

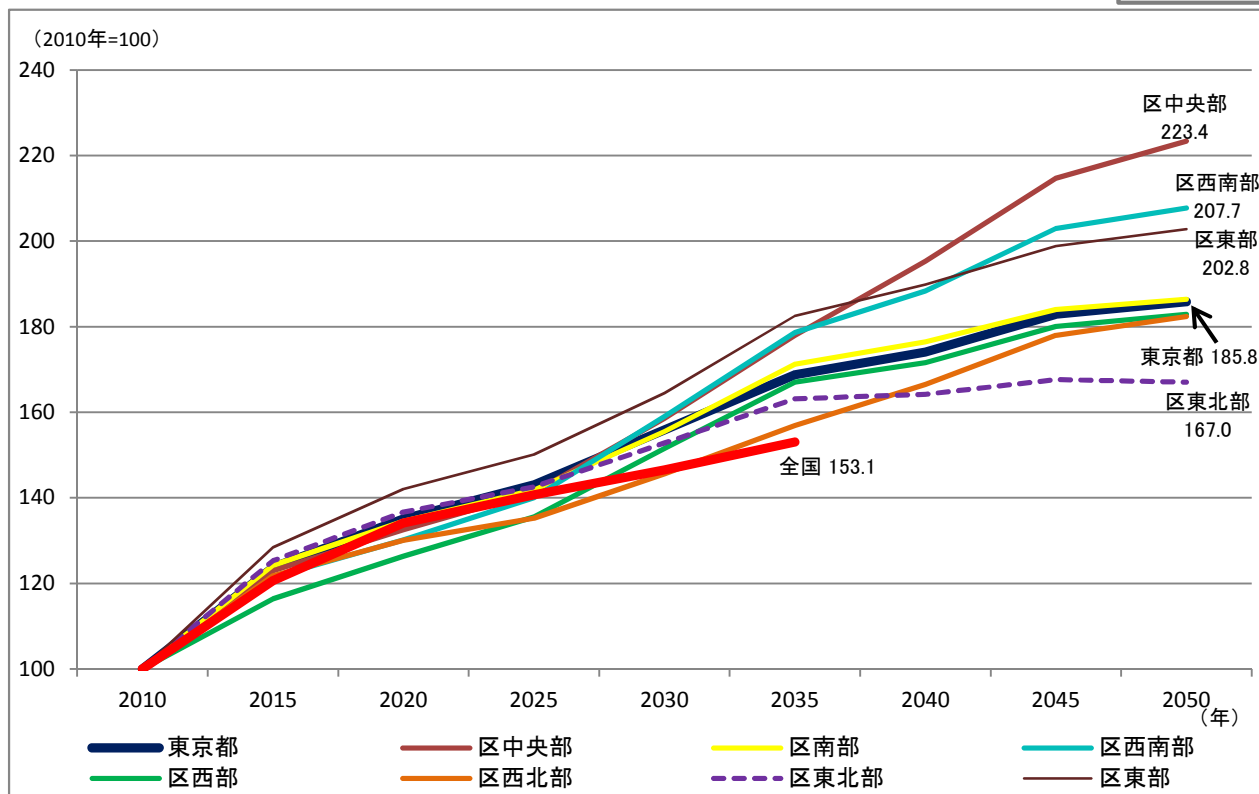


※ 2010(平成22)年は総務省「国勢調査」による実績値、2015(平成27)年以降は東京の自治のあり方研究会による推計値



高齢者単身世帯数 指数推移(①区部・2010(平成22)年=100)

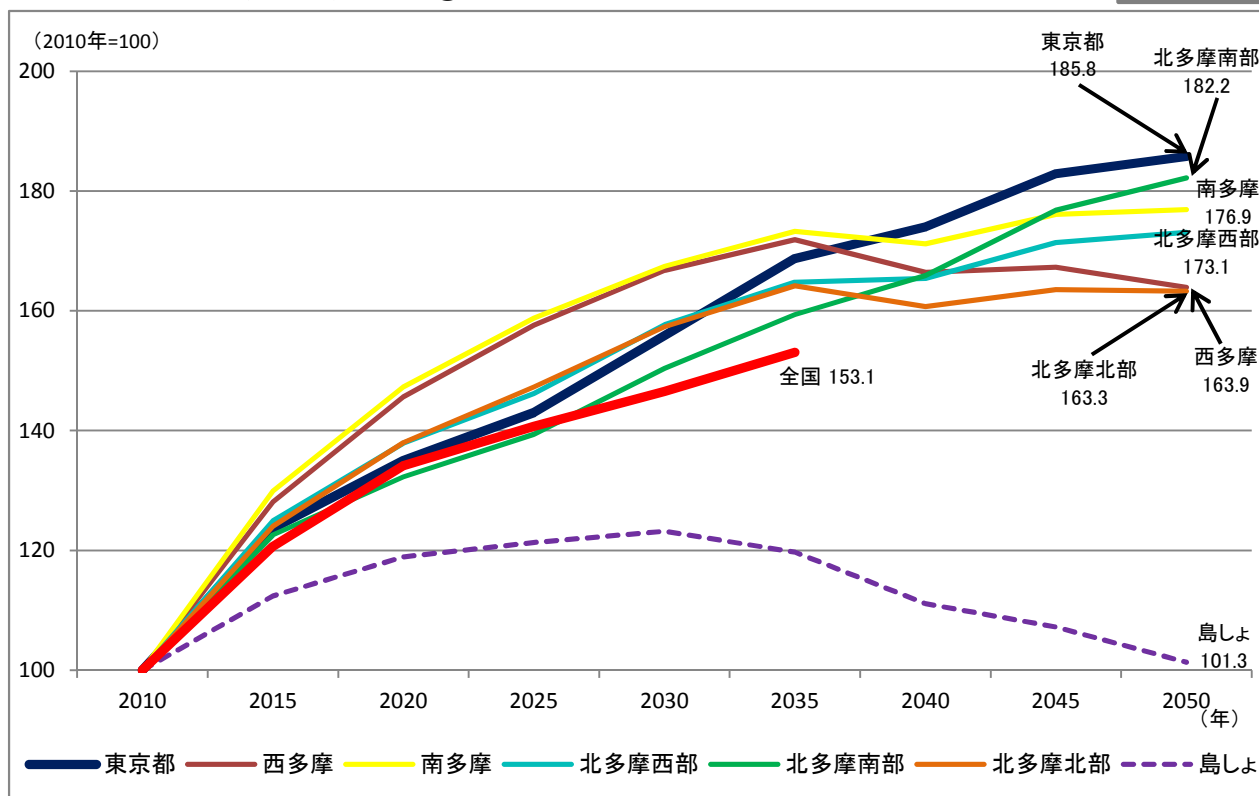
図表12-1



※ 全国推計は国立社会保障・人口問題研究所「日本の世帯数の将来推計(全国推計)」(平成25年1月推計)による推計値(2035年までの推計)。その他は、東京の自治のあり方研究会による推計値

高齢者単身世帯数 指数推移(②市町村部・2010(平成22)年=100)

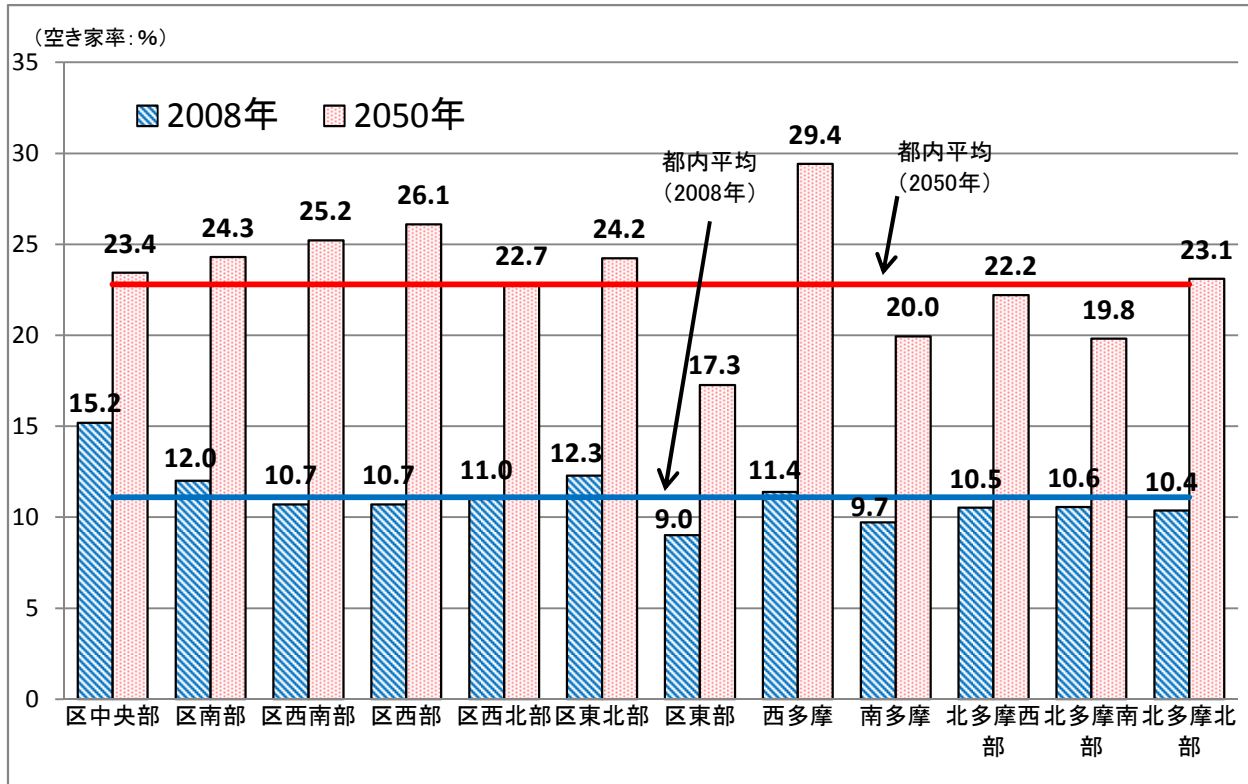
図表12-2



※ 全国推計は国立社会保障・人口問題研究所「日本の世帯数の将来推計(全国推計)」(平成25年1月推計)による推計値(2035年までの推計)。その他は、東京の自治のあり方研究会による推計値

空き家率の将来推計

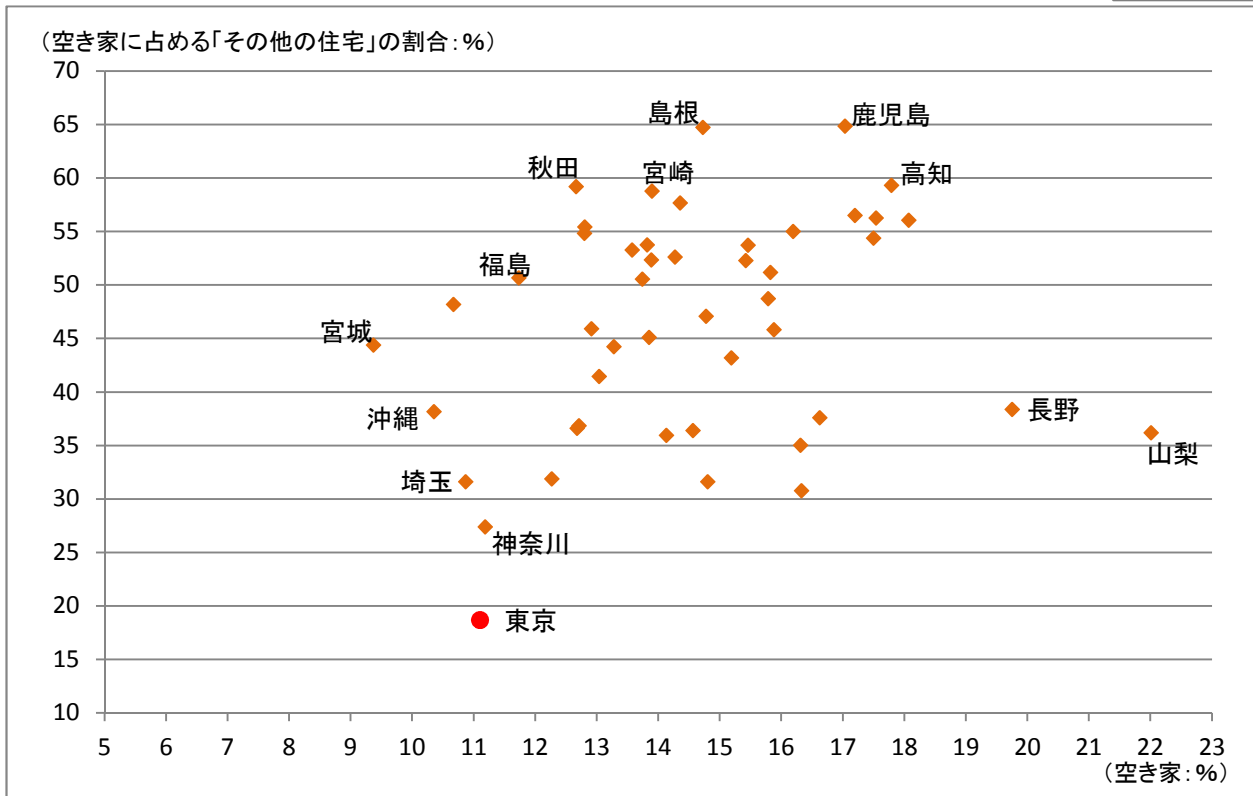
図表13



※ 東京の自治のあり方研究会による独自推計。  
 2008(平成20)年は総務省「平成20年住宅・土地統計調査」による実績値。2050(平成62)年の推計値は総務省「国勢調査」(平成7年-平成22年)による世帯数の増減傾向を反映して算出した推計値

全国の空き家の状況 (2013(平成25)年)

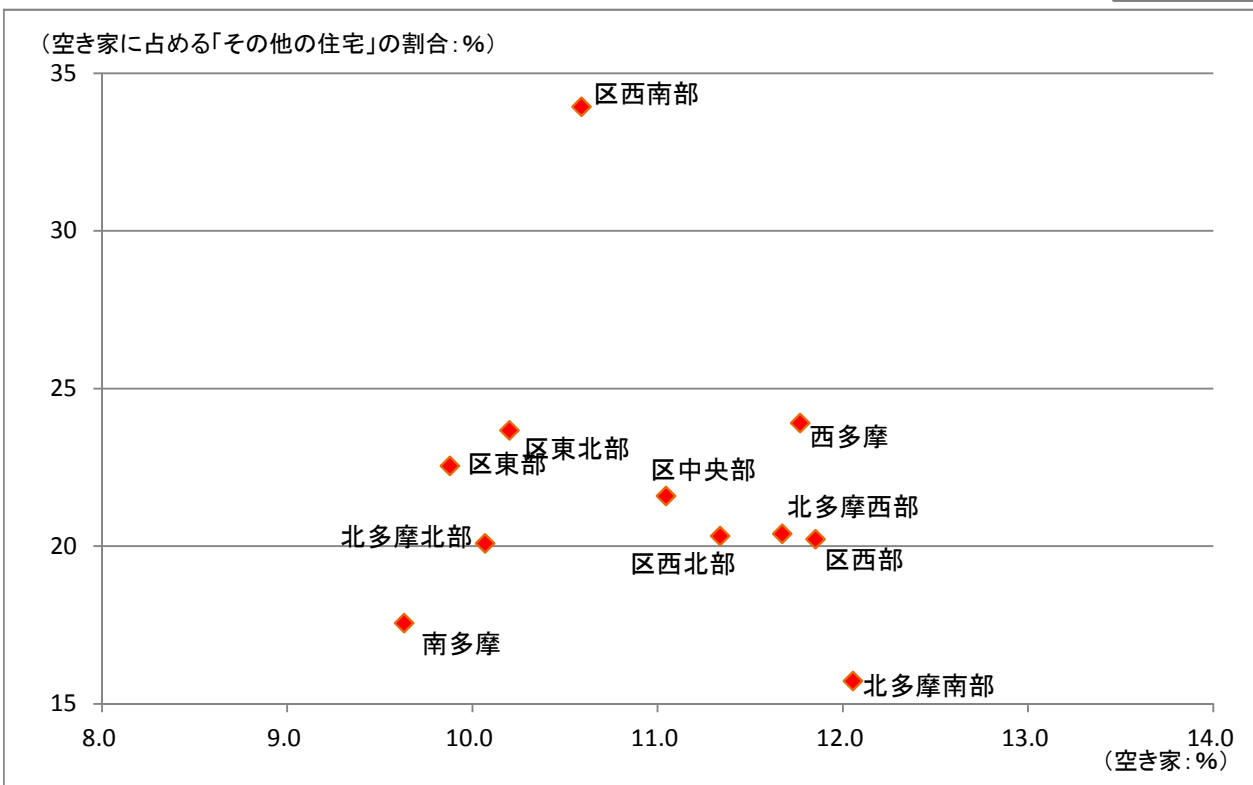
図表14



※ 総務省「平成25年住宅・土地統計調査(確報集計)」により作成。「その他の住宅」とは、「二次的住宅、賃貸用・売却用住宅」以外の人が住んでいない住宅で、居住世帯が長期にわたって不在の住宅や建て替えなどのために取り壊すことになっている住宅等

都内の空き家の状況 (2013(平成25)年・圏域別)

図表15

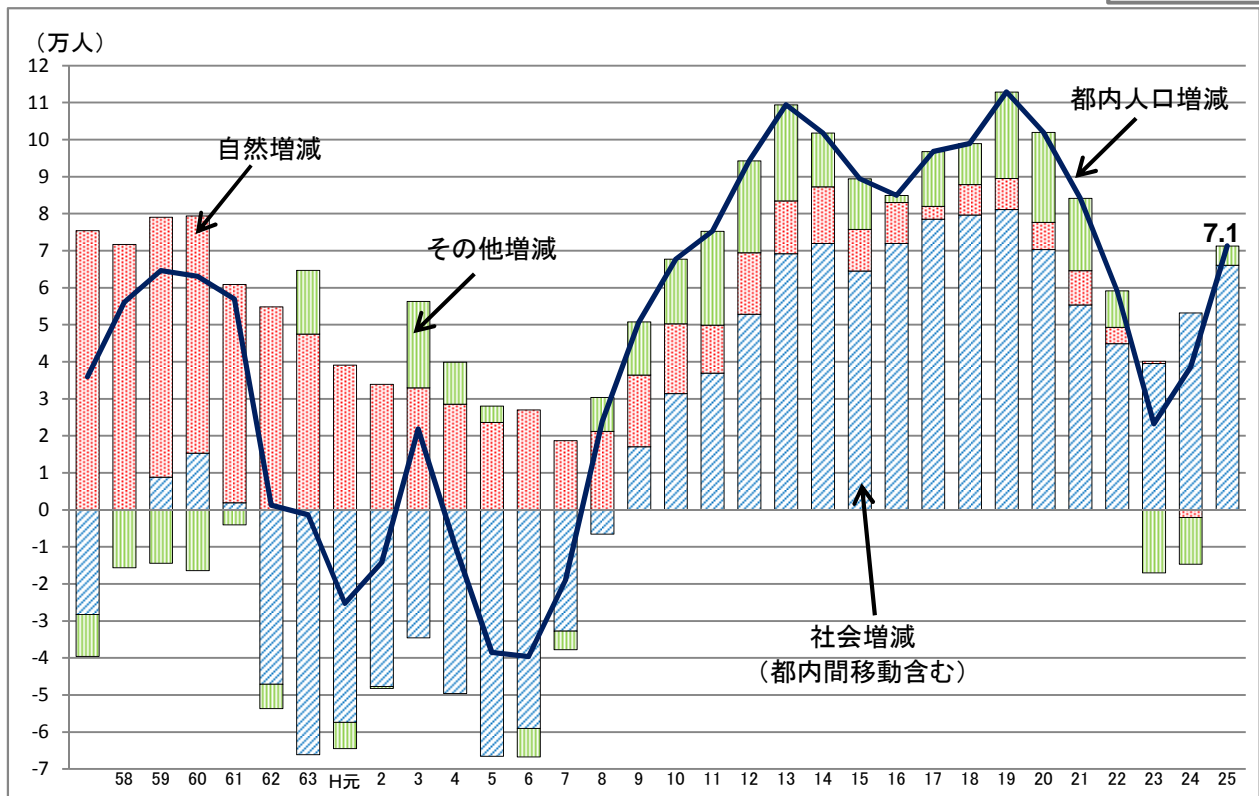


※ 総務省「平成25年住宅・土地統計調査(確報集計)」により作成。「その他の住宅」とは、「二次的住宅、賃貸用・売却用住宅」以外の人が住んでいない住宅で、居住世帯が長期にわたって不在の住宅や建て替えなどのために取り壊すことになっている住宅等

# (東京における少子化の更なる進展)

東京の人口動態(要因別)

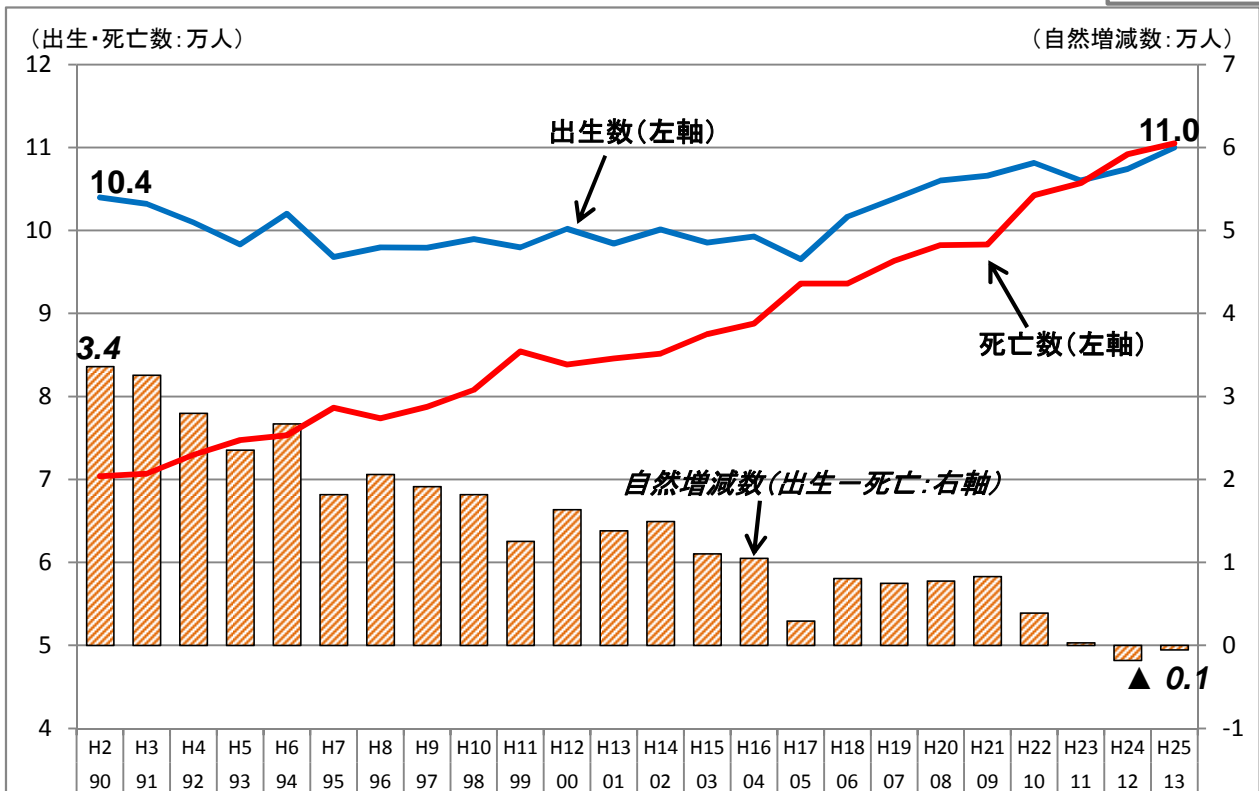
図表16



※ 東京都総務局「人口の動き」により作成。住民基本台帳及び外国人登録に基づく外国人を含む人口増減であり、平成22年の実績値は、国勢調査人口に基づく第13回研究会資料3・図表9の値とは一致しない。

## 都内の人口の自然増減推移

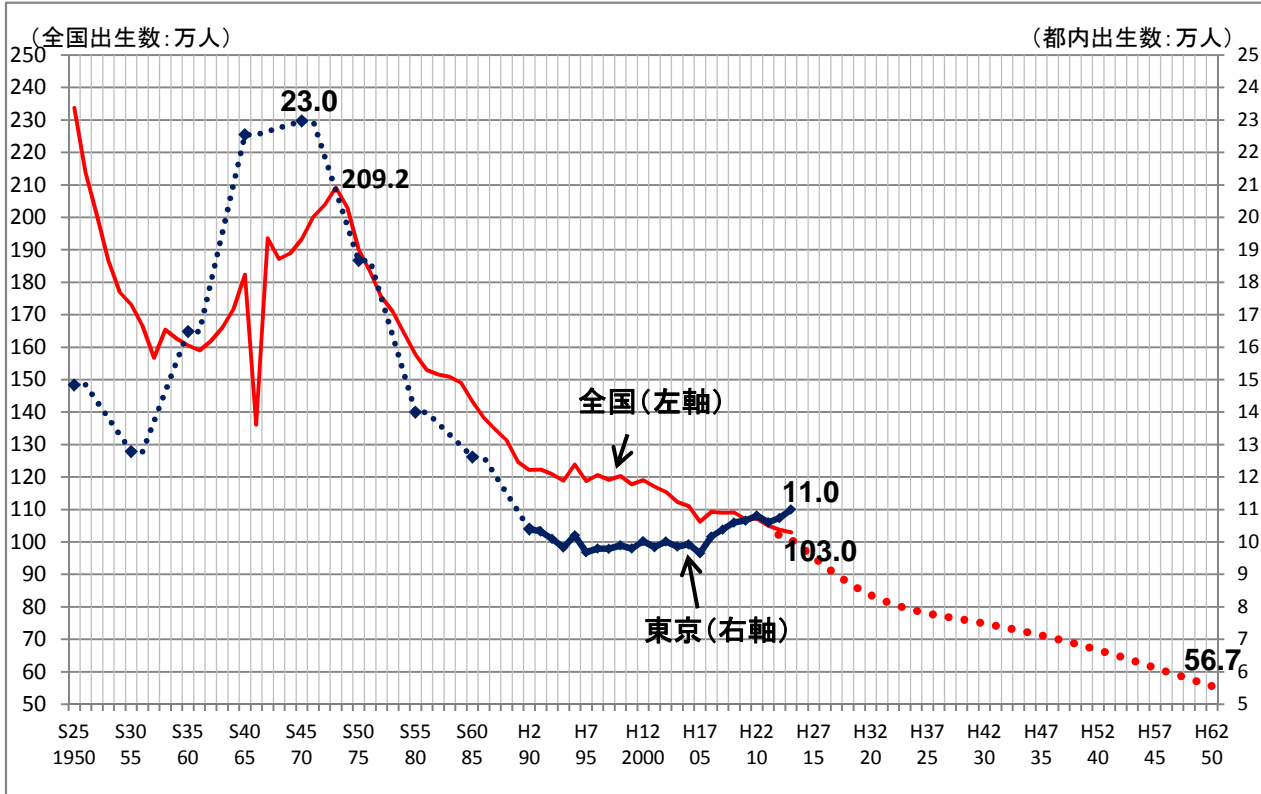
図表17



※厚生労働省「人口動態調査」により作成

出生数の推移(東京及び全国)と将来推計(全国)

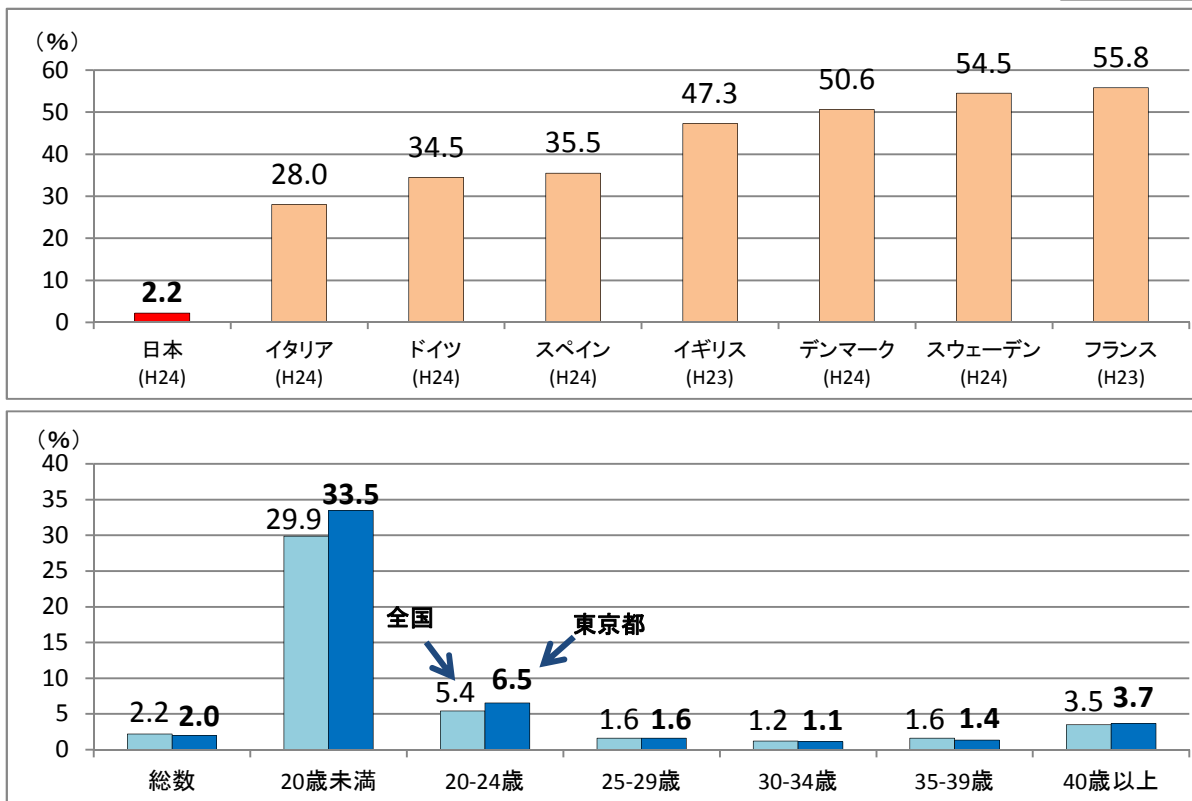
図表18



※ 厚生労働省「人口動態調査」により作成。なお、東京の1990(平成2)年以前の数値は5年間隔のみのため、中間年(破線部分)は実績値ではない。国の将来値は国立社会保障・人口問題研究所による推計

嫡出でない子の割合(国際比較)及び母年齢階層別割合(国及び都)

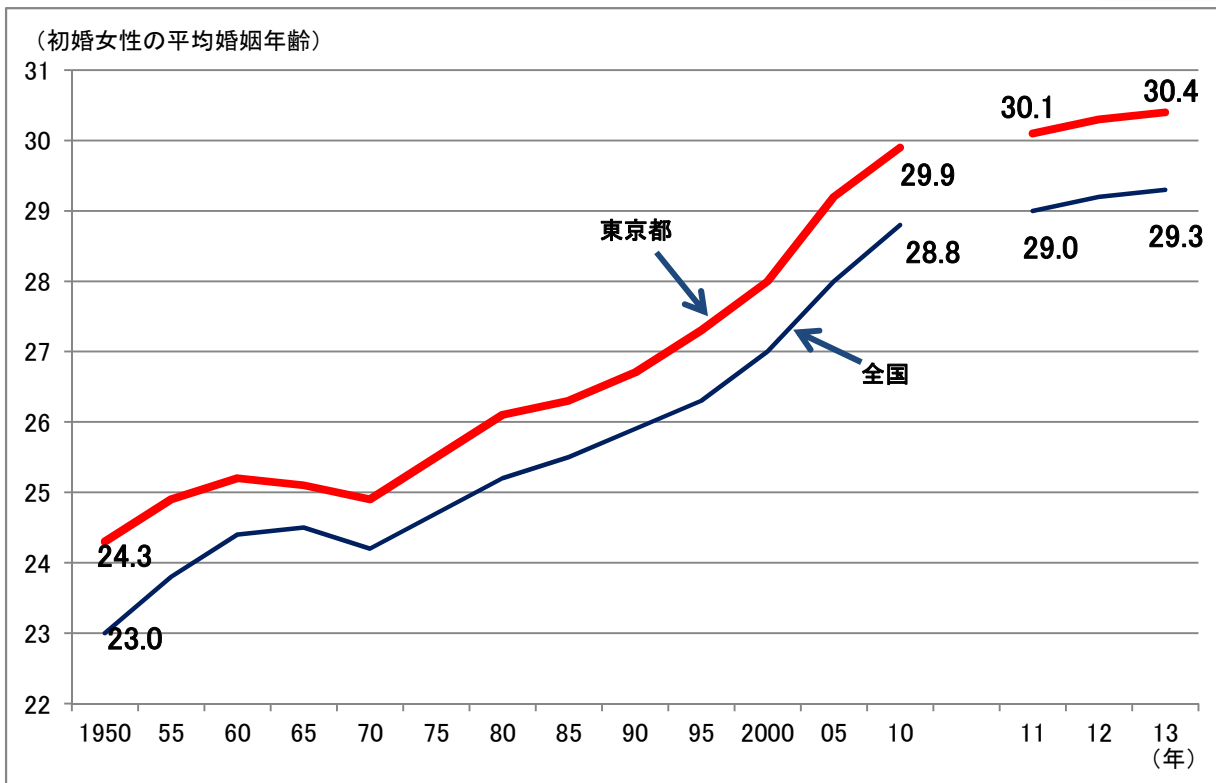
図表19



※厚生労働省「人口動態調査」及びEurostat Databaseにより作成

初婚女性の平均婚姻年齢推移

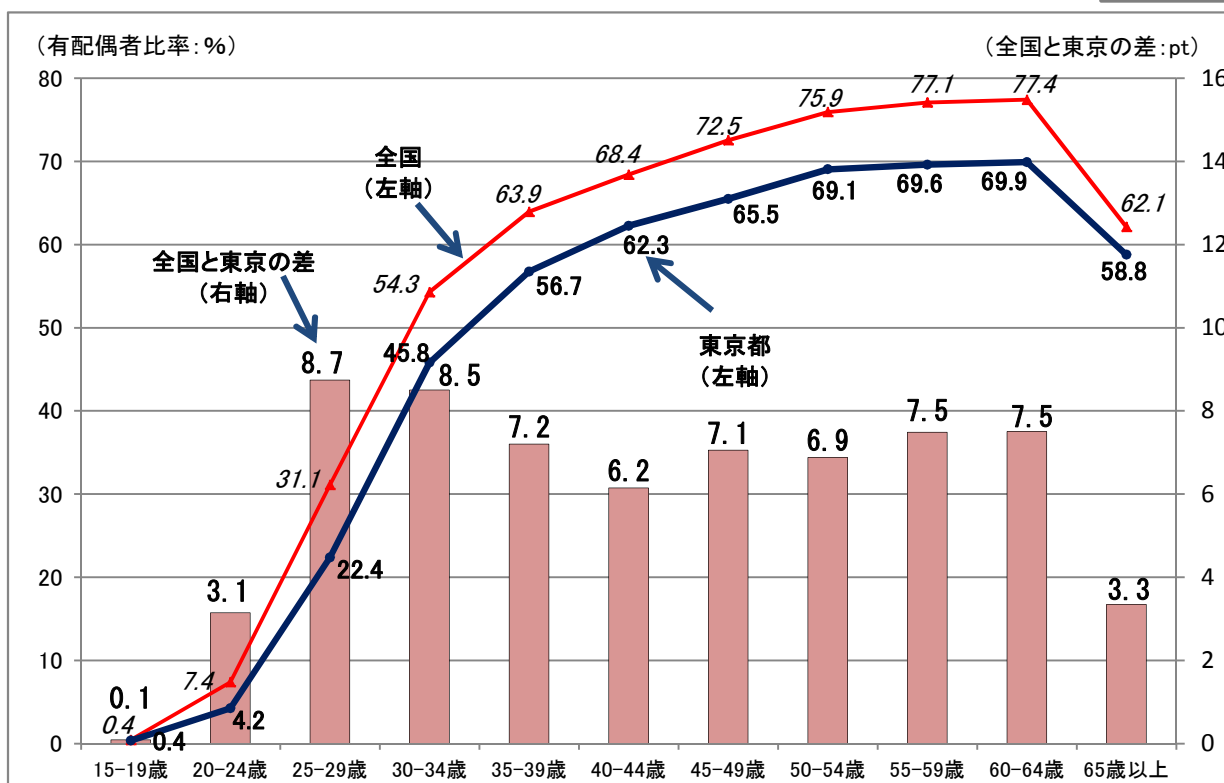
図表20



※ 厚生労働省「人口動態調査」により作成

年齢階層別有配偶者比率(男女計、2010(平成22)年)

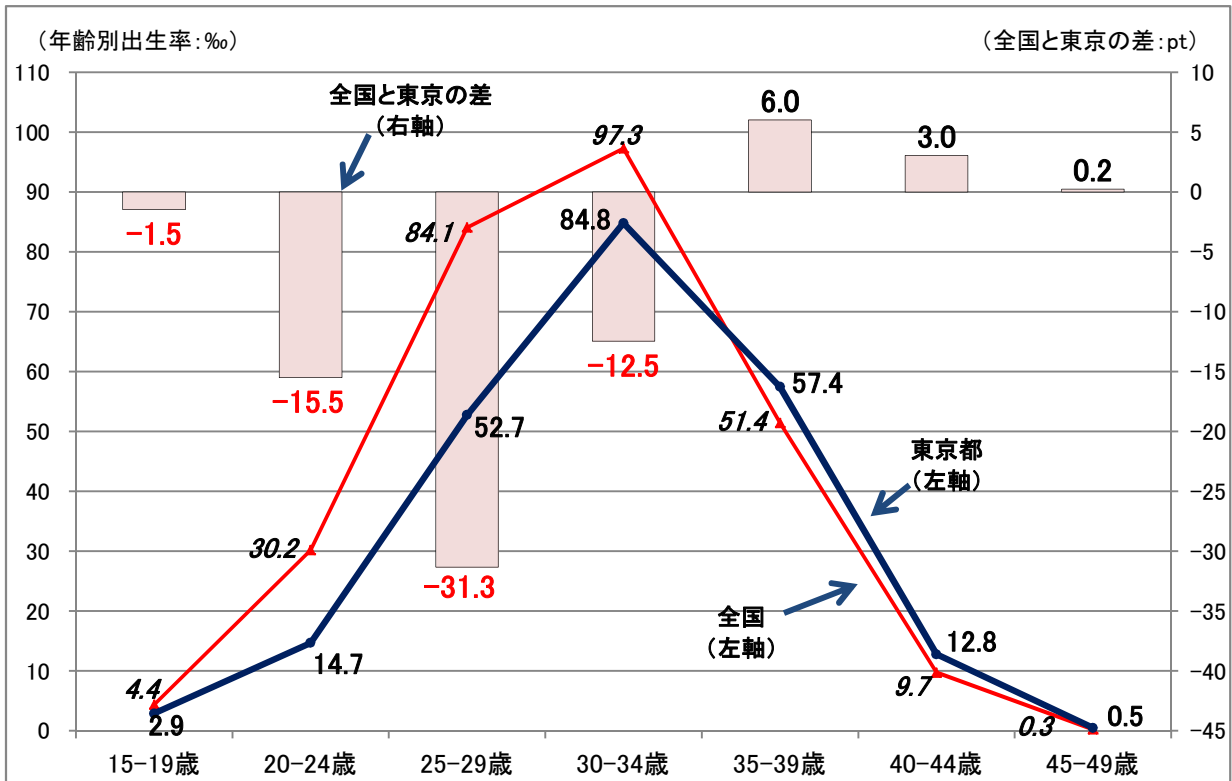
図表21



※ 総務省「平成22年国勢調査」により作成

女性年齢階層別出生率(人口千人対、2013(平成25)年)

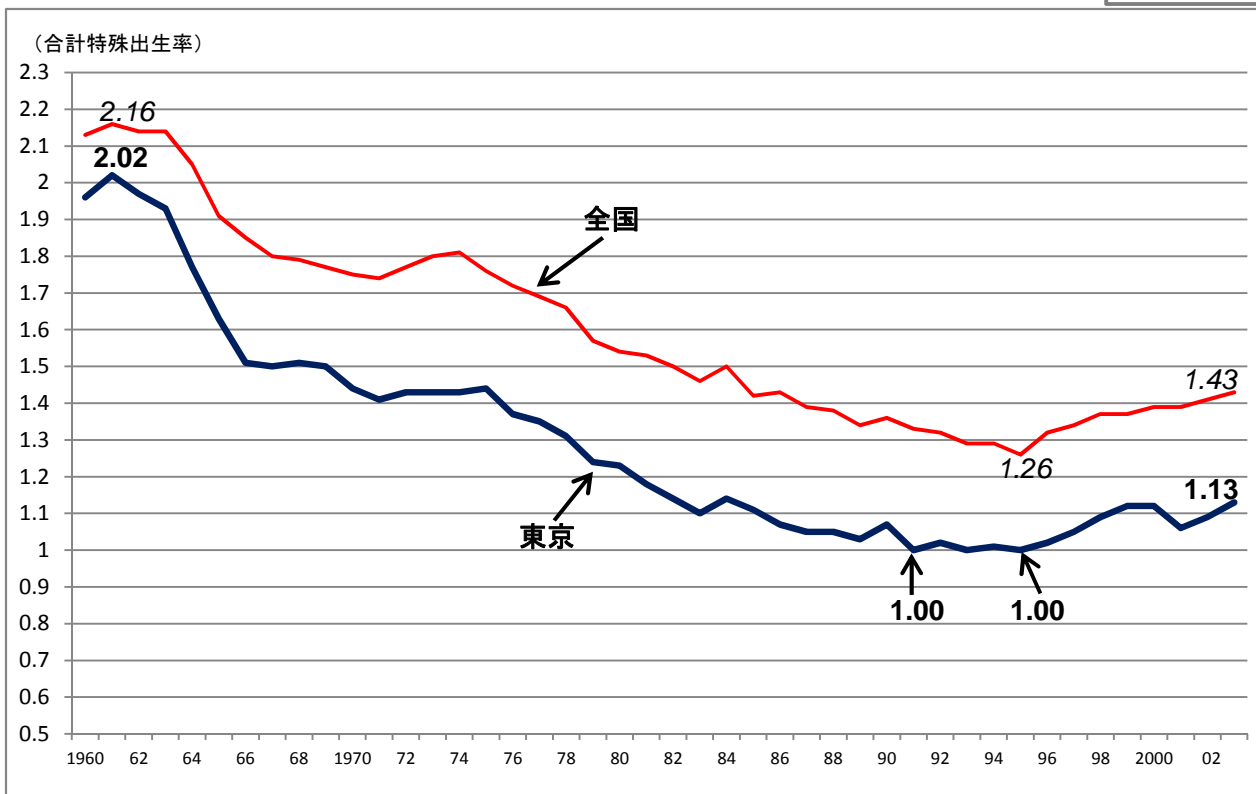
図表22



※ 厚生労働省「人口動態統計」及び総務省「人口推計」により作成。人口は平成25年10月1日現在。15歳未満及び50歳以上、母年齢不詳の按分処理等は行っていない。

合計特殊出生率の推移(東京及び全国)

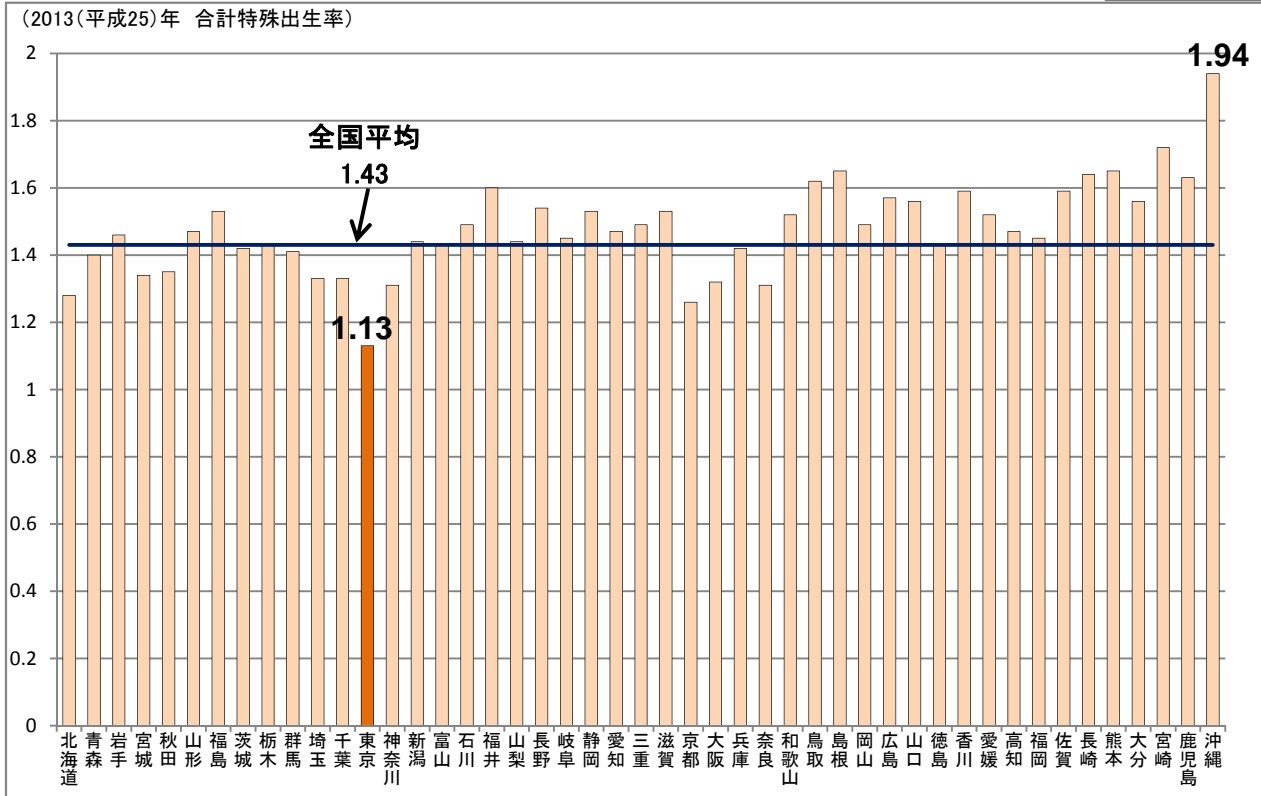
図表23



※厚生労働省「人口動態調査」により作成

各都道府県の合計特殊出生率

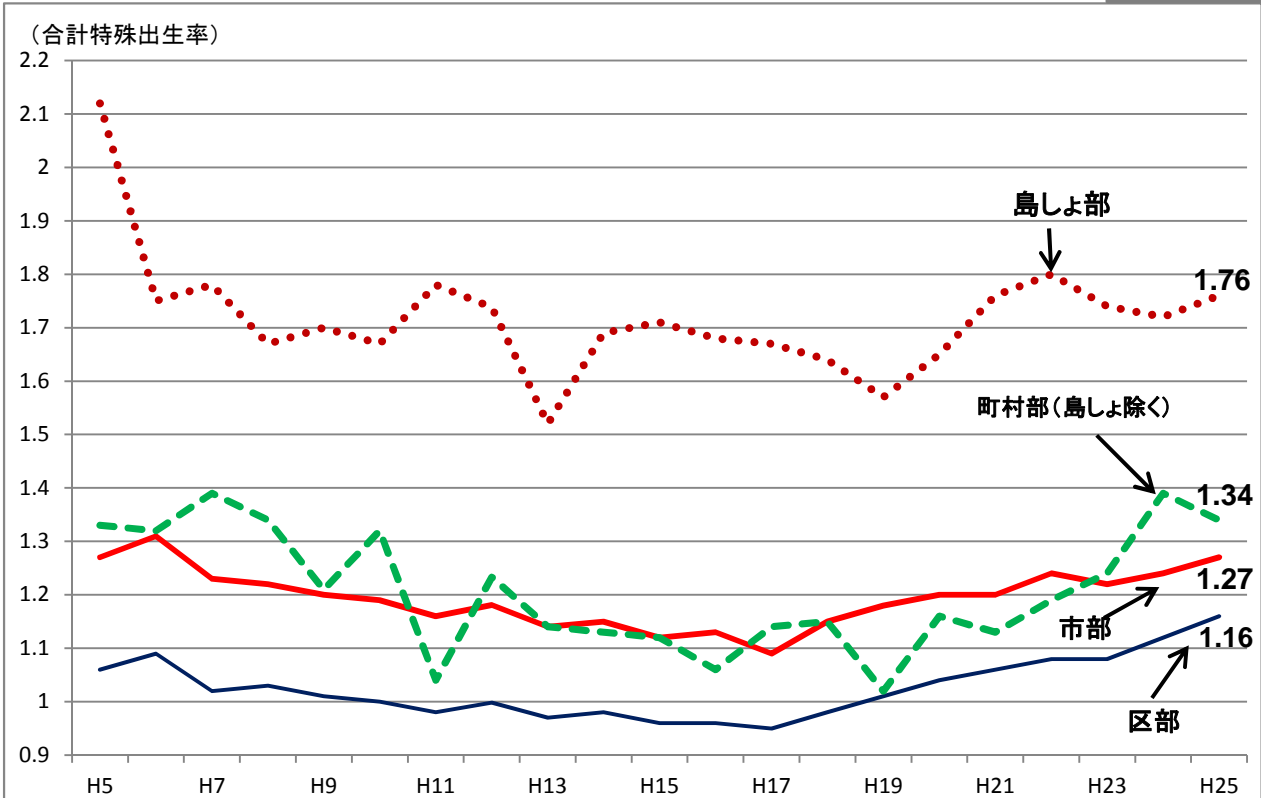
図表24



※厚生労働省「人口動態調査」により作成

都内の合計特殊出生率

図表25

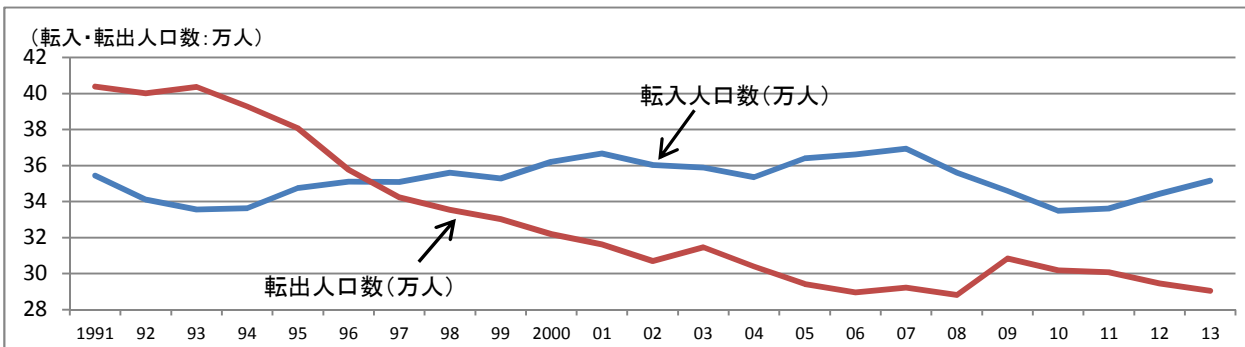
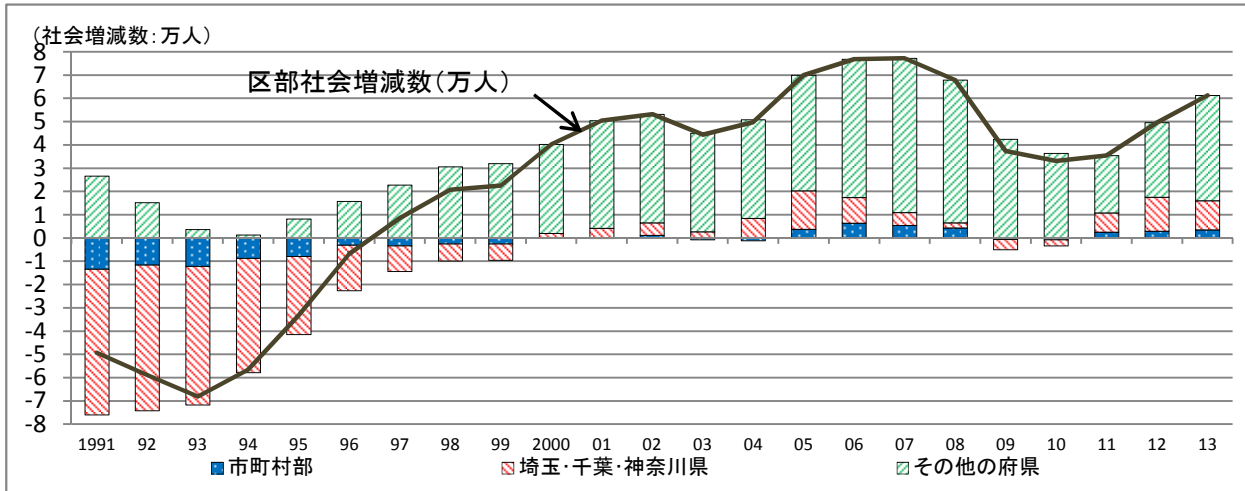


※ 東京都福祉保健局「人口動態統計年報」により作成。なお、各市区町村の合計出生率は東京島福祉保健局が独自に算出したものであり、厚生労働省が公表する都道府県単位の数値と算出方法が異なる。



## 都内区部の社会移動

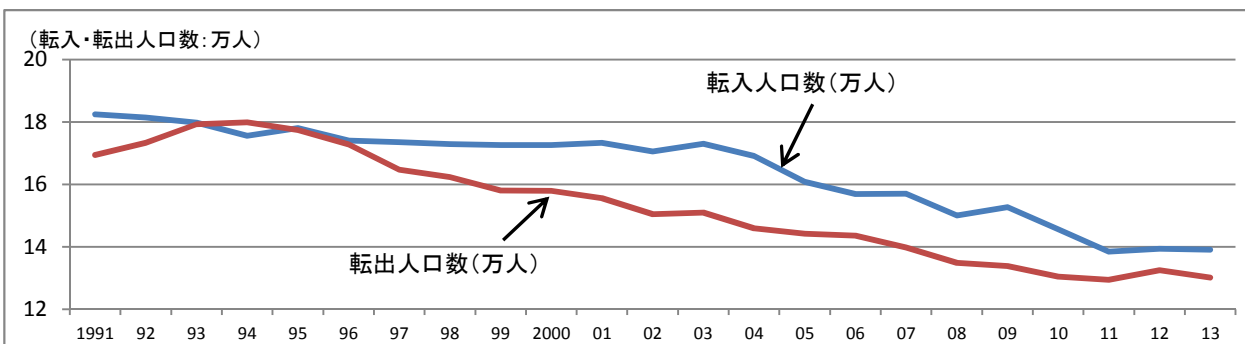
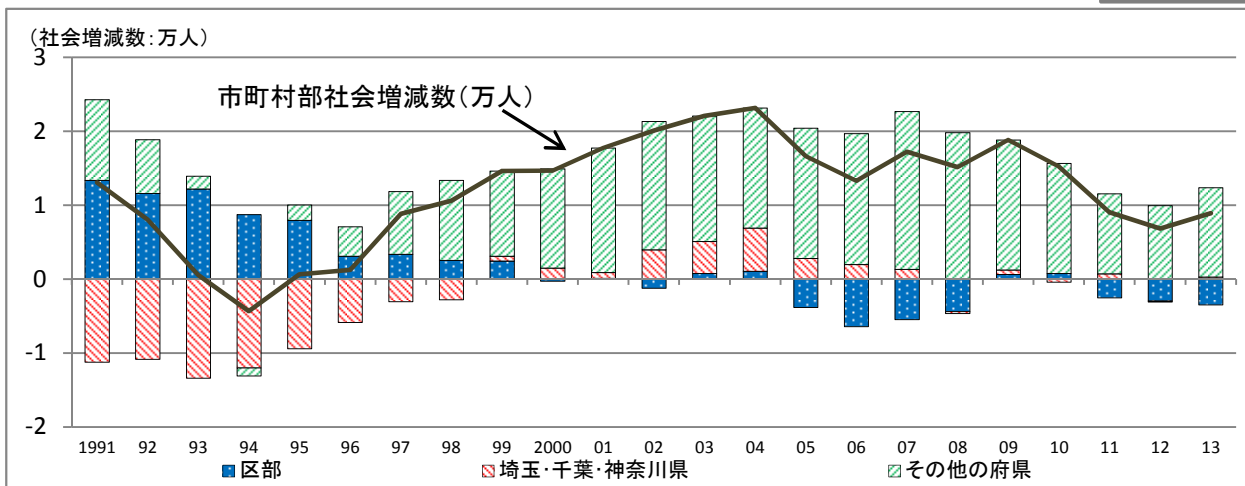
図表26-1



※総務省「住民基本台帳人口移動報告」により作成

## 都内市町村部の社会移動

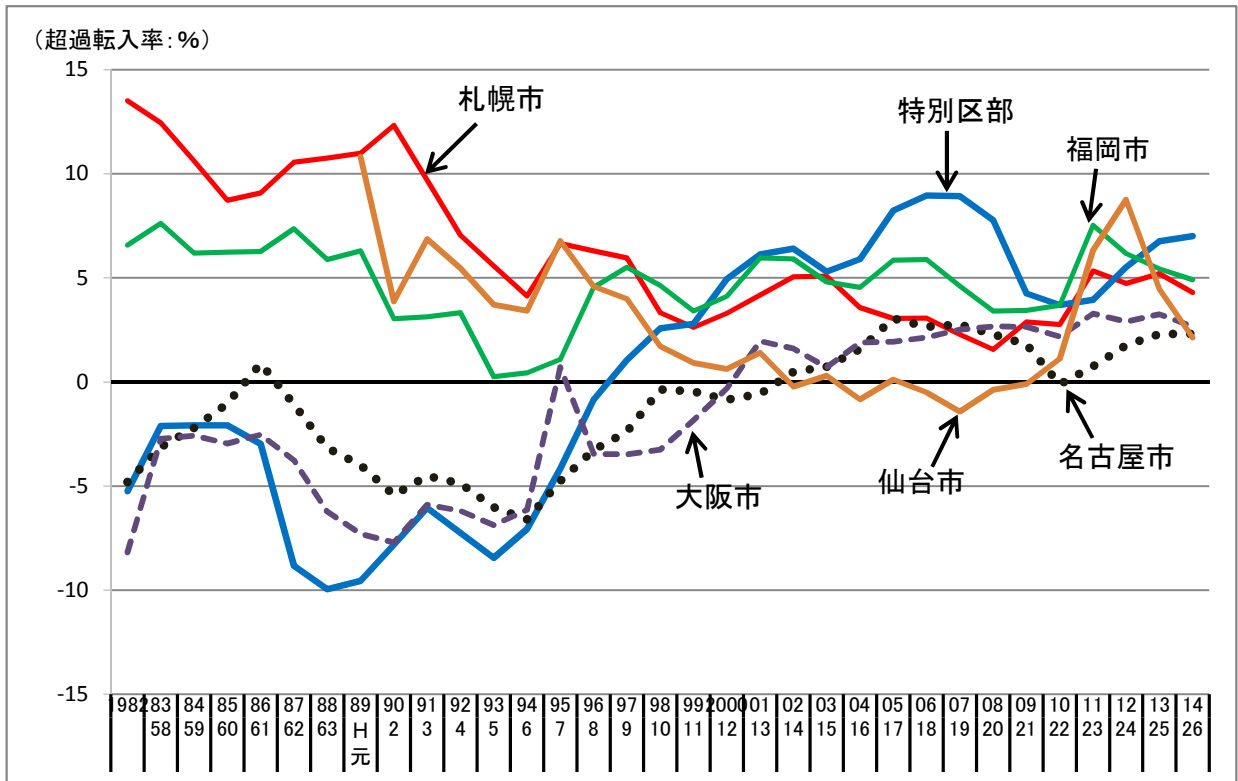
図表26-2



※総務省「住民基本台帳人口移動報告」により作成

主要都市における転入超過率の推移

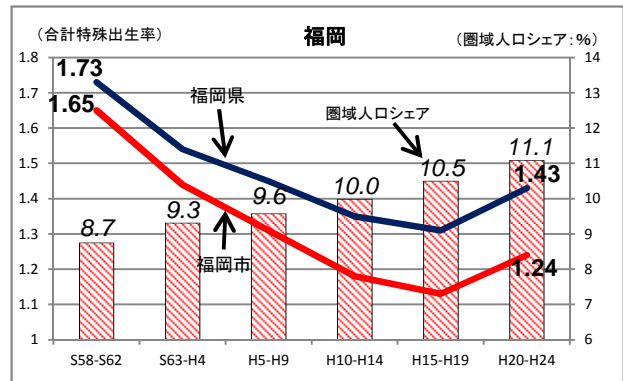
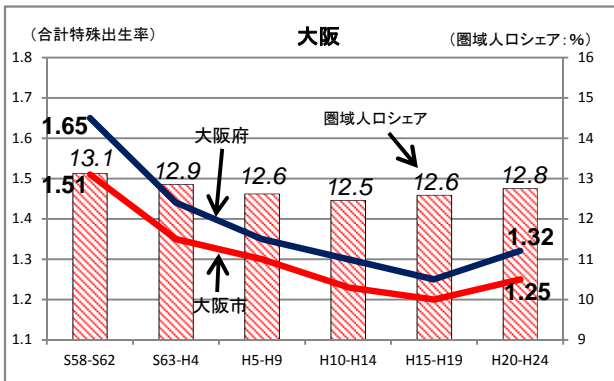
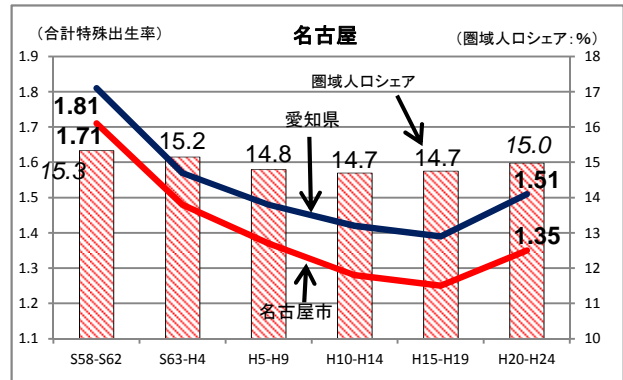
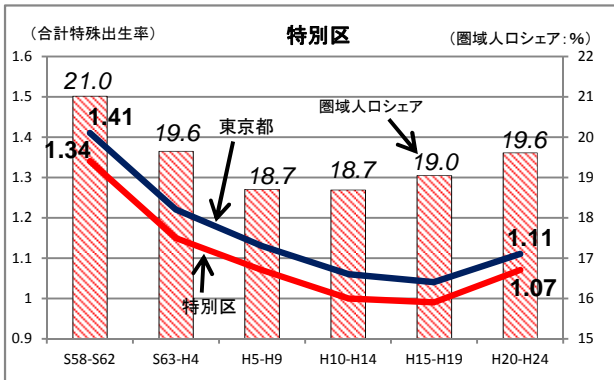
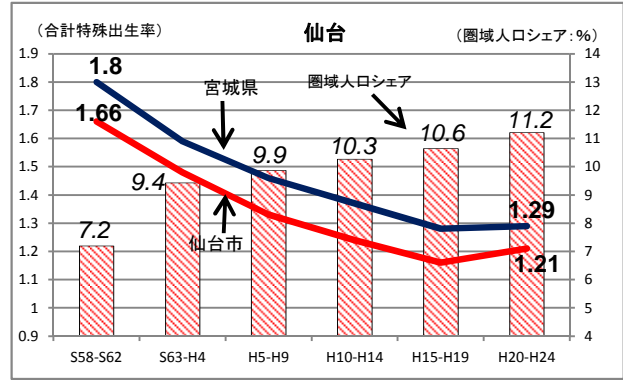
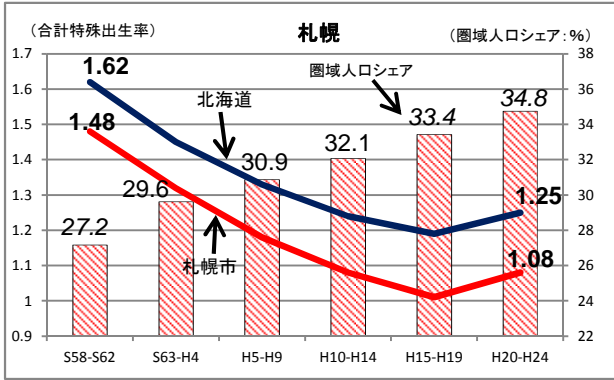
図表27



※ 転入超過率は、推計人口千人当たりの転入超過数。転入超過数は総務省「住民基本台帳人口移動報告」、推計人口は東京都総務局及び各政令市公表資料による各年10月1日現在の人口  
 ※ 仙台市は平成元年以降の数値のみ

# 主要都市の圏域人口シェア及び合計特殊出生率の推移

図表28

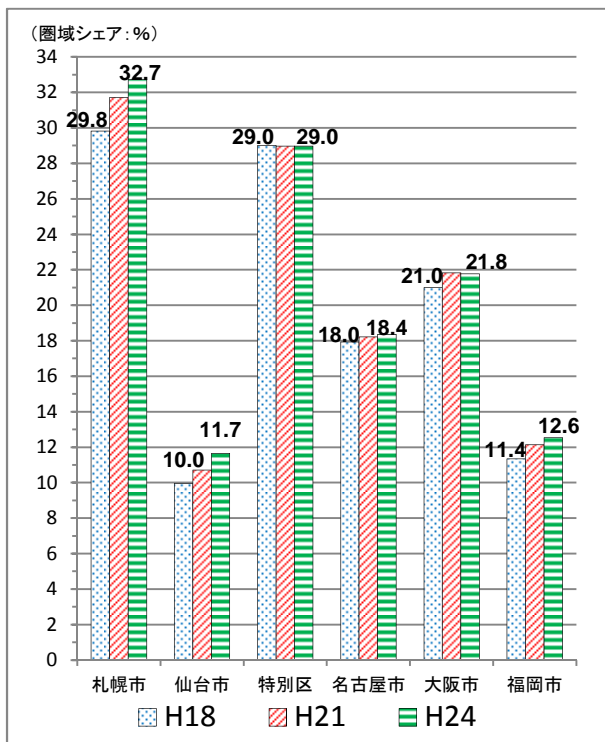


※合計特殊出生率は厚生労働省「人口動態保健所・市区町村別統計」、県内人口シェアは総務省「国勢調査」による。国勢調査人口は、昭和60年、平成2年、平成7年、平成12年、平成17年、平成22年の各調査結果を表示。圏域は、北海道、東北(青森、岩手、秋田、宮城、山形、福島)、関東(茨城、栃木、群馬、埼玉、千葉、東京、神奈川、山梨、長野)、東海(静岡、岐阜、愛知、三重)、近畿(滋賀、京都、奈良、和歌山、大阪、兵庫)、九州(福岡、佐賀、長崎、大分、熊本、宮崎、鹿児島)

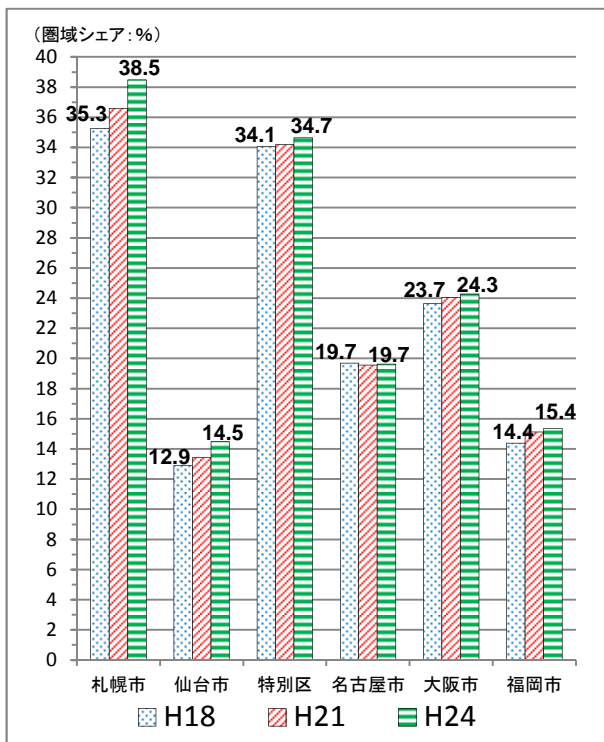
主要都市の事業所・就業者数の圏域シェアの推移

図表29

① 事業所数



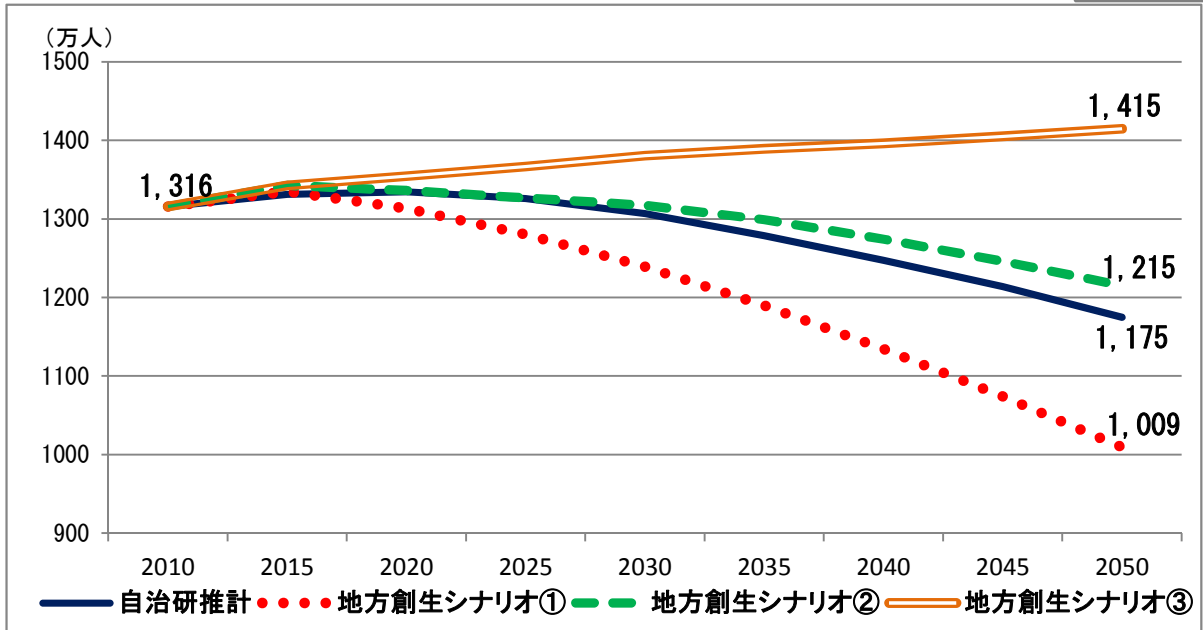
② 従業者数



※総務省・経済産業省「経済センサス(基礎調査・活動調査)」、「事業所・企業統計調査」により作成。圏域は、北海道、東北(青森、岩手、秋田、宮城、山形、福島)、関東(茨城、栃木、群馬、埼玉、千葉、東京、神奈川、山梨、長野)、東海(静岡、岐阜、愛知、三重)、近畿(滋賀、京都、奈良、和歌山、大阪、兵庫)、九州(福岡、佐賀、長崎、大分、熊本、宮崎、鹿児島)

国が掲げる目標が実現した場合の東京の将来人口(総人口)

図表30

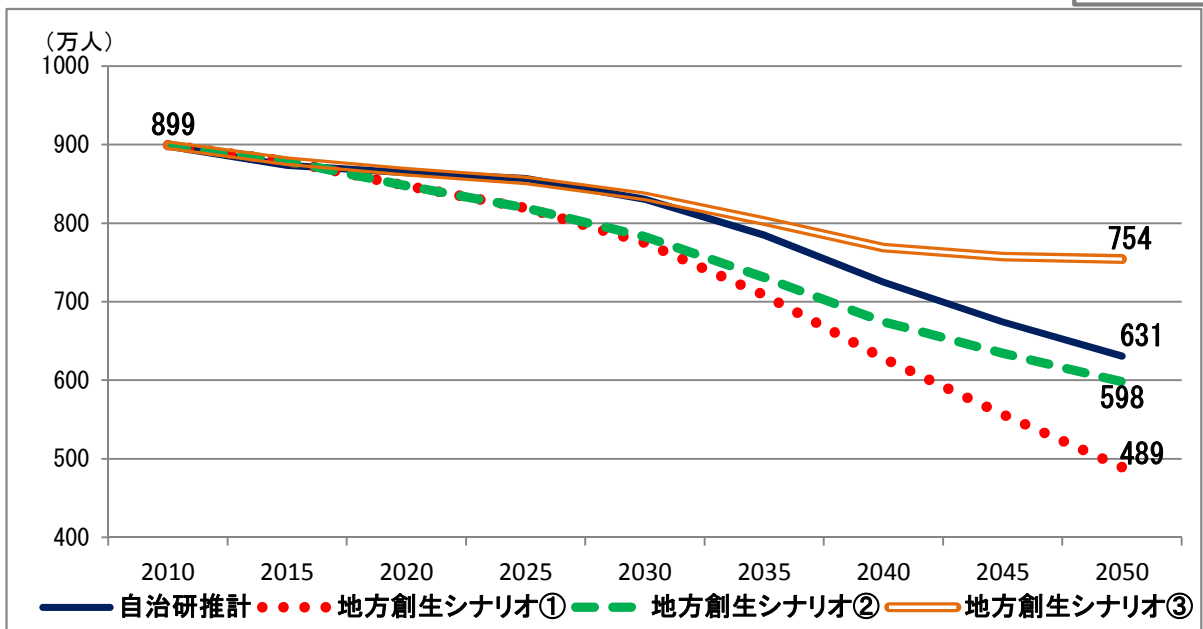


- 地方創生シナリオ① 出生傾向は変化せず、東京と地方の社会移動均衡が図られた場合
- 地方創生シナリオ② 国長期ビジョンで想定する出生傾向の回復が見られ、東京と地方の社会移動均衡が図られた場合
- 地方創生シナリオ③ 国長期ビジョンで想定する出生傾向の回復が見られるが、一定規模の社会移動が今後も継続した場合

※ まち・ひと・しごと創生本部事務局提供データに基づき、東京の自治のあり方研究会において推計。  
 なお、提供データにおいて、2010年実績値の端数処理がされているため、総務省「国勢調査」の実績値と必ずしも一致しない。

国が掲げる目標が実現した場合の東京の将来人口(生産年齢人口)

図表31

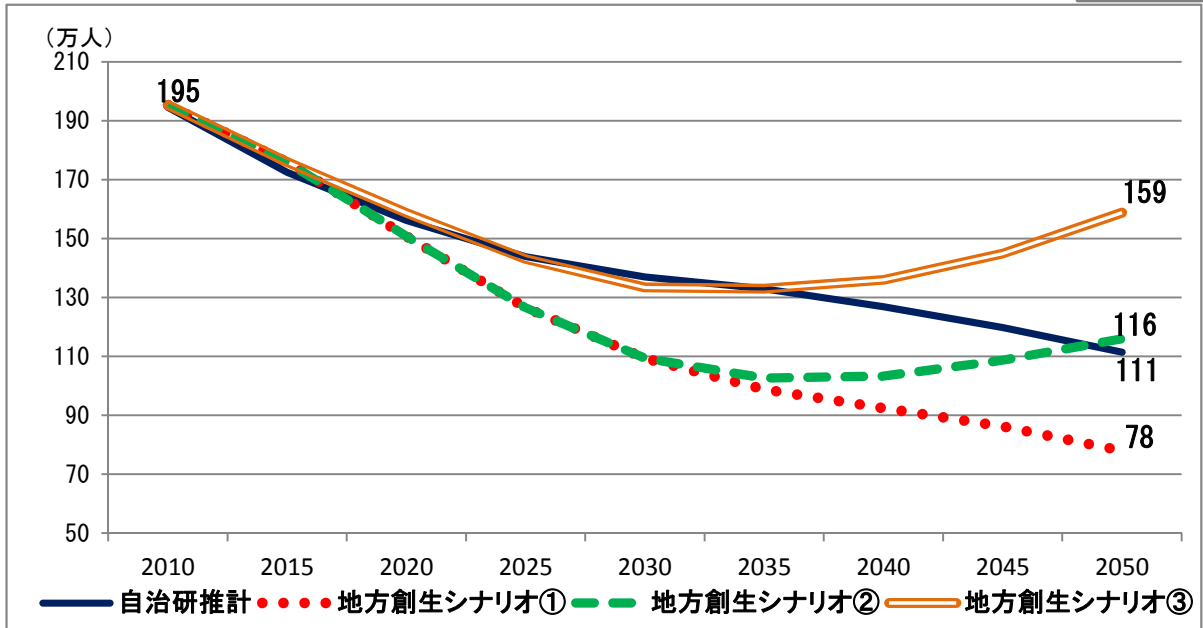


- 地方創生シナリオ① 出生傾向は変化せず、東京と地方の社会移動均衡が図られた場合
- 地方創生シナリオ② 国長期ビジョンで想定する出生傾向の回復が見られ、東京と地方の社会移動均衡が図られた場合
- 地方創生シナリオ③ 国長期ビジョンで想定する出生傾向の回復が見られるが、一定規模の社会移動が今後も継続した場合

※ まち・ひと・しごと創生本部事務局提供データに基づき、東京の自治のあり方研究会において推計。  
 なお、提供データにおいて、2010年実績値の端数処理がされているため、総務省「国勢調査」の実績値と必ずしも一致しない。

国が掲げる目標が実現した場合の東京の将来人口(若年女性人口)

図表32

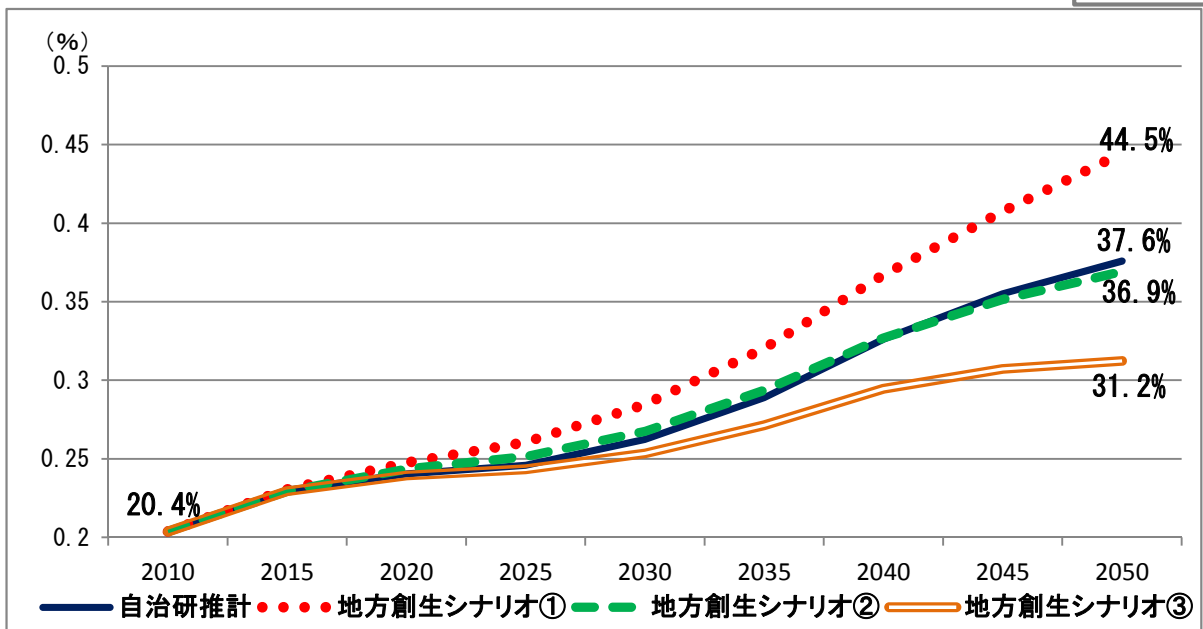


- 地方創生シナリオ① 出生傾向は変化せず、東京と地方の社会移動均衡が図られた場合
- 地方創生シナリオ② 国長期ビジョンで想定する出生傾向の回復が見られ、東京と地方の社会移動均衡が図られた場合
- 地方創生シナリオ③ 国長期ビジョンで想定する出生傾向の回復が見られるが、一定規模の社会移動が今後も継続した場合

※ まち・ひと・しごと創生本部事務局提供データに基づき、東京の自治のあり方研究会において推計。  
 なお、提供データにおいて、2010年実績値の端数処理がされているため、総務省「国勢調査」の実績値と必ずしも一致しない。

国が掲げる目標が実現した場合の東京の将来人口(高齢化率)

図表33

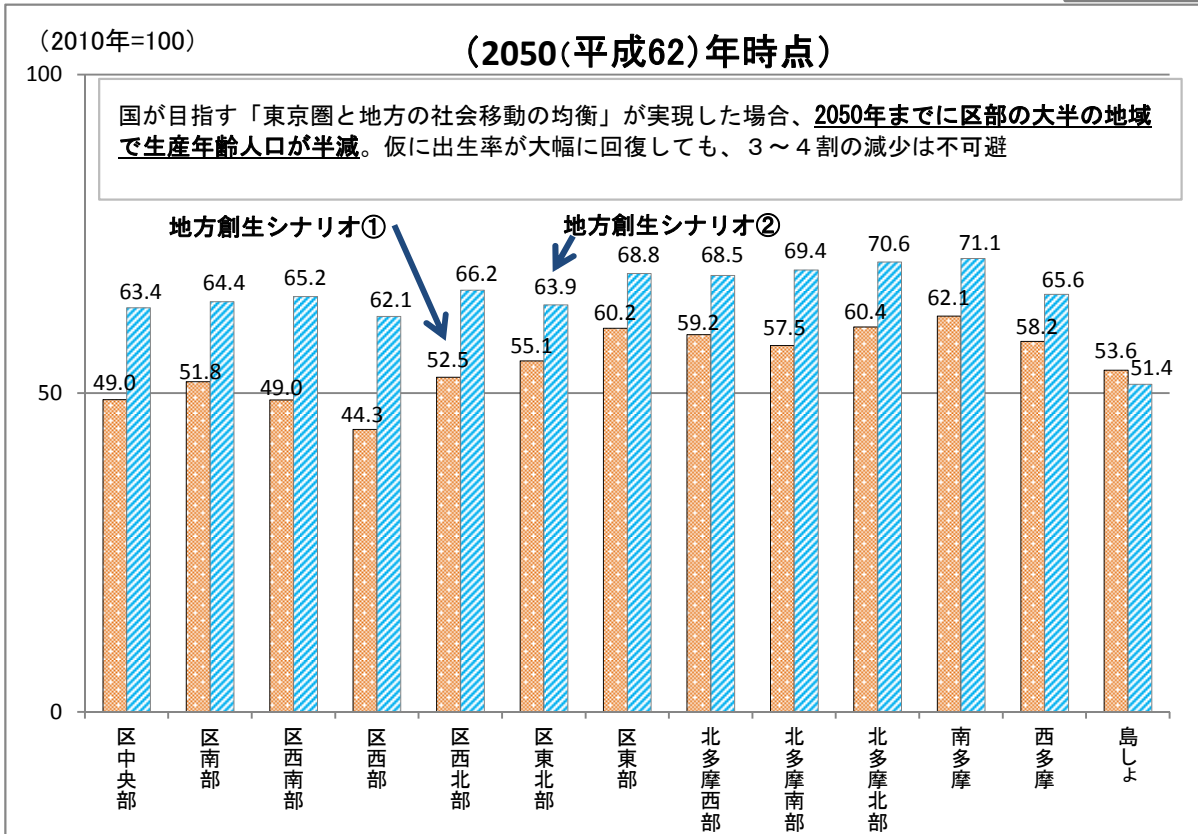


- 地方創生シナリオ① 出生傾向は変化せず、東京と地方の社会移動均衡が図られた場合
- 地方創生シナリオ② 国長期ビジョンで想定する出生傾向の回復が見られ、東京と地方の社会移動均衡が図られた場合
- 地方創生シナリオ③ 国長期ビジョンで想定する出生傾向の回復が見られるが、一定規模の社会移動が今後も継続した場合

※ まち・ひと・しごと創生本部事務局提供データに基づき、東京の自治のあり方研究会において推計。  
 なお、提供データにおいて、2010年実績値の端数処理がされているため、総務省「国勢調査」の実績値と必ずしも一致しない。

国が掲げる目標が実現した場合の生産年齢人口の動き

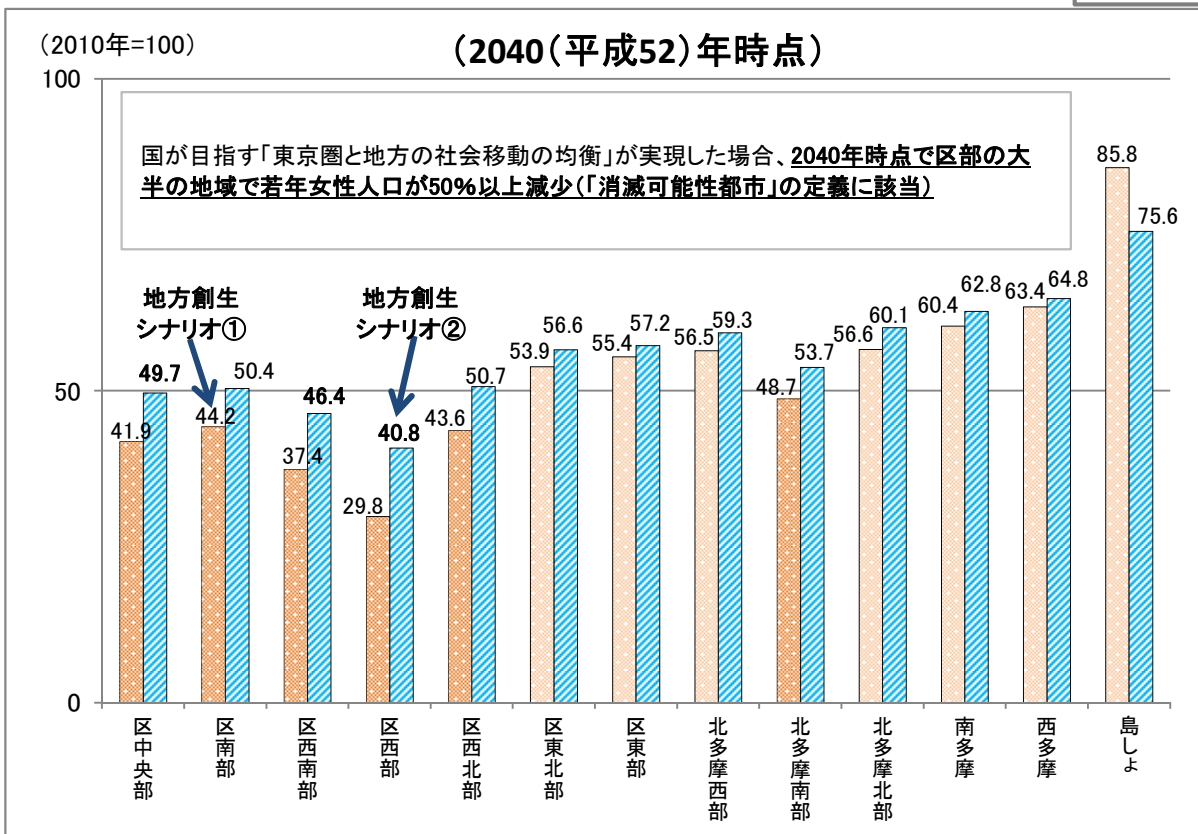
図表34



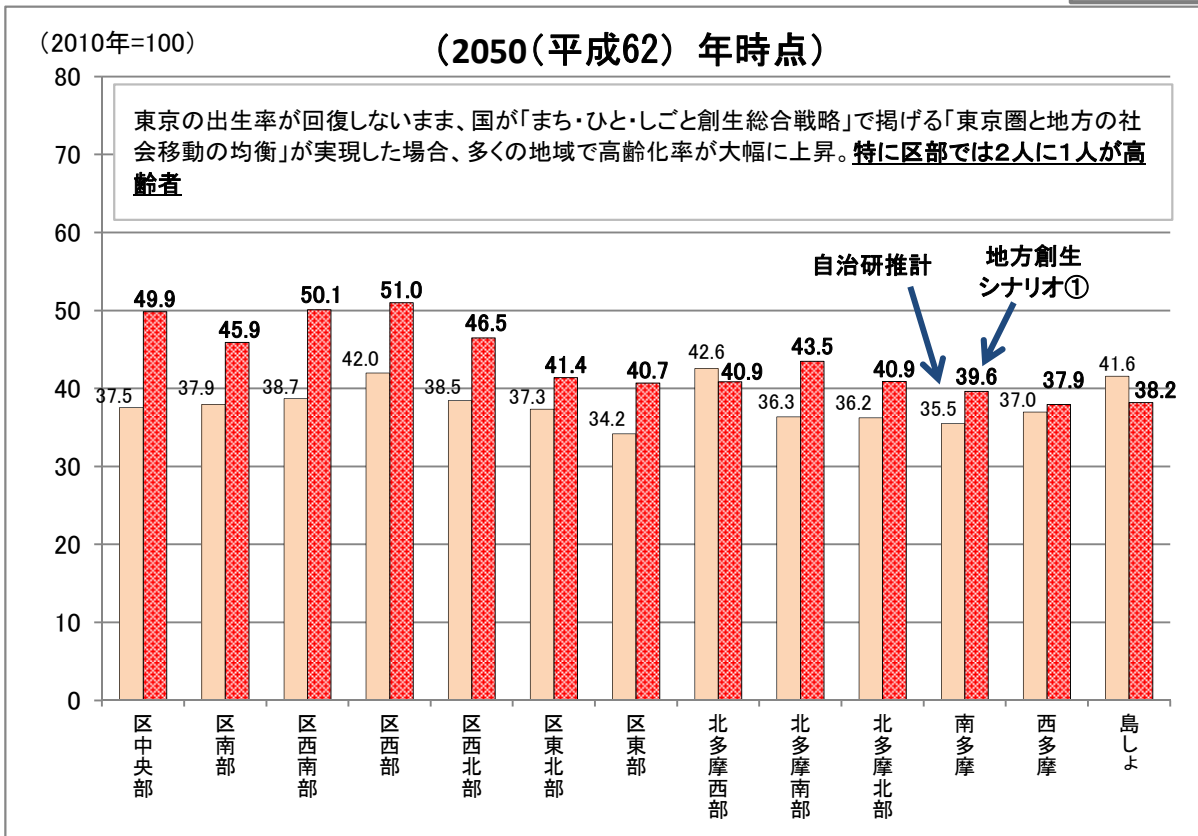
※ まち・ひと・しごと創生本部事務局提供データに基づき、東京の自治のあり方研究会において推計。  
 なお、提供データにおいて、2010年実績値の端数処理がされているため、総務省「国勢調査」の実績値と必ずしも一致しない。

国が掲げる目標が実現した場合の若年女性人口の動き

図表35



※ まち・ひと・しごと創生本部事務局提供データに基づき、東京の自治のあり方研究会において推計。  
 なお、提供データにおいて、2010年実績値の端数処理がされているため、総務省「国勢調査」の実績値と必ずしも一致しない。



※ まち・ひと・しごと創生本部事務局提供データに基づき、東京の自治のあり方研究会において推計。  
 なお、提供データにおいて、2010年実績値の端数処理がされているため、総務省「国勢調査」の実績値と必ずしも一致しない。

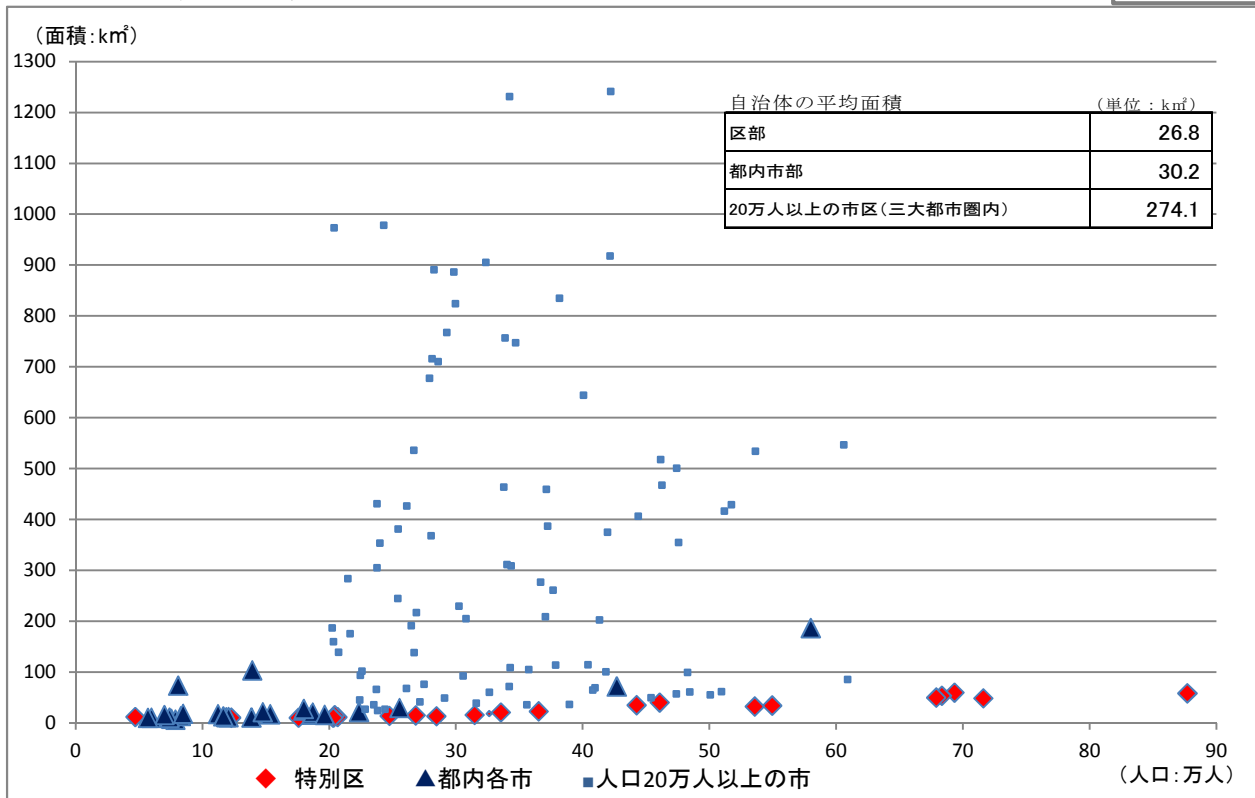


## 2. 東京の自治のあり方の方向性

### (都内自治体の特徴と多様な地域特性)

自治体の面積・人口規模比較(都内区市及び全国20万人以上人口市)

図表37

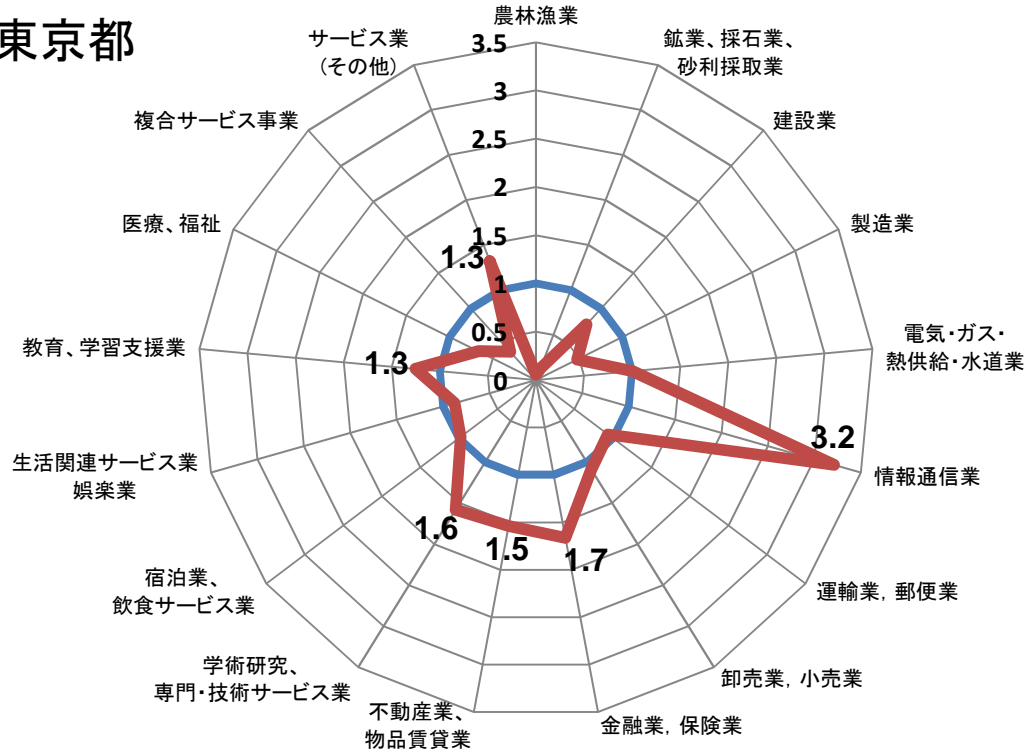


※ 人口、面積ともに総務省「平成22年国勢調査」による。

都及び都内各地域の産業特性(従業者数ベース)

図表38-1

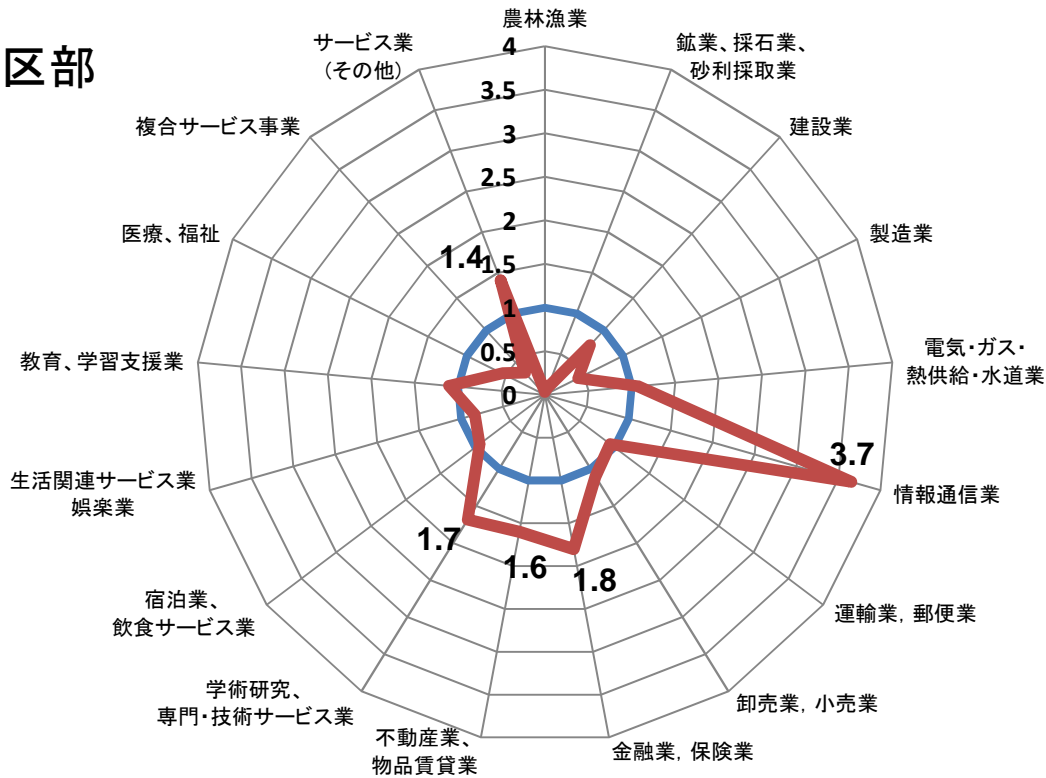
## 東京都



※ 総務省・経済産業省「経済センサス活動調査」により作成。特化係数は、全国の産業別従業者数構成比に対する、各地域の産業別従業者数構成の比率であり、数値が高いほど相対的に従業者数が多い産業分野となる。

図表38-2

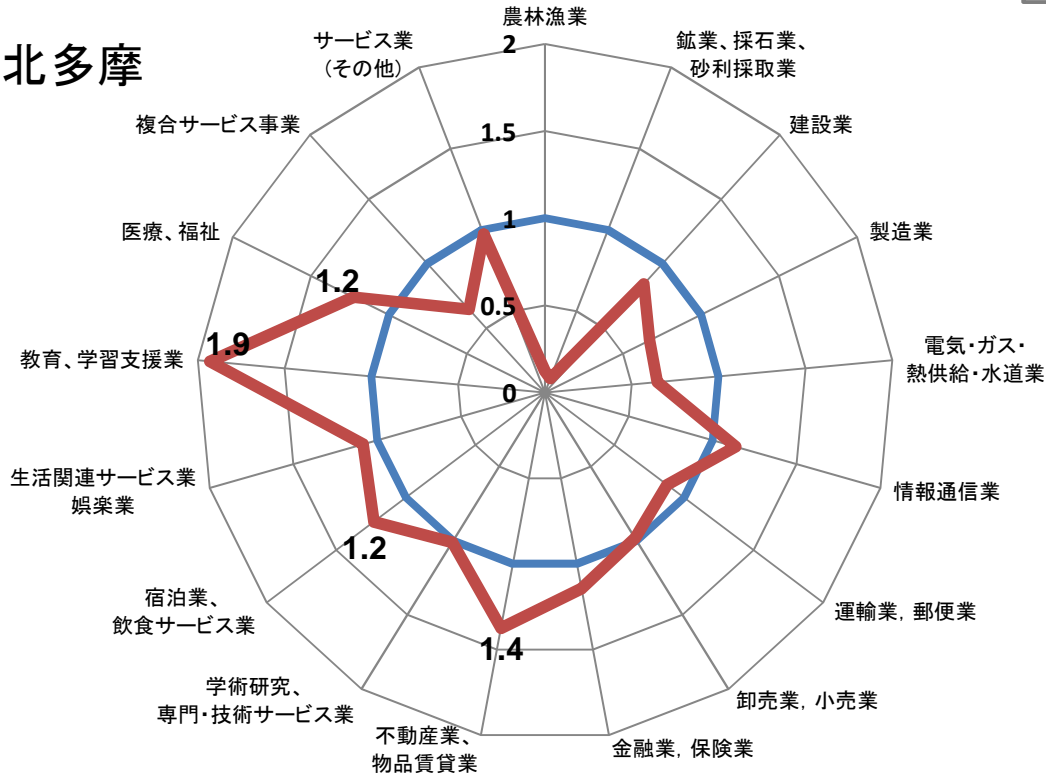
## 区部



※ 総務省・経済産業省「経済センサス活動調査」により作成。特化係数は、全国の産業別従業者数構成比に対する、各地域の産業別従業者数構成の比率であり、数値が高いほど相対的に従業者数が多い産業分野となる。

図表38-3

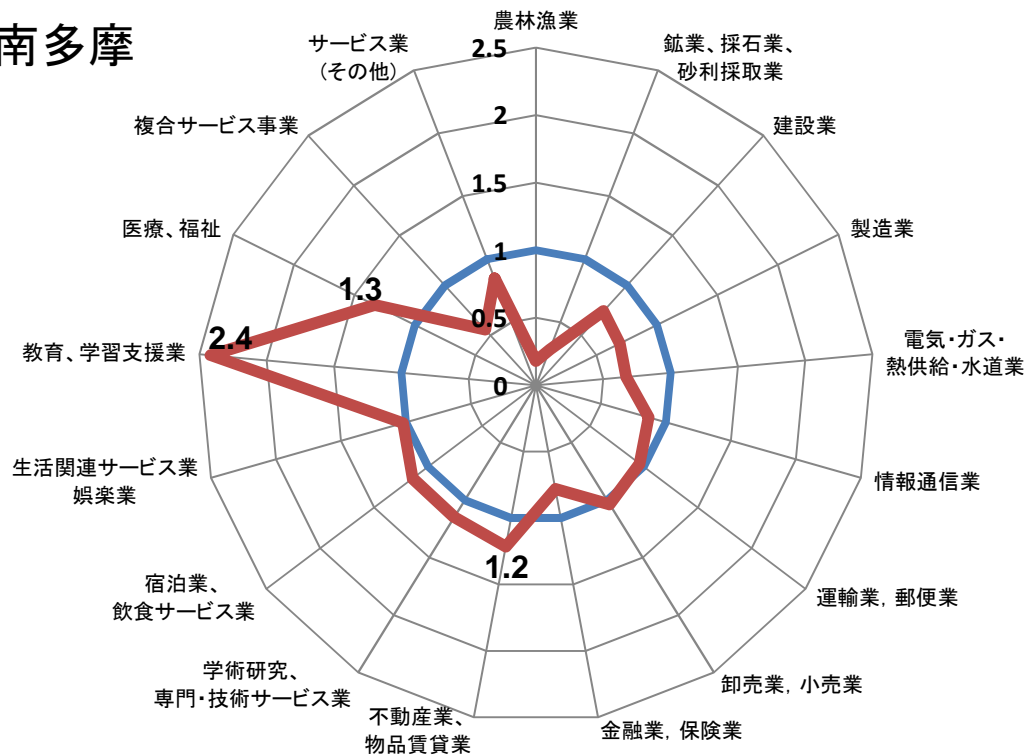
## 北多摩



※ 総務省・経済産業省「経済センサス活動調査」により作成。特化係数は、全国の産業別従業者数構成比に対する、各地域の産業別従業者数構成の比率であり、数値が高いほど相対的に従業者数が多い産業分野となる。

図表38-4

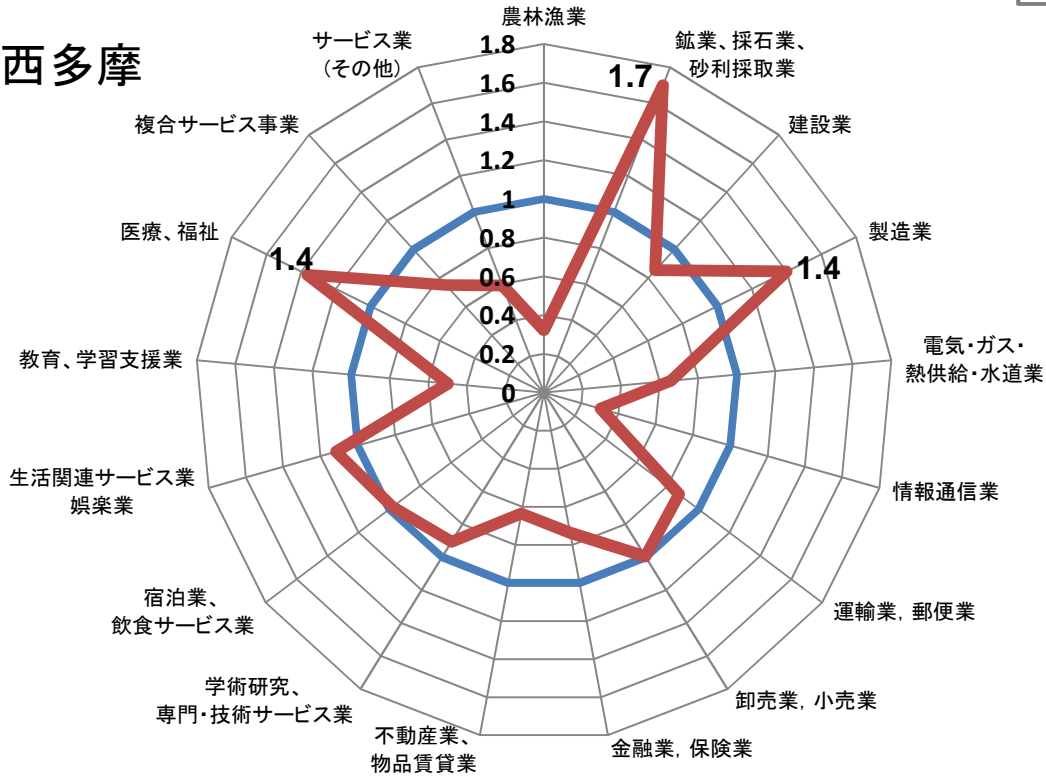
## 南多摩



※ 総務省・経済産業省「経済センサス活動調査」により作成。特化係数は、全国の産業別従業者数構成比に対する、各地域の産業別従業者数構成の比率であり、数値が高いほど相対的に従業者数が多い産業分野となる。

図表38-5

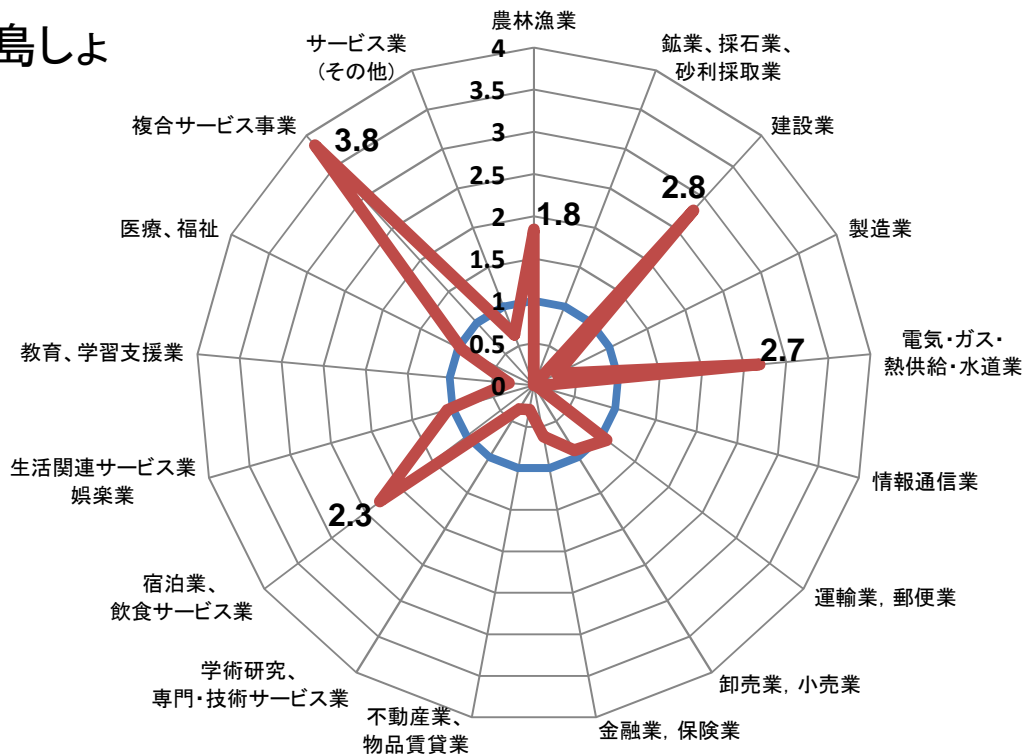
## 西多摩



※ 総務省・経済産業省「経済センサス活動調査」により作成。特化係数は、全国の産業別従業者数構成比に対する、各地域の産業別従業者数構成の比率であり、数値が高いほど相対的に従業者数が多い産業分野となる。

図表38-6

## 島しょ

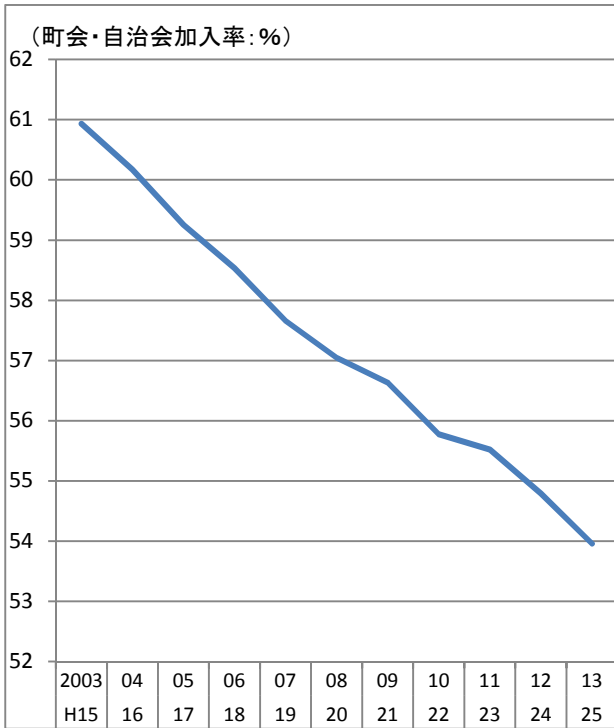


※ 総務省・経済産業省「経済センサス活動調査」により作成。特化係数は、全国の産業別従業者数構成比に対する、各地域の産業別従業者数構成の比率であり、数値が高いほど相対的に従業者数が多い産業分野となる。

## (多様な地域主体への支援)

町会・自治会加入率の推移

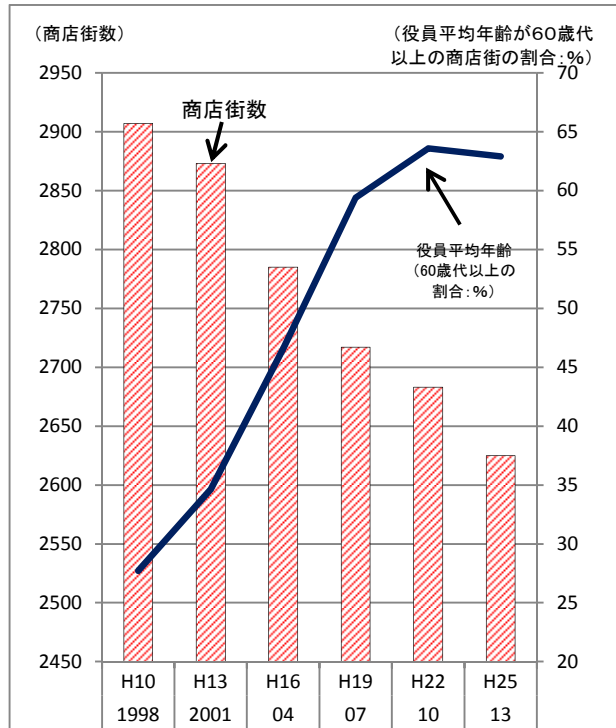
図表39



※事務局による各区市町村ヒアリング結果により集計。  
平成15年から平成25年までの10年間の数値が把握されている33区市町村の平均値を集計

商店街数等の推移

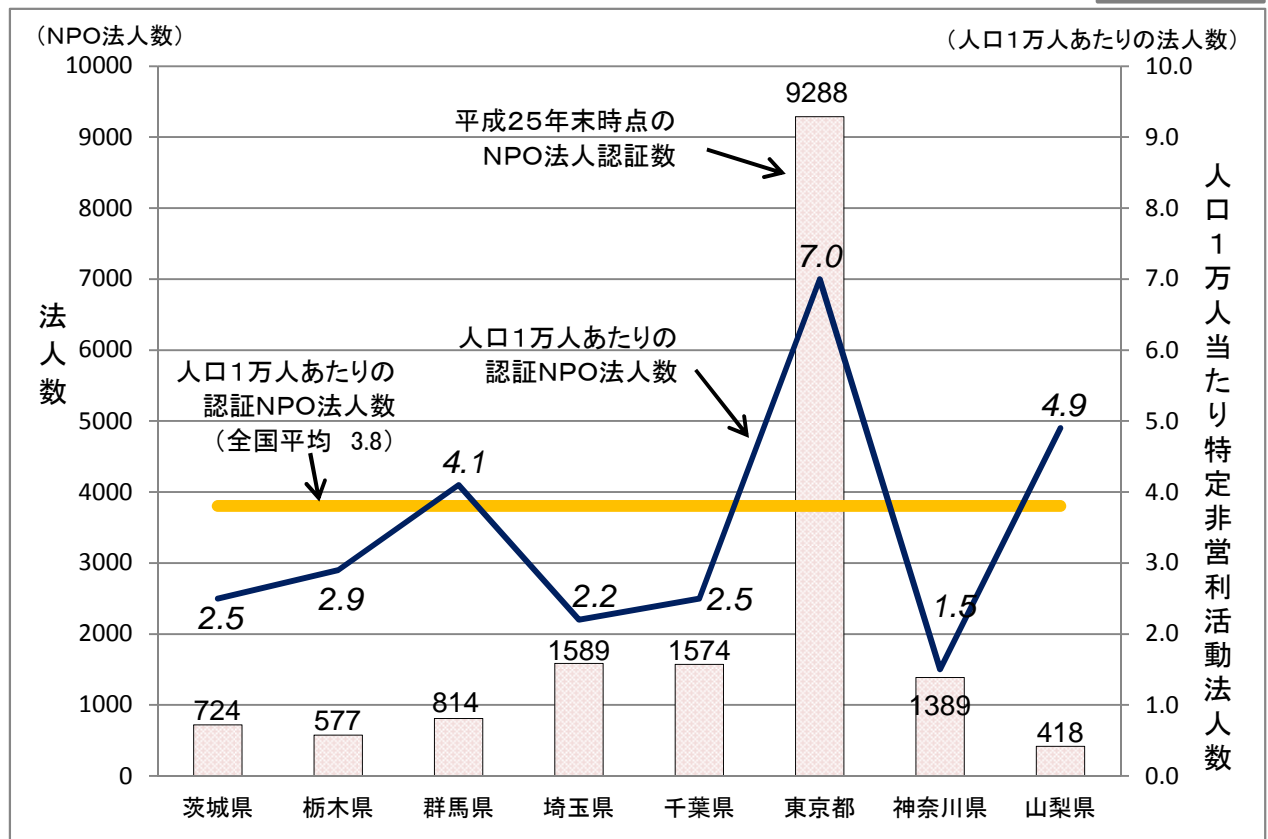
図表40



※東京都産業労働局「東京都商店街実態調査」により作成

首都圏都県別のNPO法人認証状況(2013(平成25)年)

図表41

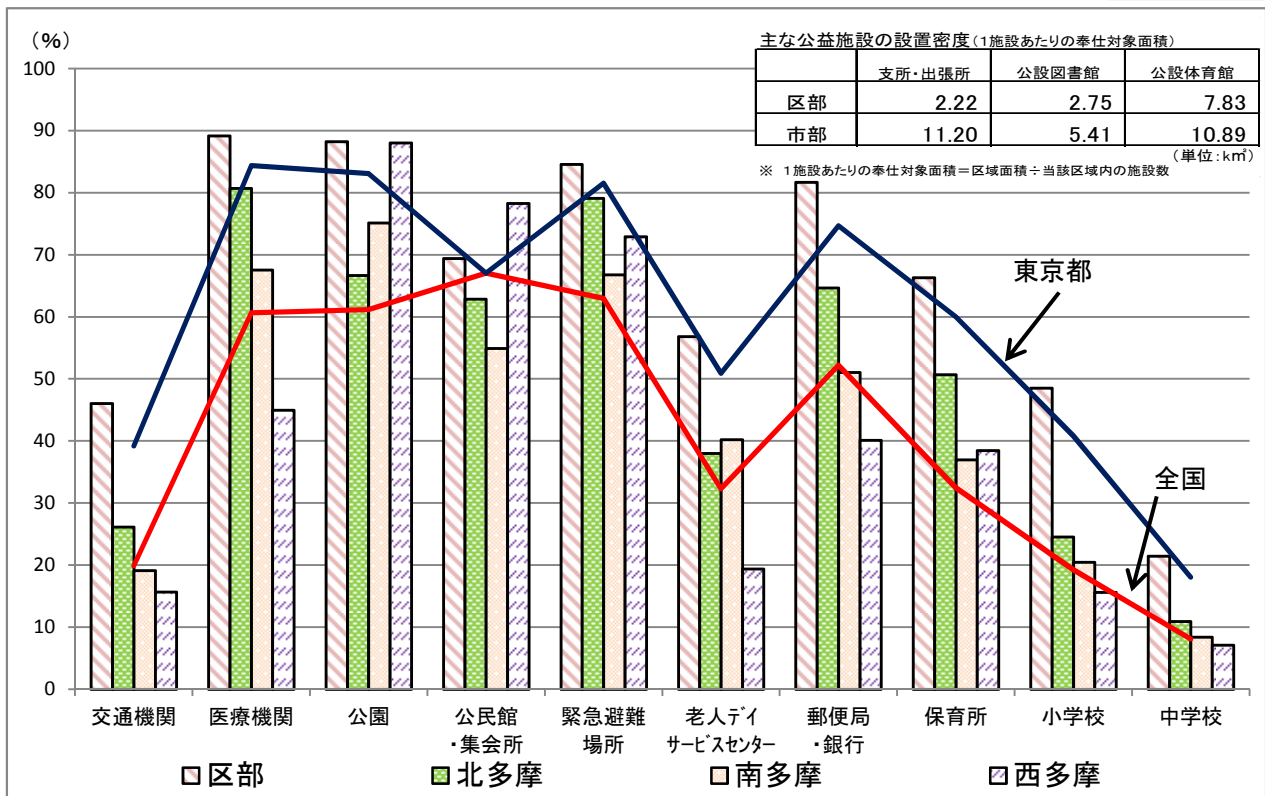


※国土交通省「平成25年版 首都圏白書」により作成  
NPO法人数は各年12月末現在、各都県の人口は平成25年10月1日現在の値

# (公共公益施設の現況と今後の対応)

500m以内に公益施設等がある住宅の割合

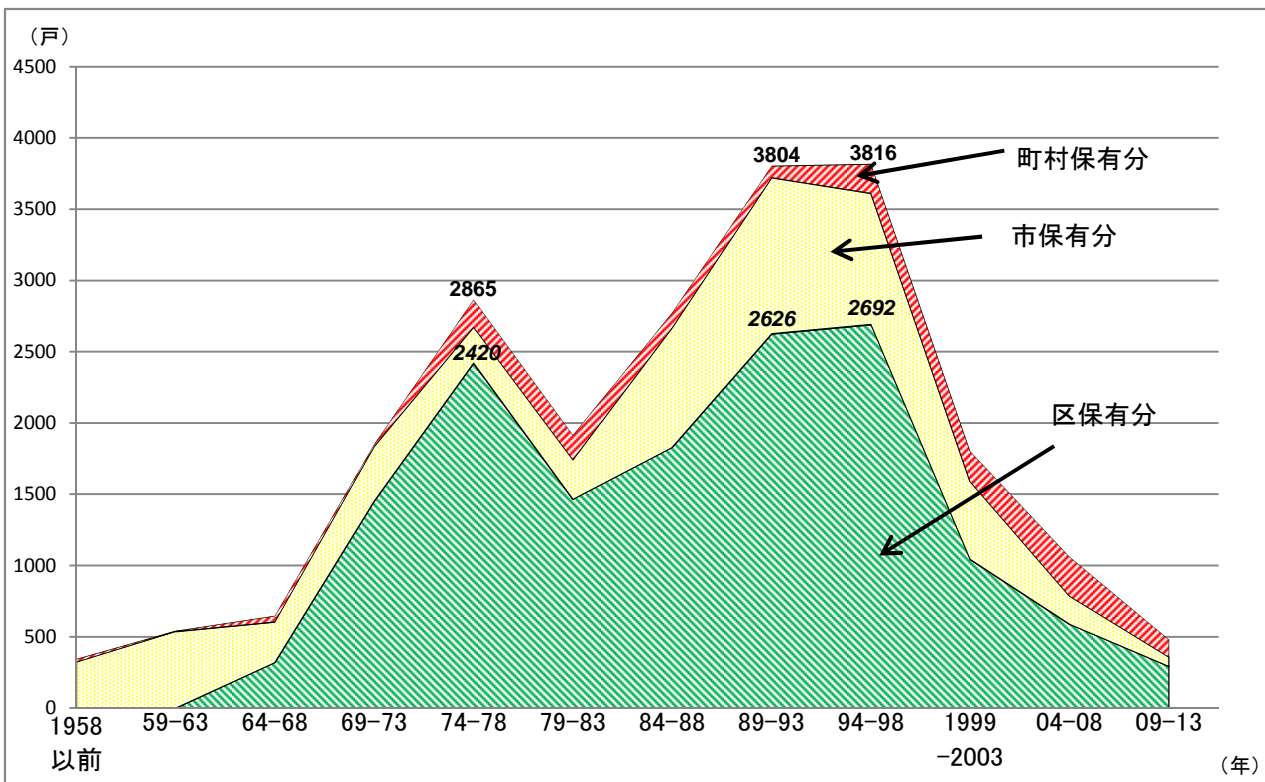
図表42



※ 500m以内に公益施設等がある住宅の割合は、総務省「平成20年住宅・土地統計調査」により作成  
 ※ 公益施設の設置密度は、総務省「平成23年度公共施設状況調査」により作成

都内公営住宅(区市町村保有分のみの)の建設時期別戸数

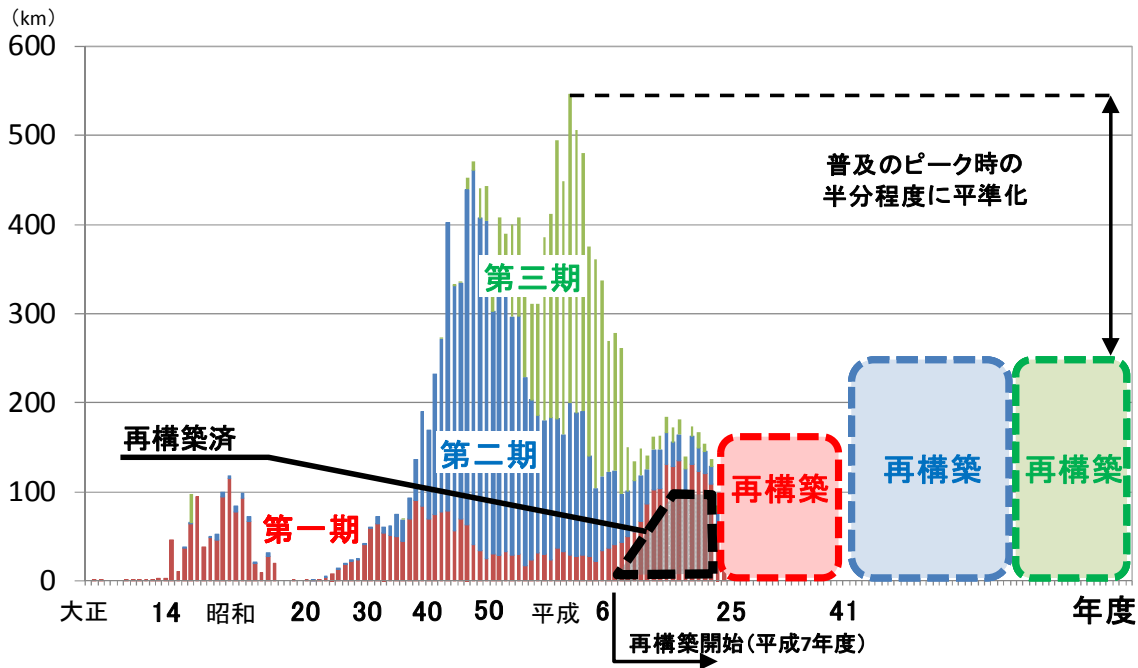
図表43



※ 東京都都市整備局資料により作成

下水道管の年度別整備延長

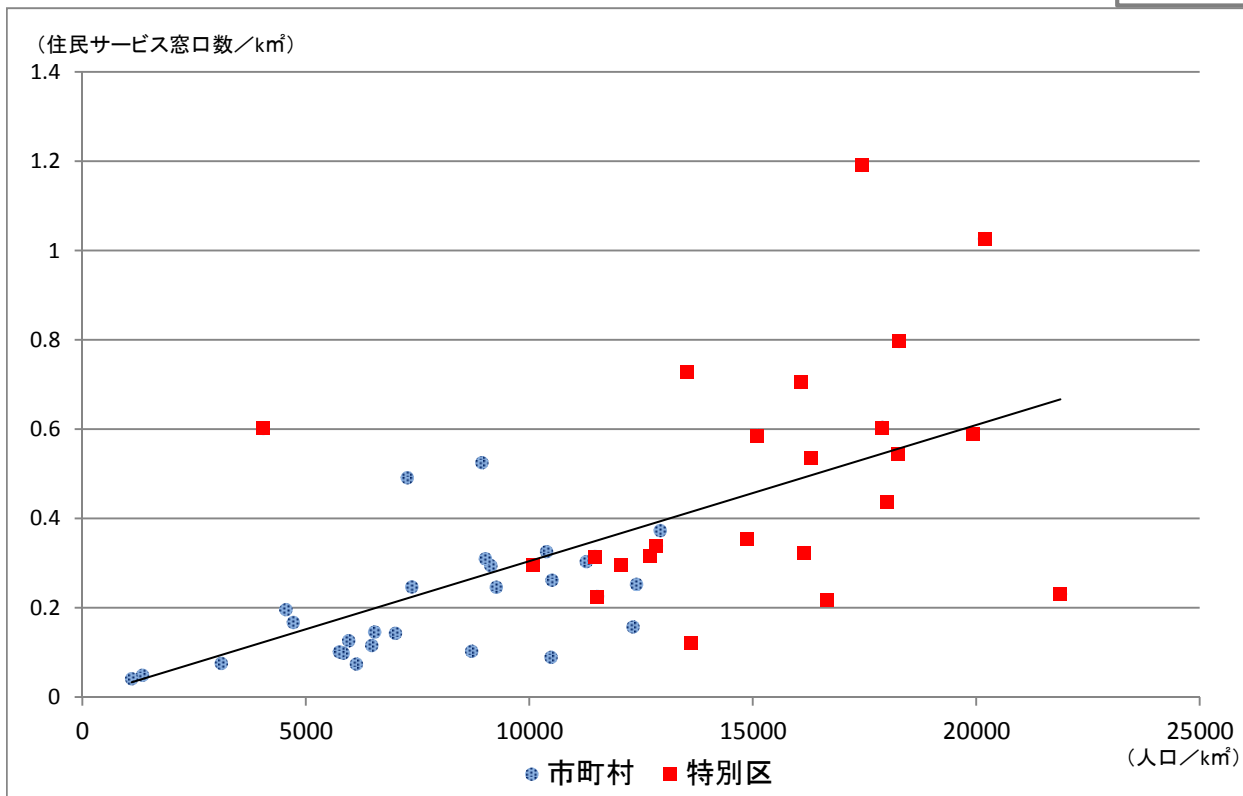
図表44



※ 東京都下水道局「経営計画2013」により作成

都内区市町村の住民窓口設置密度と人口密度

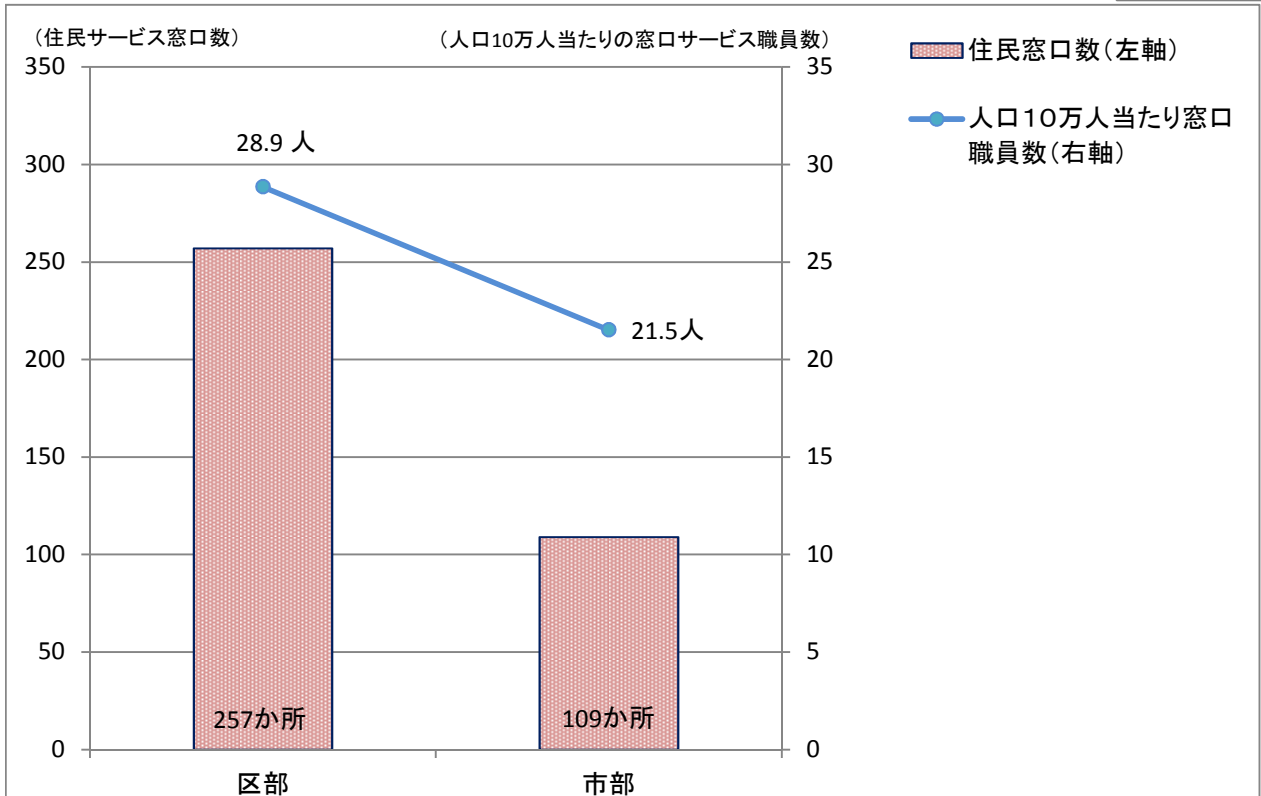
図表45



※ 住民窓口の設置密度は国土交通省「国土数値情報」、人口密度は総務省「平成22年国勢調査」による。

住民窓口数と人口10万人当たりの窓口サービス職員数の区市比較

図表46

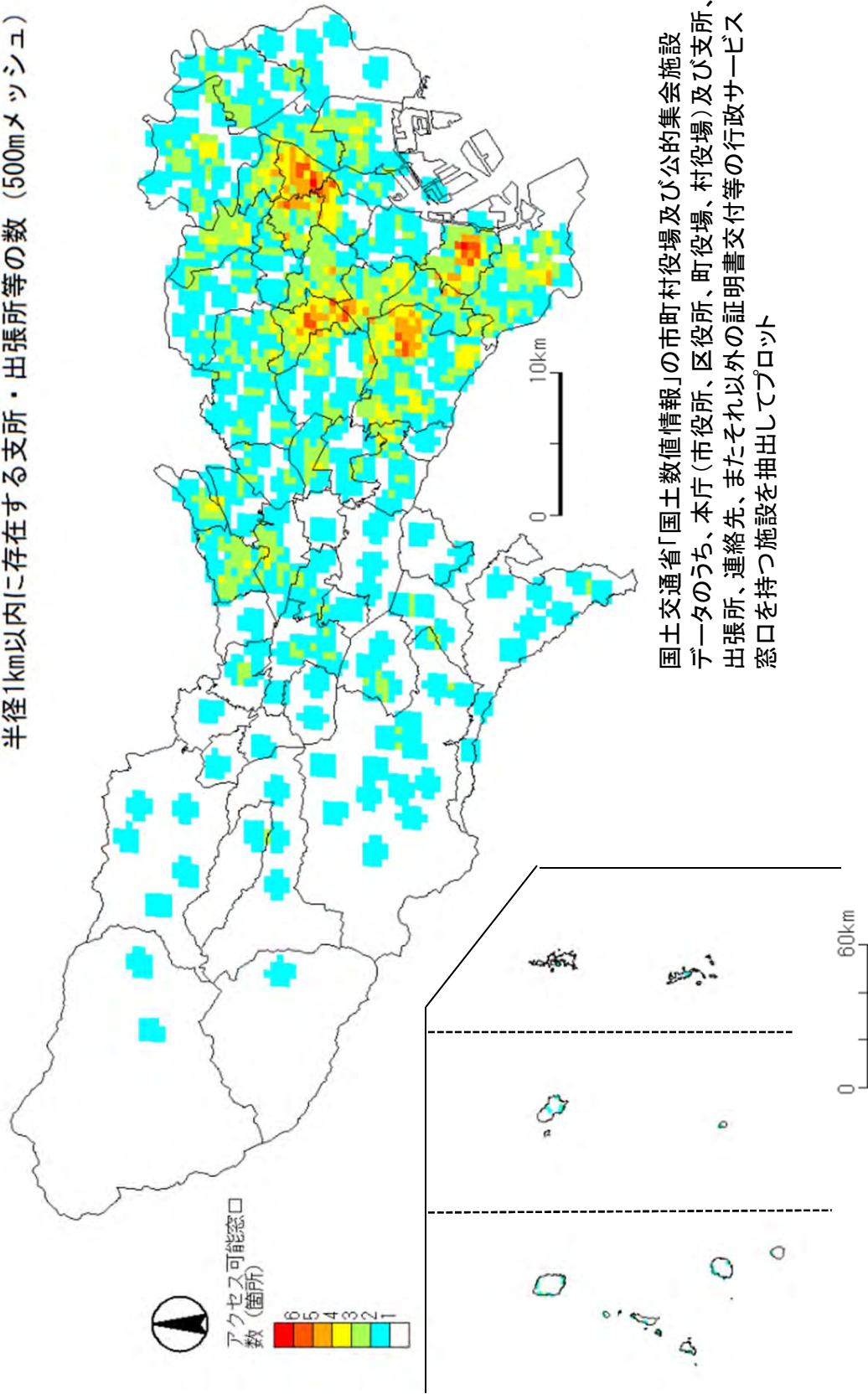


※ 職員数は総務省「平成25年定員管理調査」による「戸籍等窓口」の定員数、人口は総務省「平成22年国勢調査」、住民サービス窓口数は、国土交通省「国土数値情報」による。



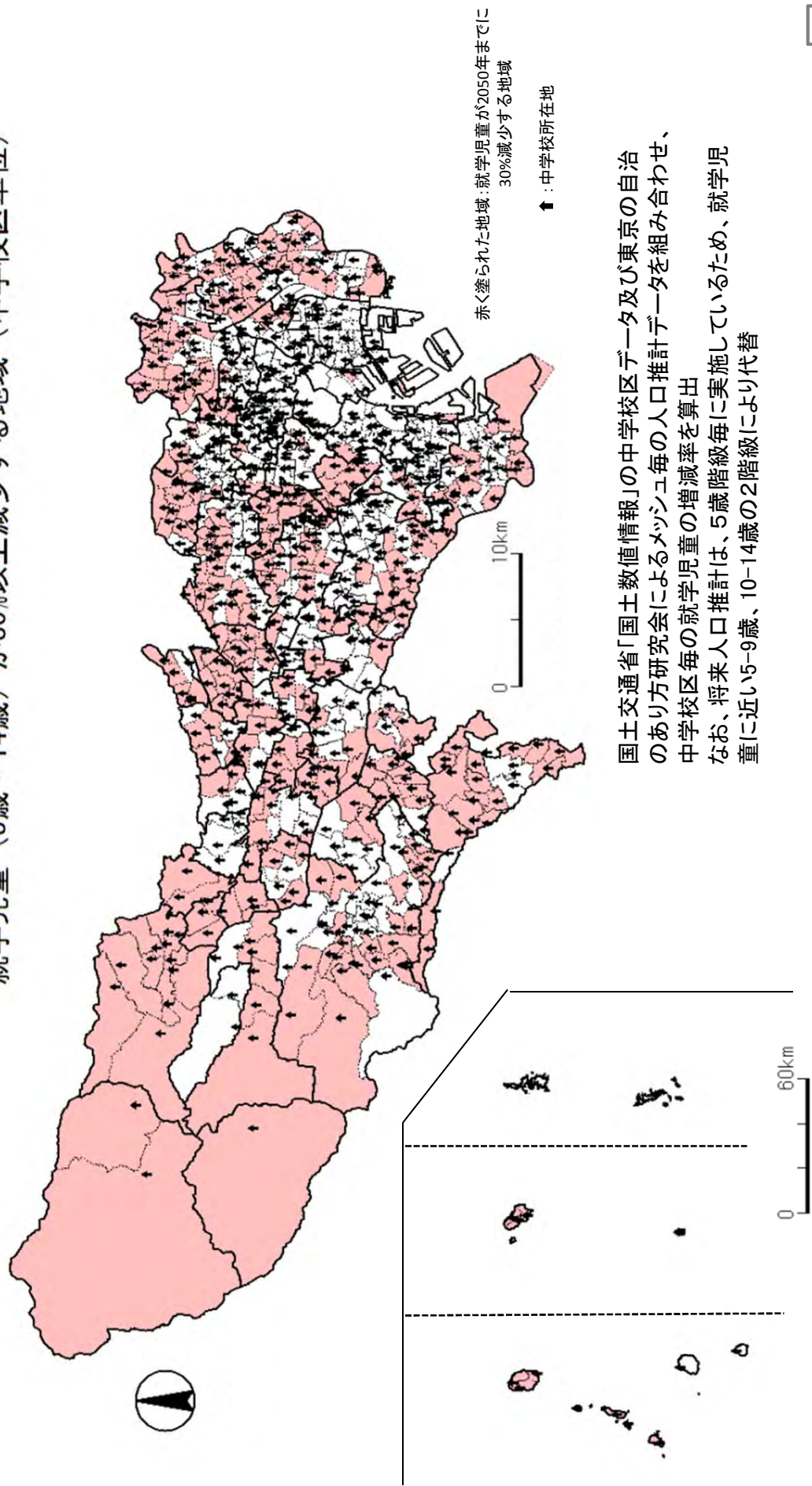
図表47

半径1km以内に存在する支所・出張所等の数 (500mメッシュ)



国土交通省「国土数値情報」の市町村役場及び公的集会施設データのうち、本庁(市役所、区役所、町役場、村役場)及び支所、出張所、連絡先、またそれ以外の証明書交付等の行政サービス窓口を持つ施設を抽出してプロット

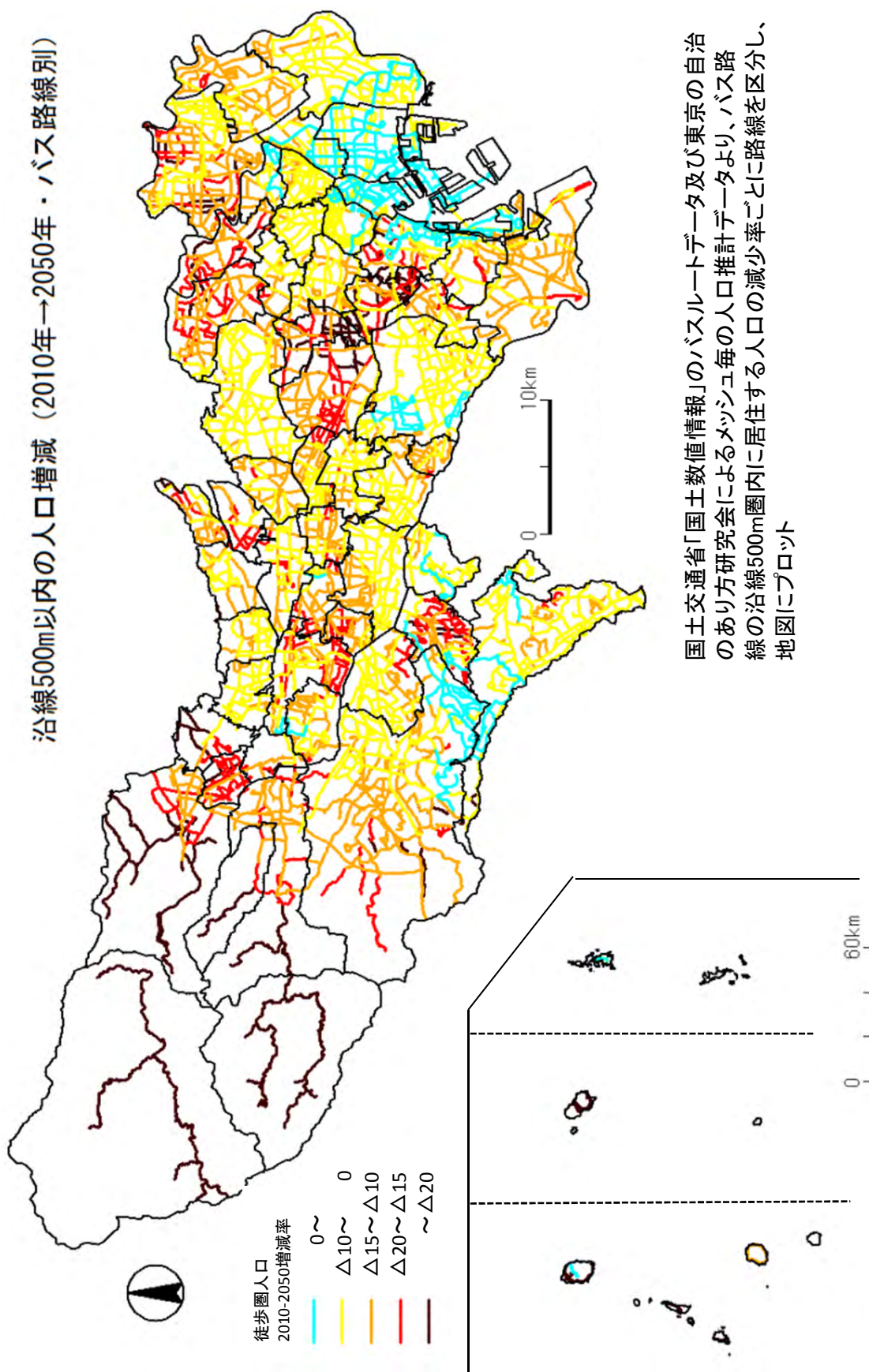
就学児童（5歳 - 14歳）が30%以上減少する地域（中学校区単位）



国土交通省「国土数値情報」の中学校区データ及び東京の自治体のあり方研究会によるメッシュ毎の人口推計データを組み合わせ、中学校区毎の就学児童の増減率を算出  
 なお、将来人口推計は、5歳階級毎に実施しているため、就学児童に近い5-9歳、10-14歳の2階級により代替

図表48

沿線500m以内の人口増減 (2010年→2050年・バス路線別)

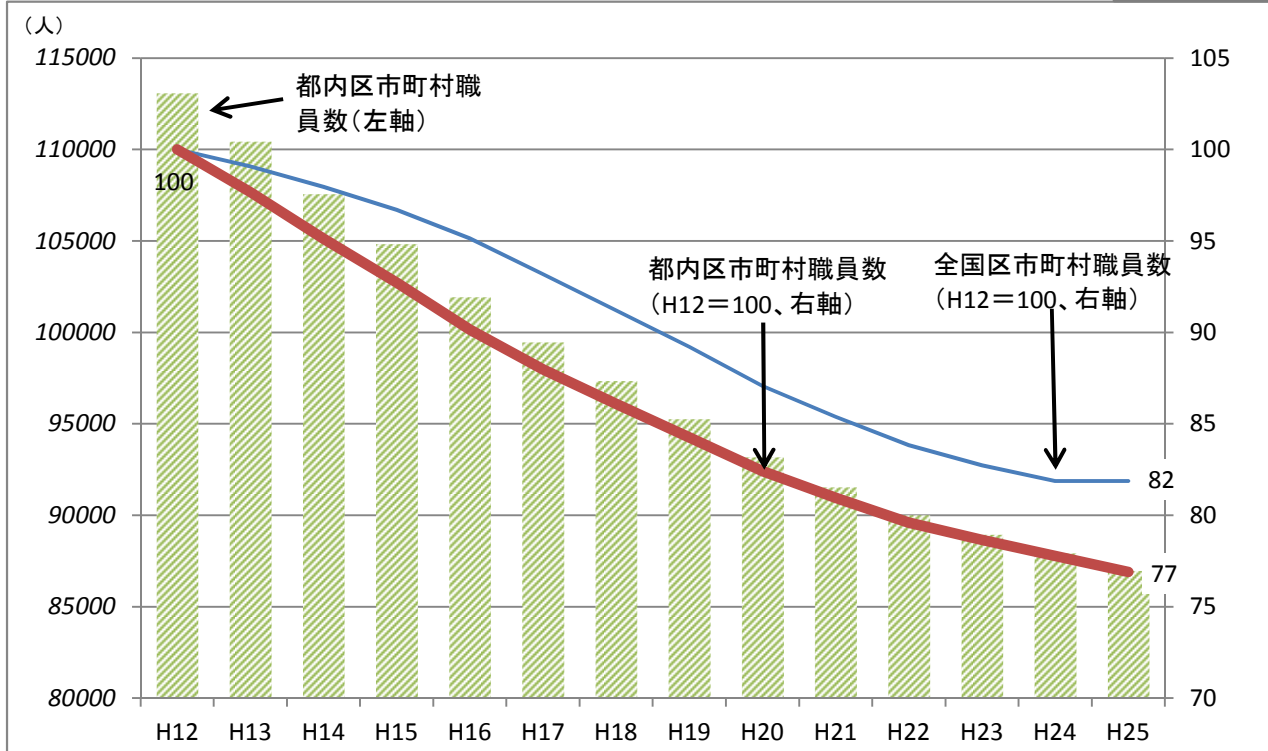


国土交通省「国土数値情報」のバスルートデータ及び東京の自治  
のあり方研究会によるメッシュ毎の人口推計データより、バス路  
線の沿線500m圏内に居住する人口の減少率ごとに路線を区分し、  
地図にプロット

# (行政体制の更なる効率化の必要性和住民への説明責任)

2000(平成12)年以降の都内区市町村の総職員数の推移(指数 2000年=100)

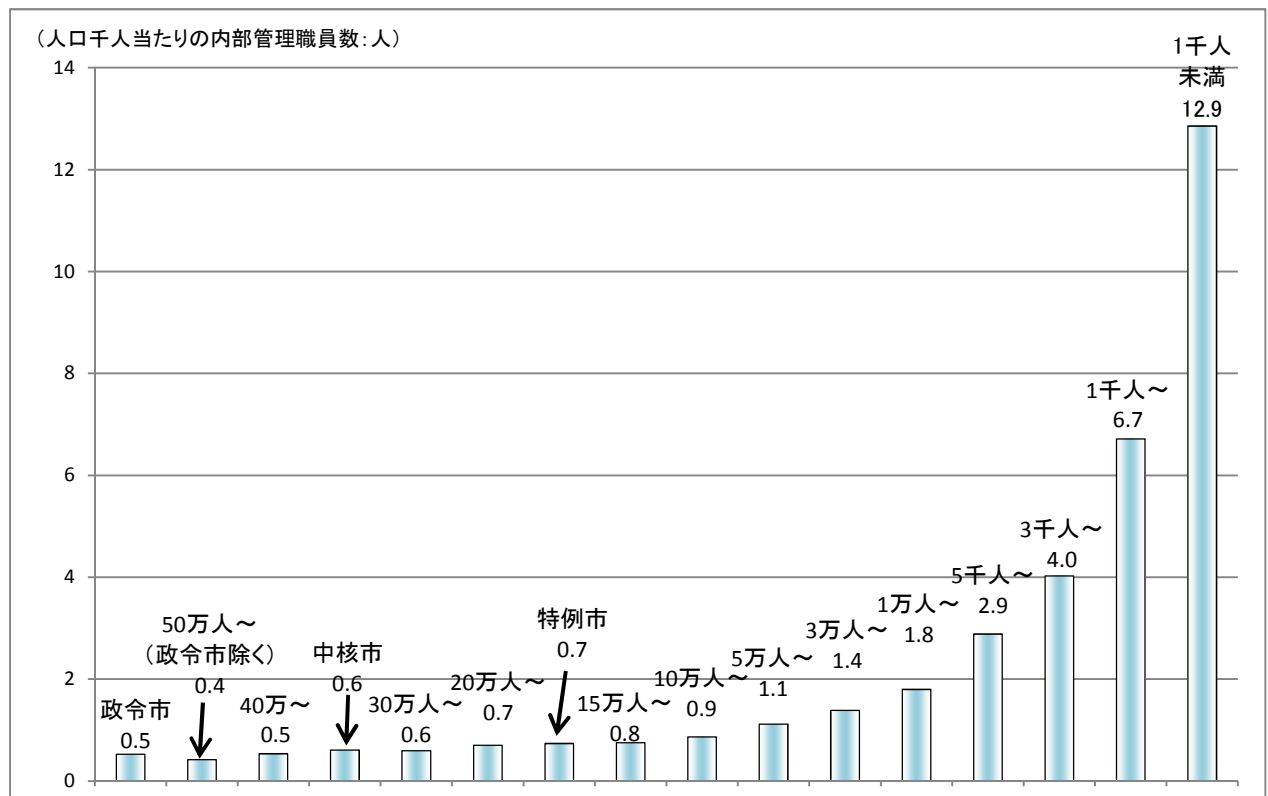
図表50



※ 総職員数は、総務省「地方公共団体定員管理調査」(平成12年～平成25年)による。

## 全国区市町村の人口規模別 千人あたり内部管理職員数(平均値)

図表51

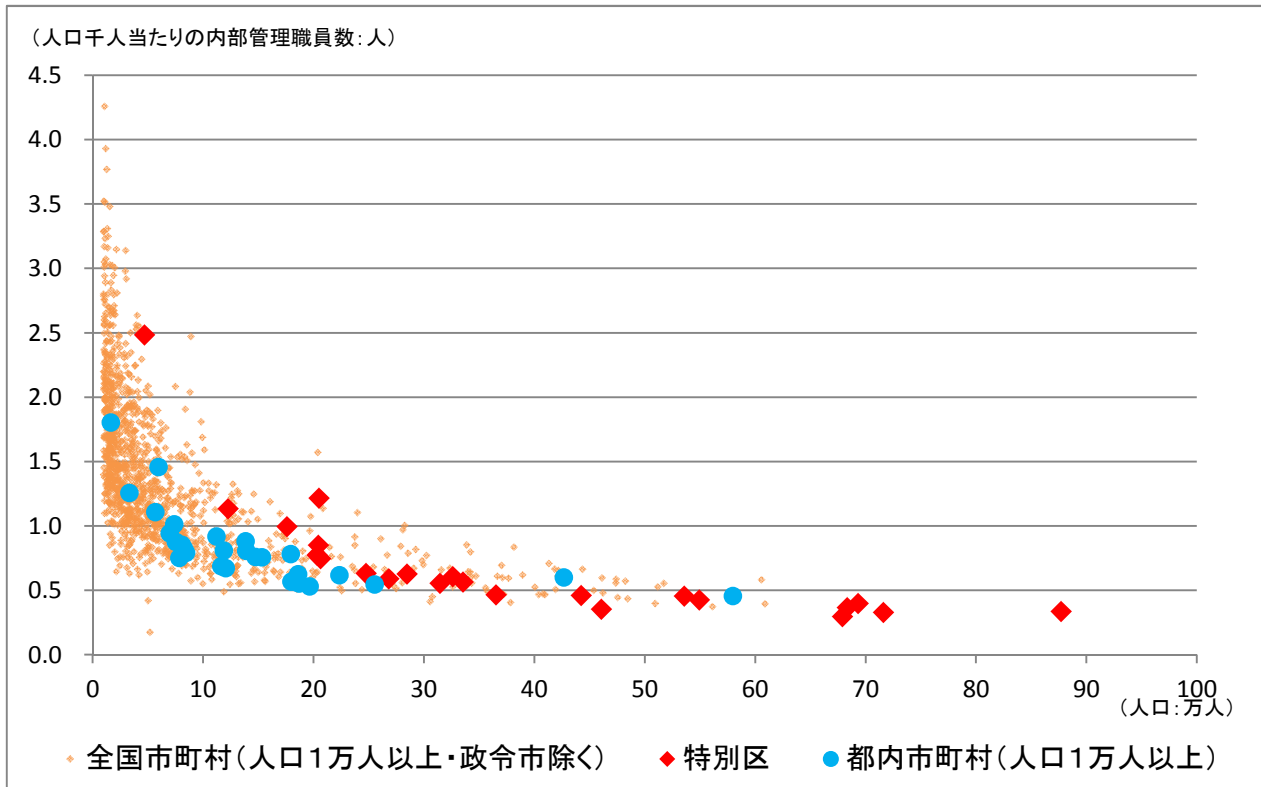


※ 職員数は、総務省「平成25年地方公共団体定員管理調査」による。「内部管理部門」の職員数は、「議会」、「総務一般」(小項目「総務一般」、「会計出納」、「管財」、「職員研修所」、「行政委員会」の計)、「企画開発」の職員数の計。人口は総務省「平成22年国勢調査」による平成22年10月1日現在の人口

※中核市、特例市はそれぞれ現行要件(30万人以上、20万人以上)で集計

全国区市町村(政令市除く)の千人あたり内部管理職員数

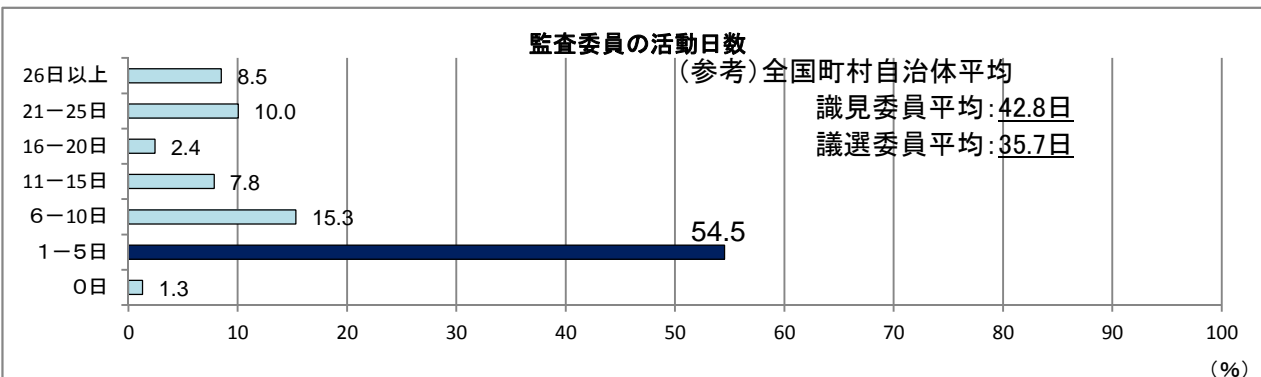
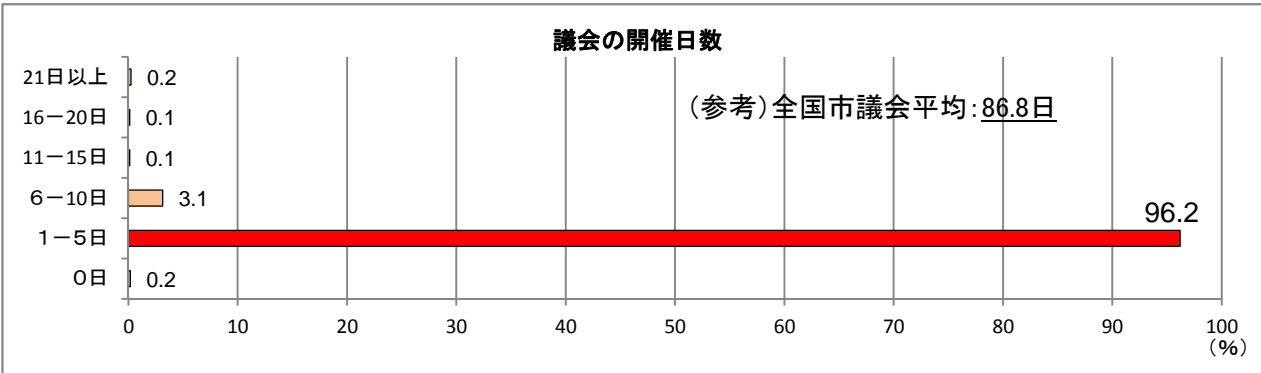
図表52



※ 職員数は、総務省「平成25年地方公共団体定員管理調査」による。「内部管理部門」の職員数は、「議会」、「総務一般」(小項目「総務一般」、「会計出納」、「管財」、「職員研修所」、「行政委員会」の計)、「企画開発」の職員数の計。人口は総務省「平成22年国勢調査」による平成22年10月1日現在の人口  
 ※中核市、特例市はそれぞれ現行要件(30万人以上、20万人以上)で集計

一部事務組合・広域連合における議会開催日数及び監査委員活動日数

図表53

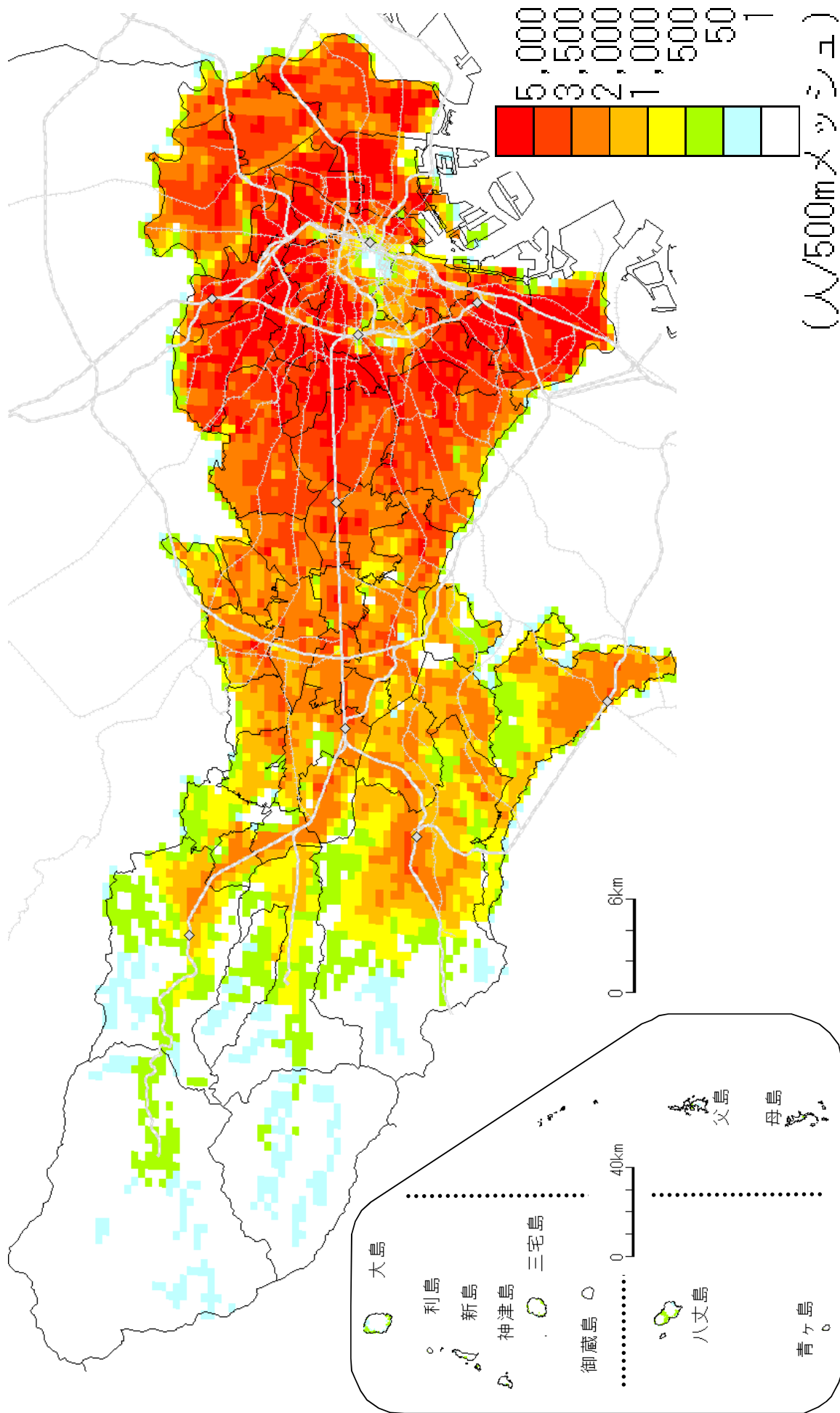


※一部事務組合及び広域連合の値は、総務省「地方団体間の事務の共同処理の状況調(平成24年7月1日現在)」による平成23年度実績。議会の開催日数に係る市平均は、全国市議会議長会「平成26年度市議会活動に関する実態調査結果」(平成26年9月)による平成25年実績。監査委員の活動日数に係る町村平均は、全国町村監査委員協議会「町村等監査委員に関する実態調査結果」(平成24年3月)による平成23年度実績



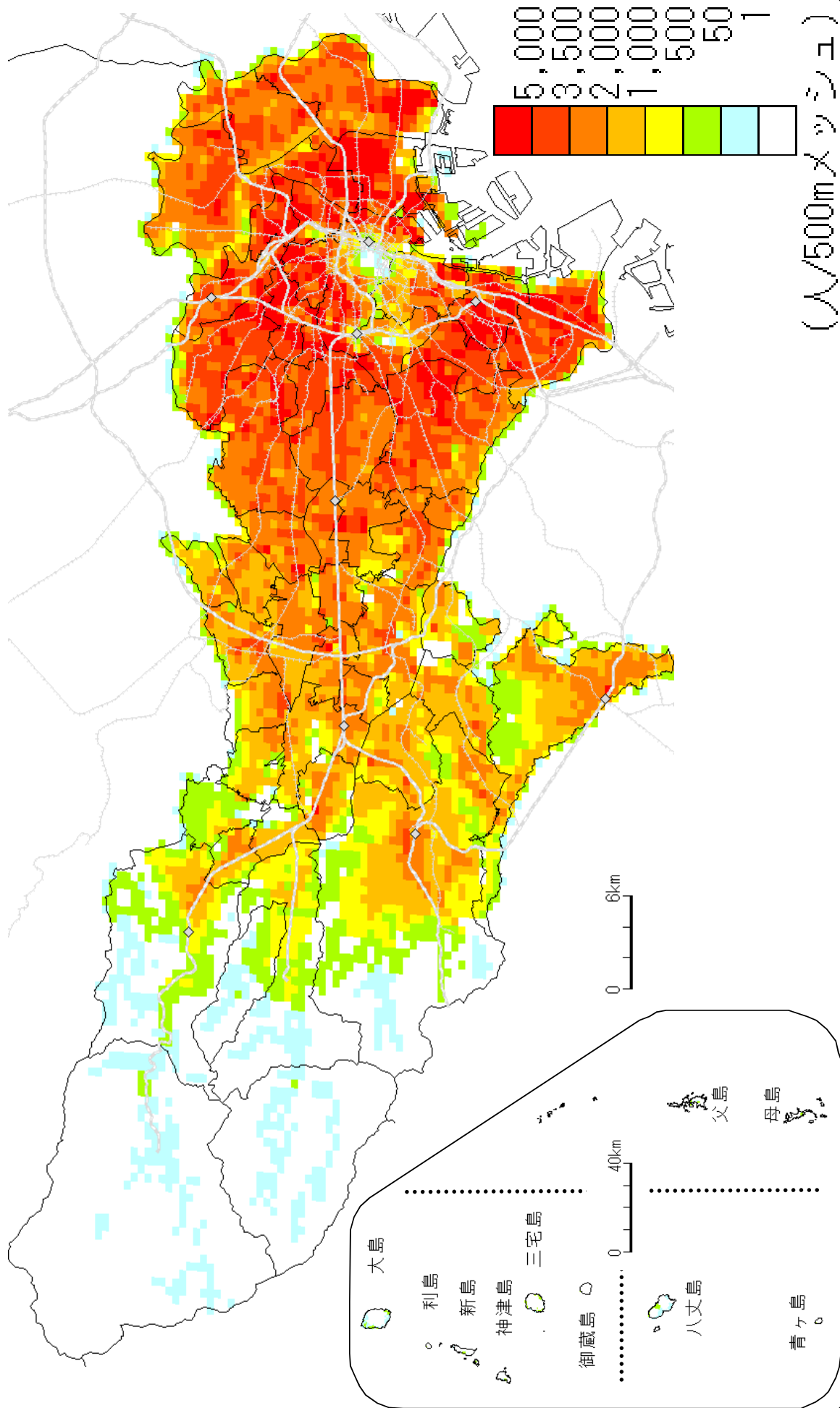
### 2050年までの地域別 将来人口推計 (500mメッシュ)

# 総人口：2010年

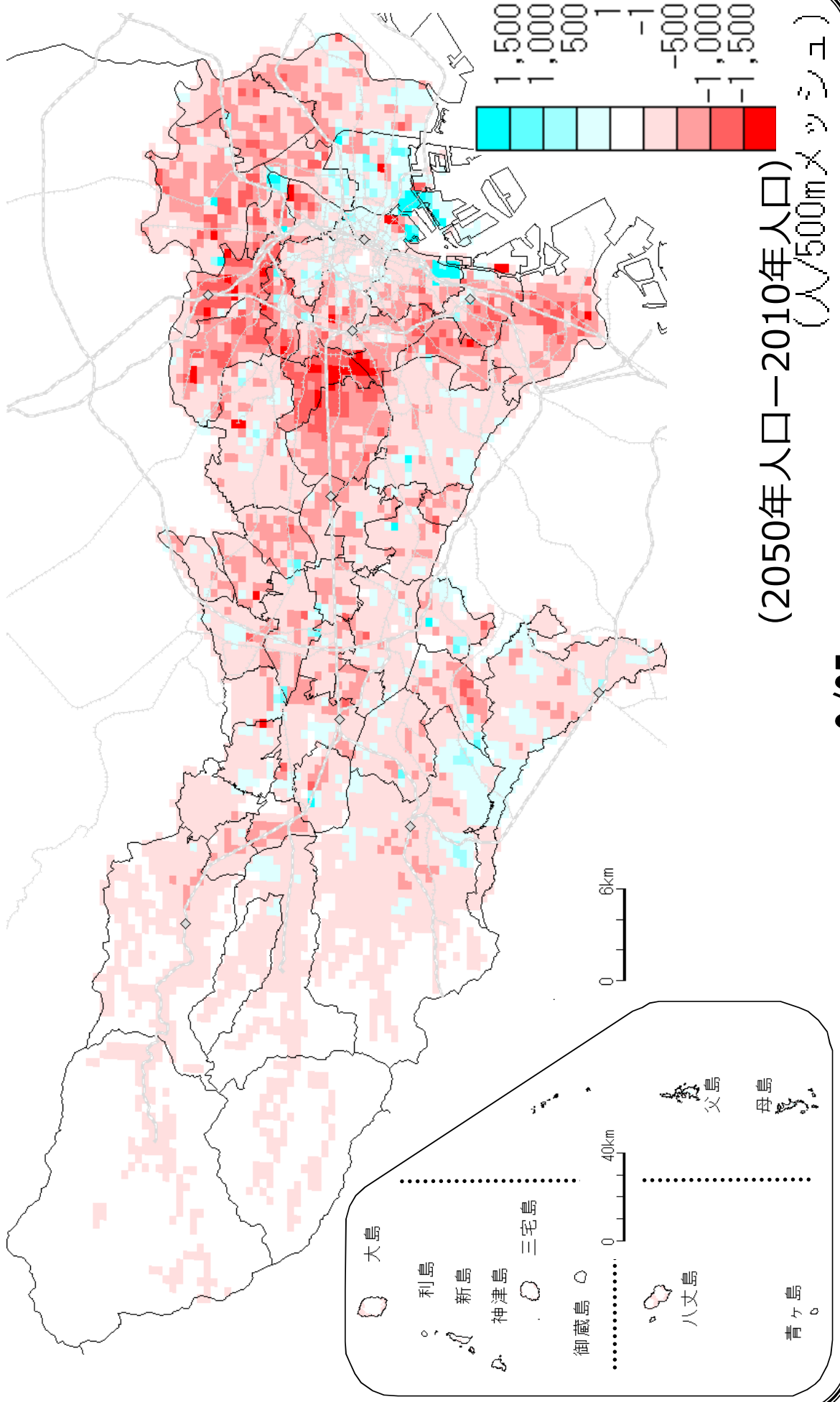




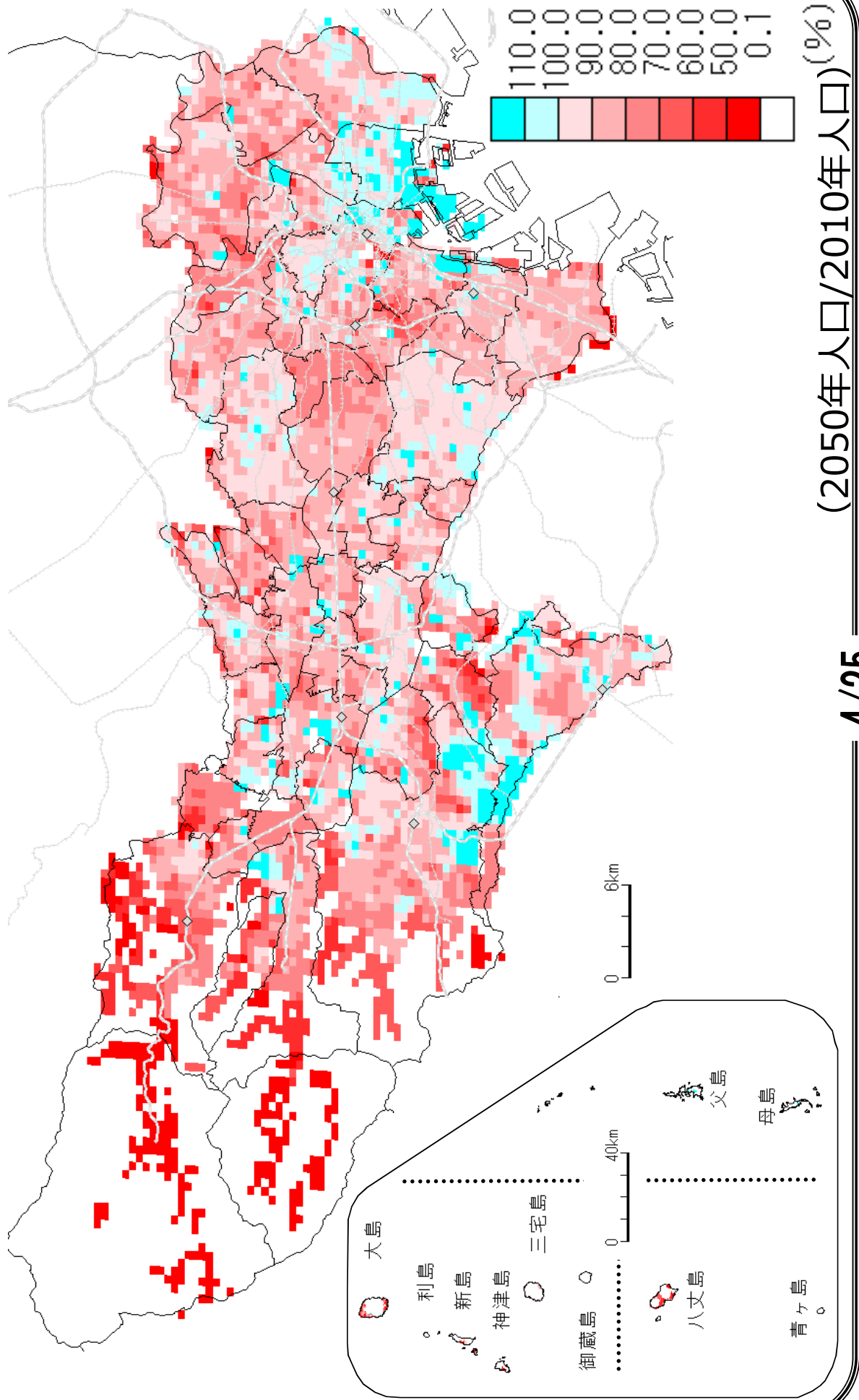
# 総人口：2050年



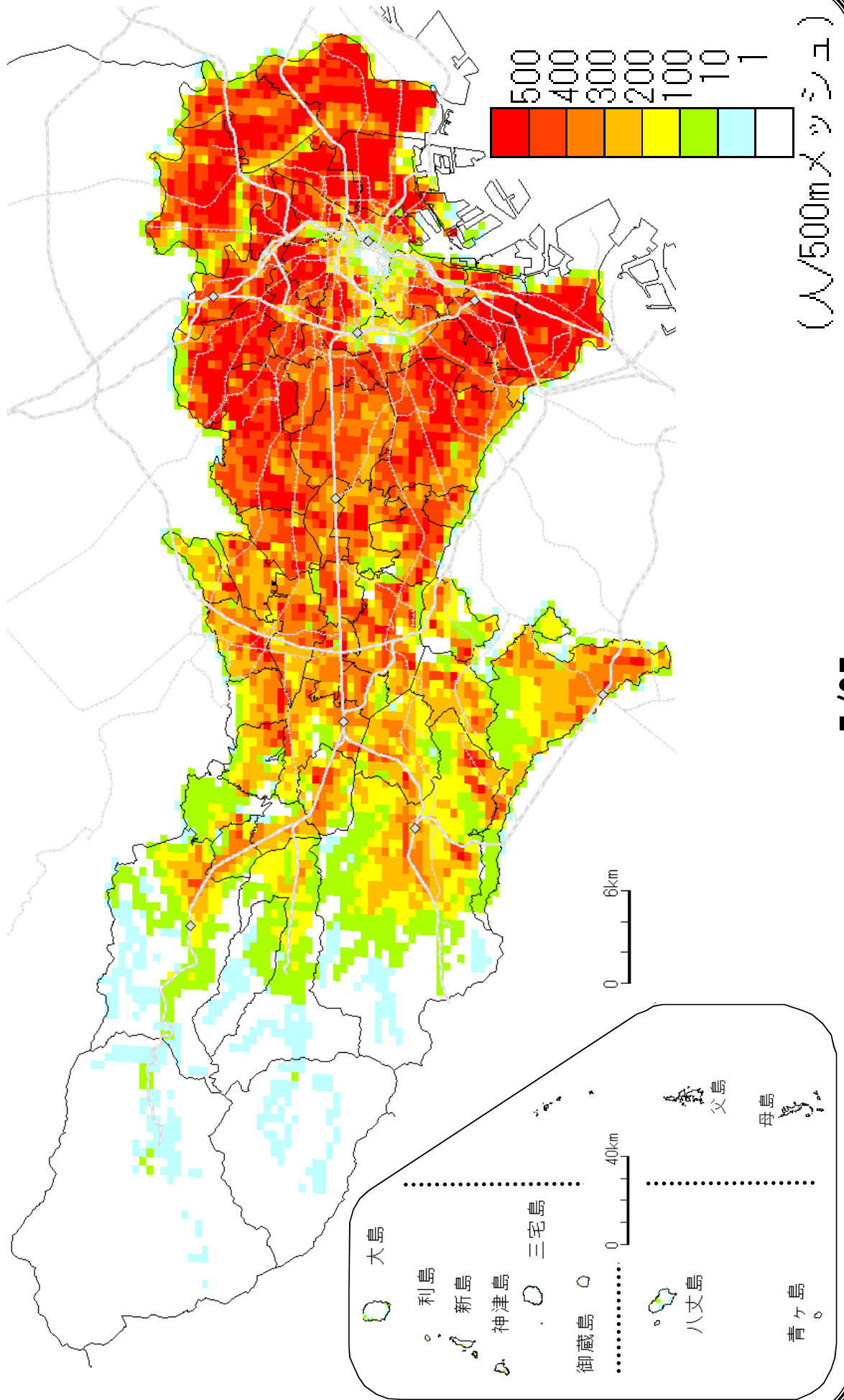
# 総人口：増減数（2010年-2050年）



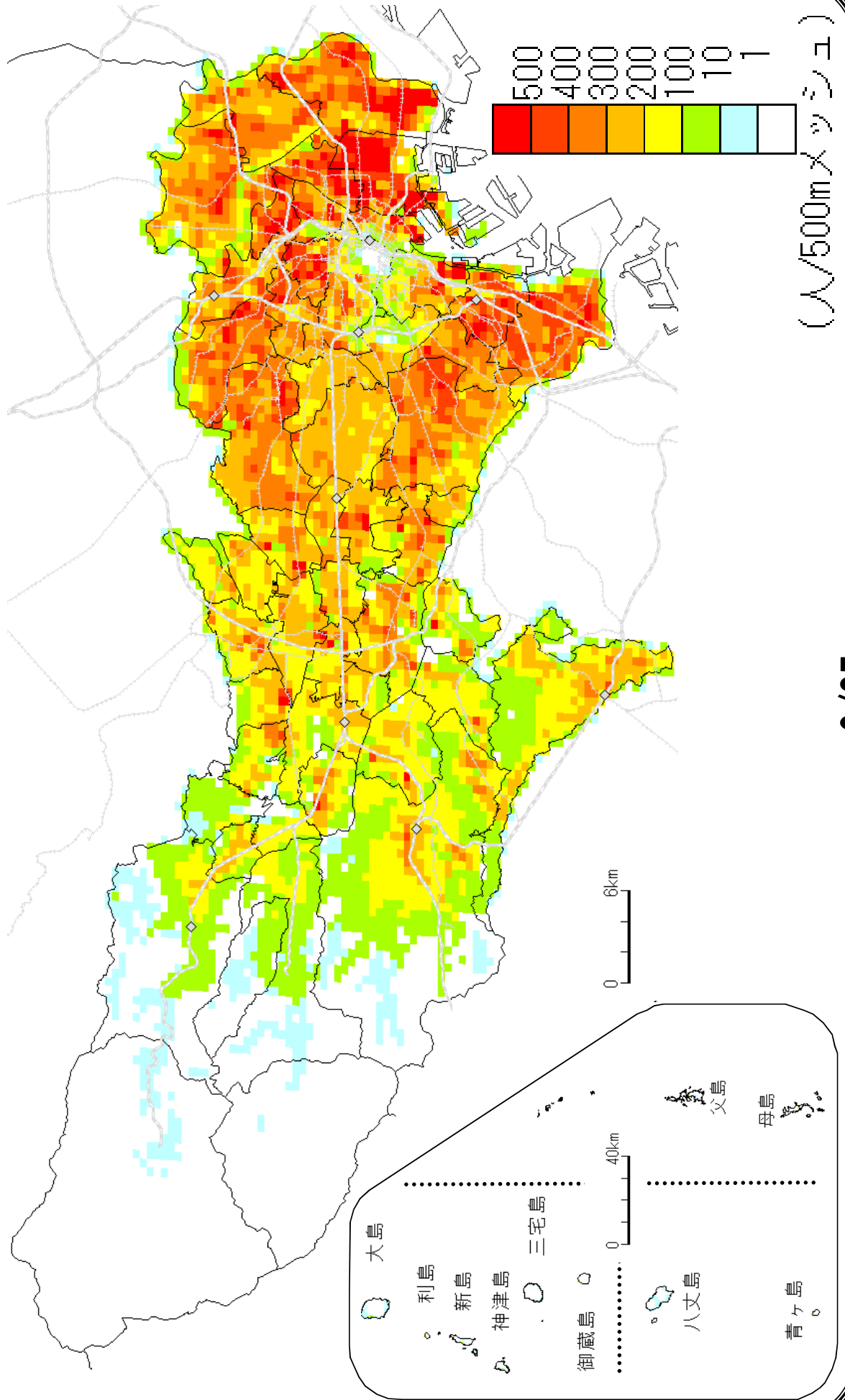
# 総人口：増減率（2010年-2050年）



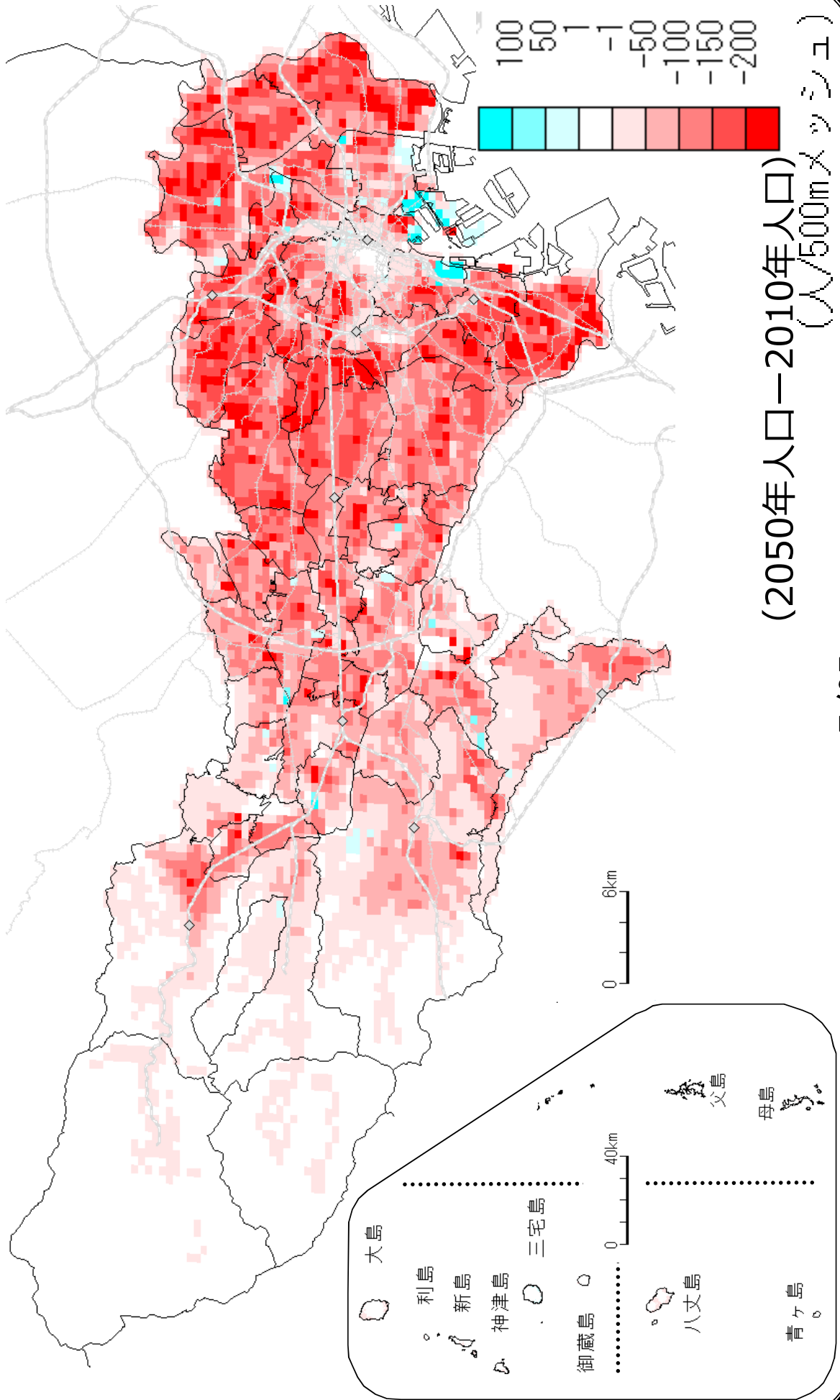
# 年少人口：2010年



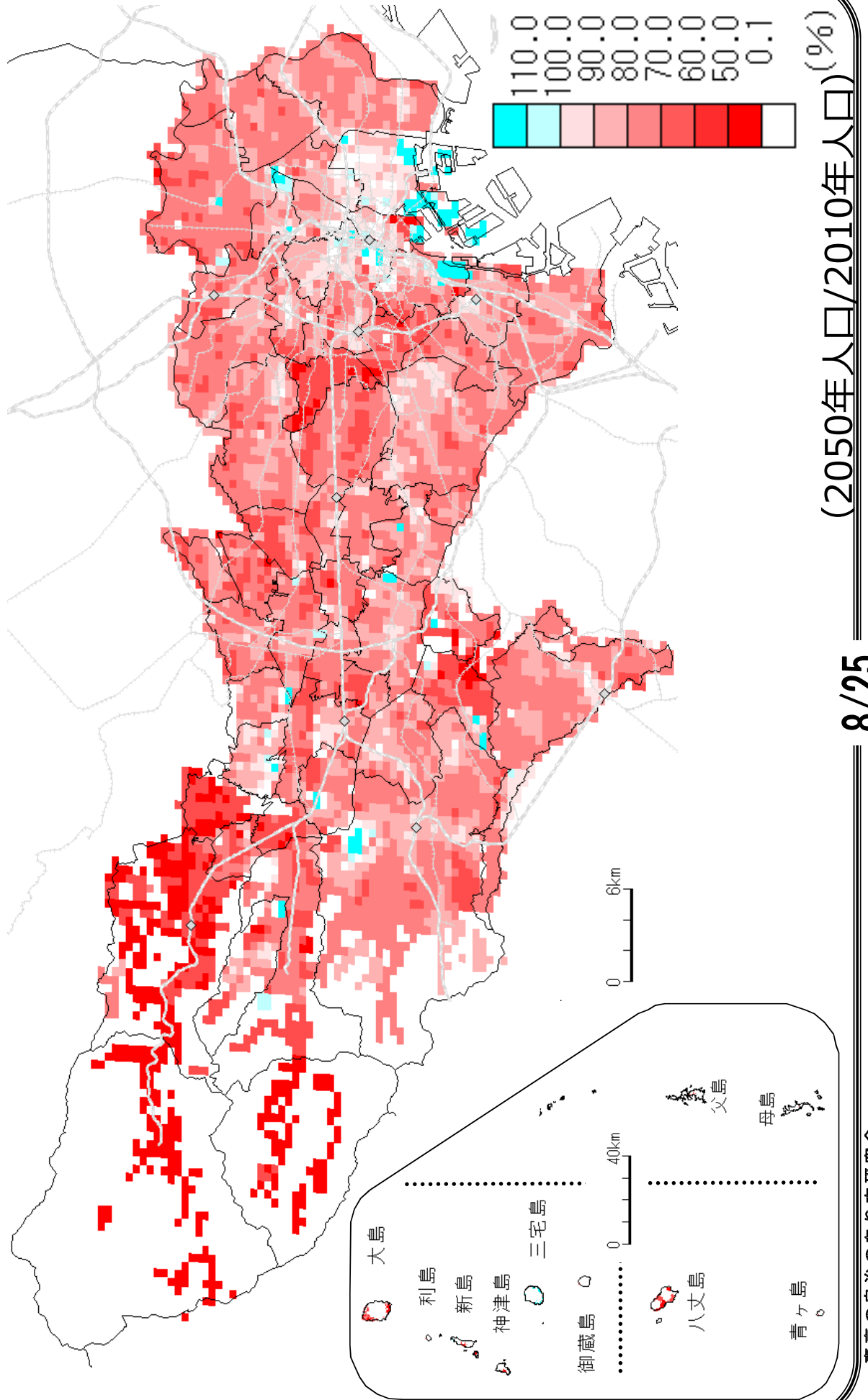
# 年少人口：2050年



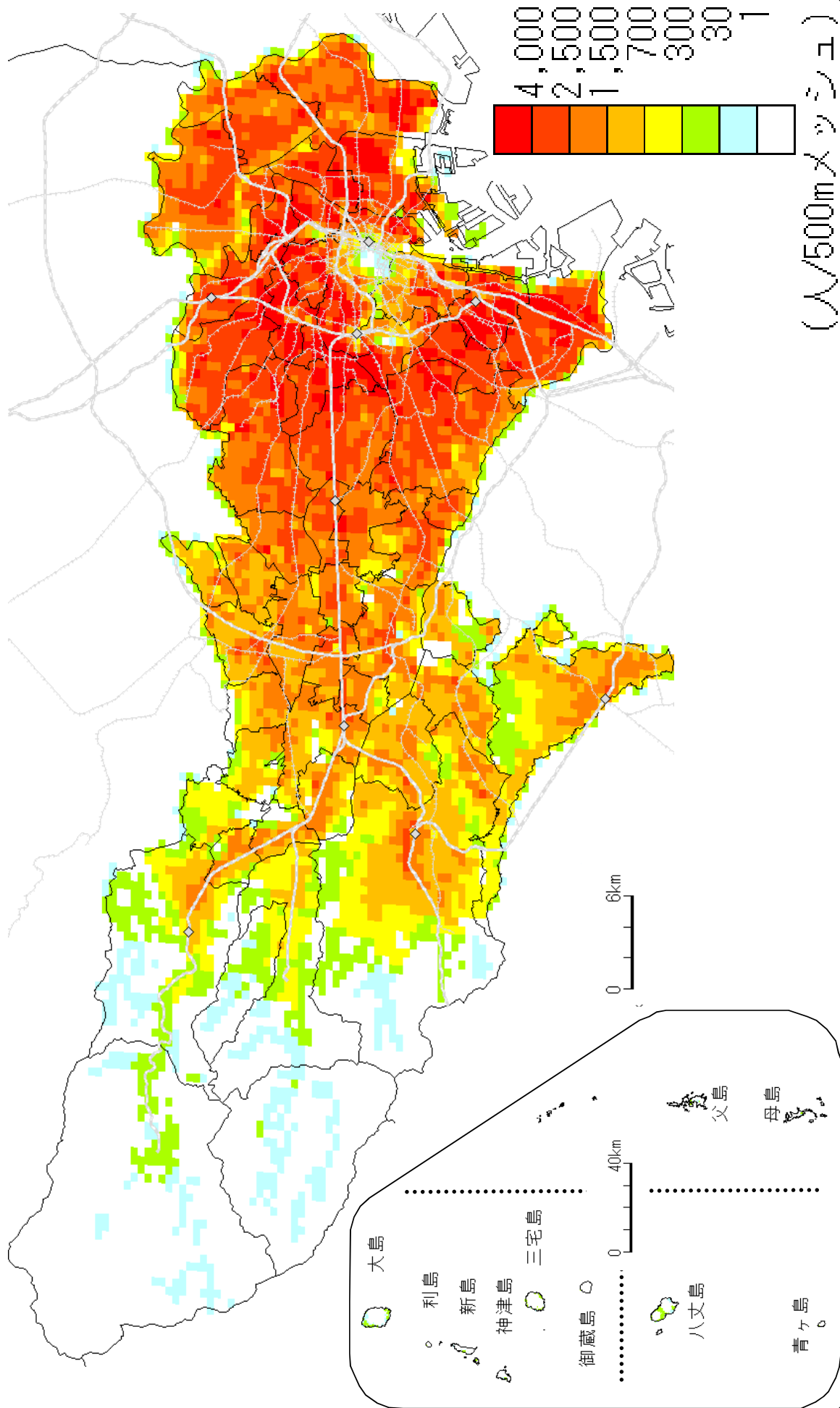
# 年少人口：増減数（2010年-2050年）



# 年少人口：増減率（2010年-2050年）

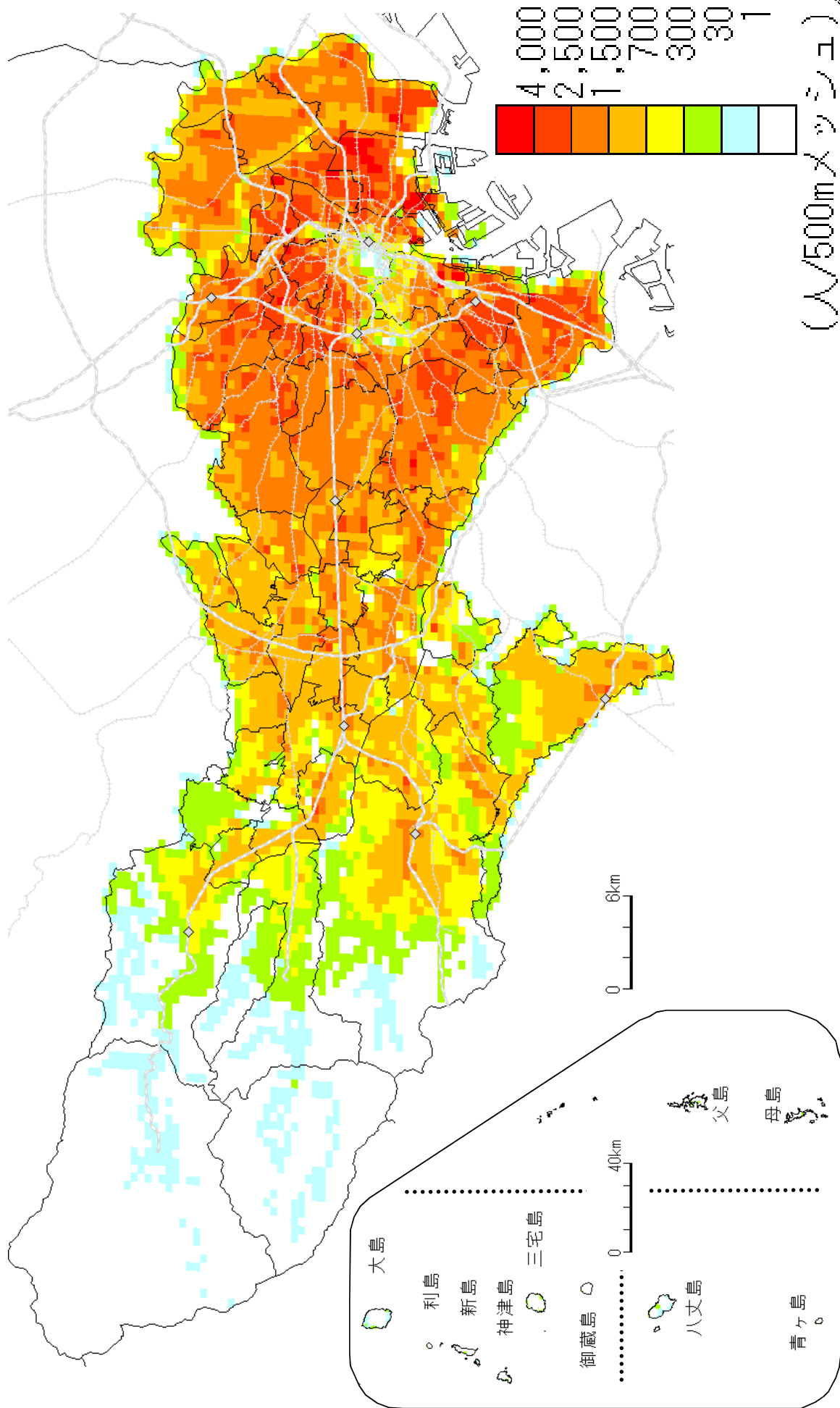


# 生産年齢人口：2010年



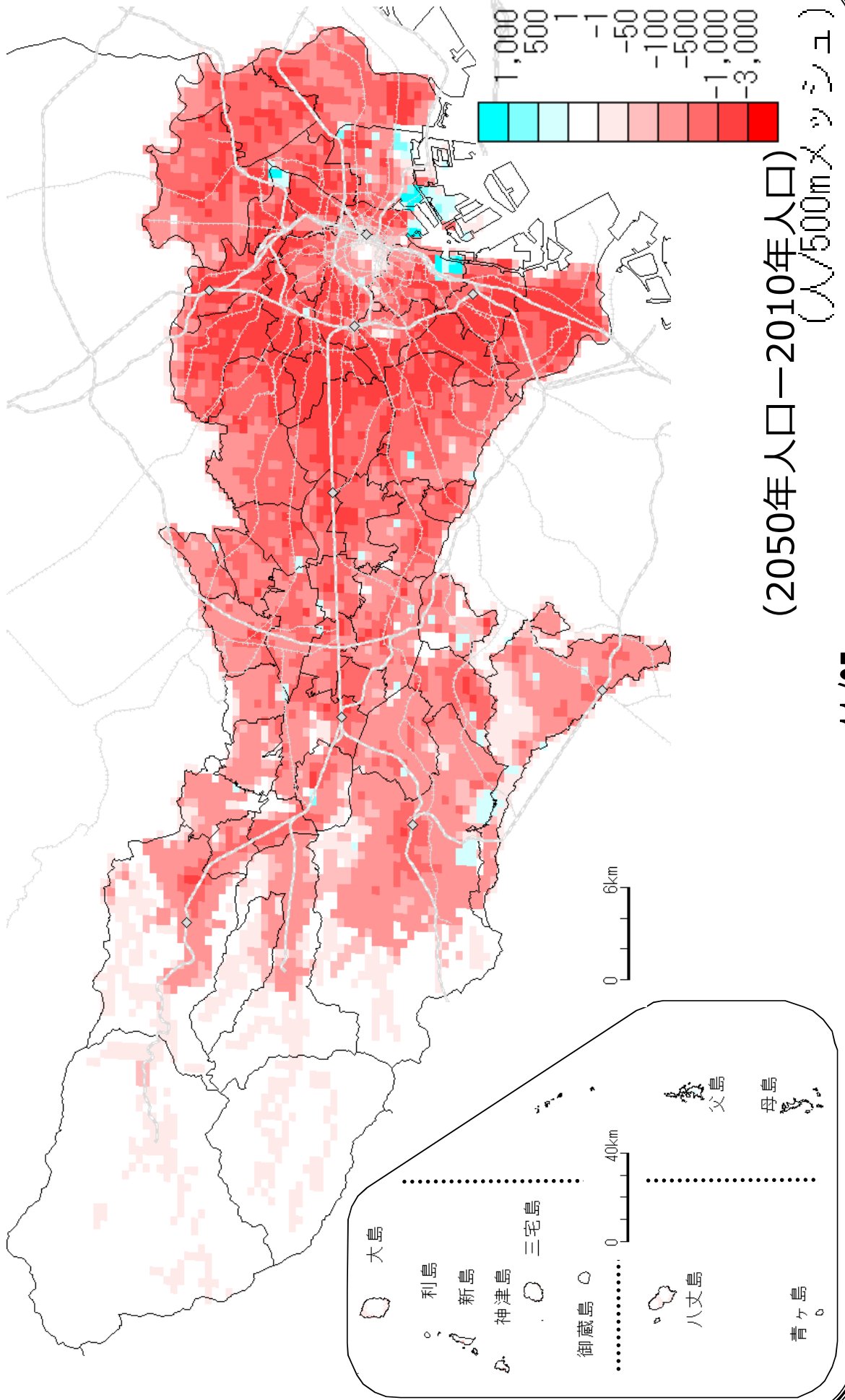


# 生産年齢人口：2050年



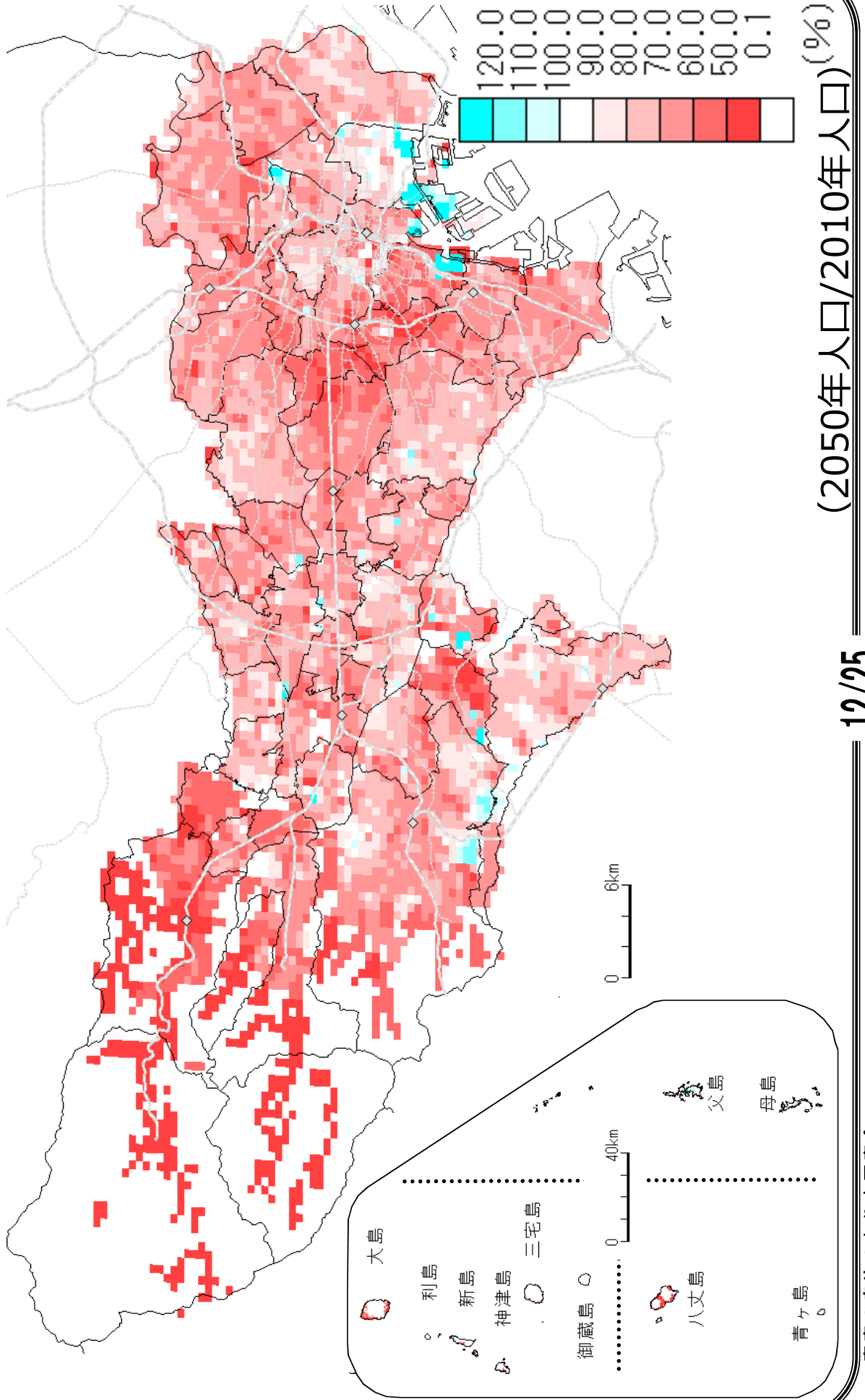
10/25

# 生産年齢人口：増減数（2010年-2050年）

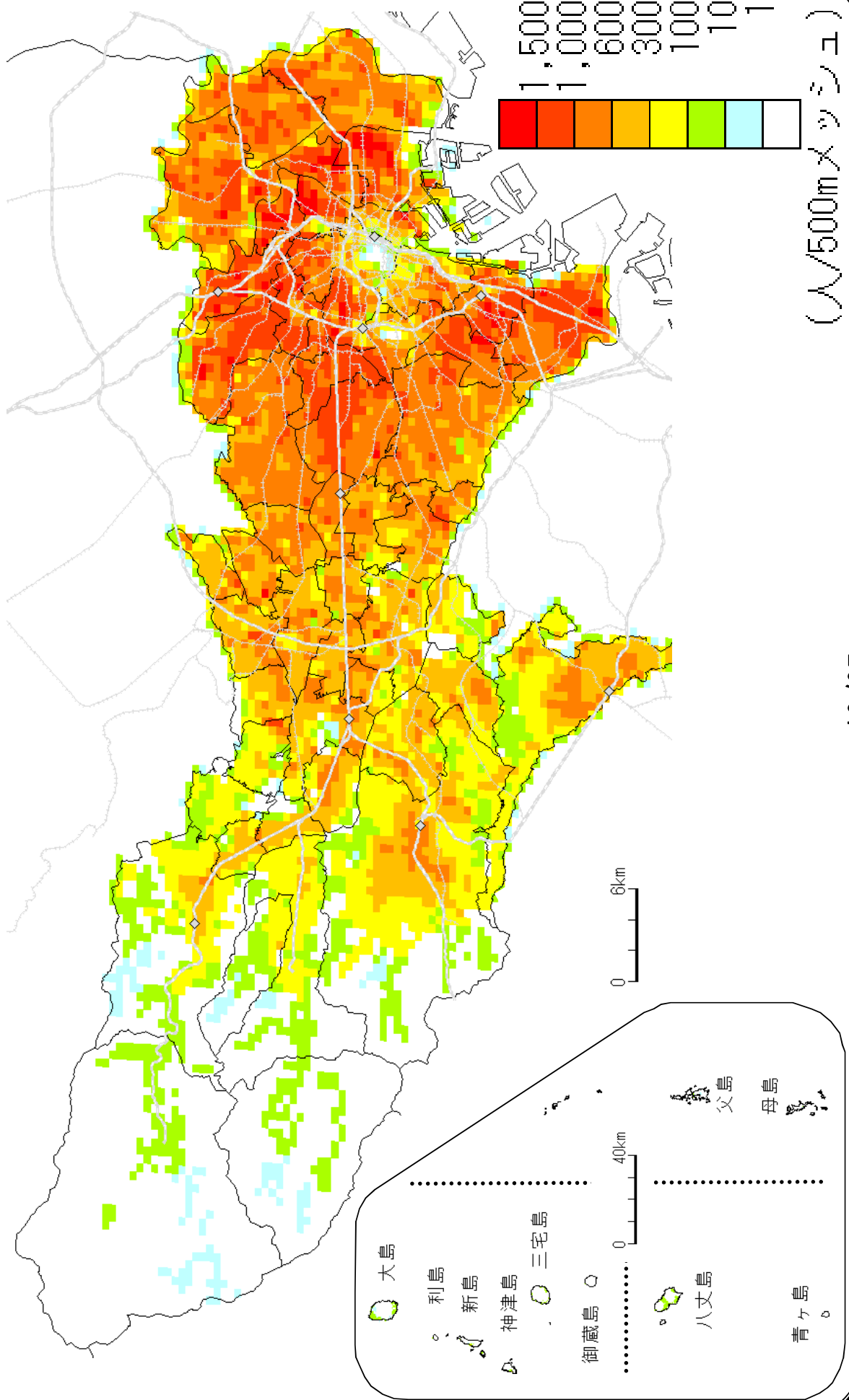


11/25

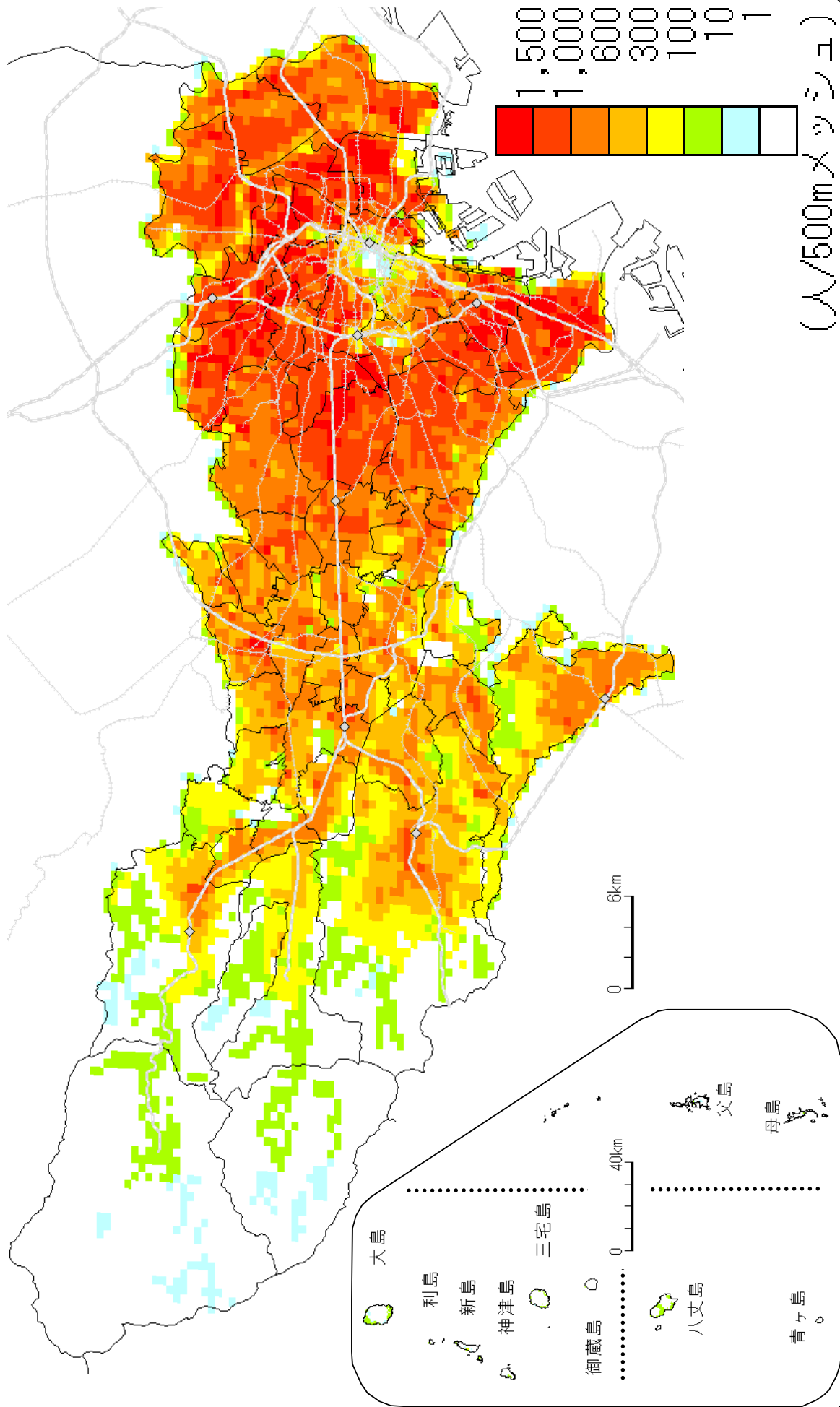
# 生産年齢人口：増減率（2010年-2050年）



# 高齢者人口：2010年

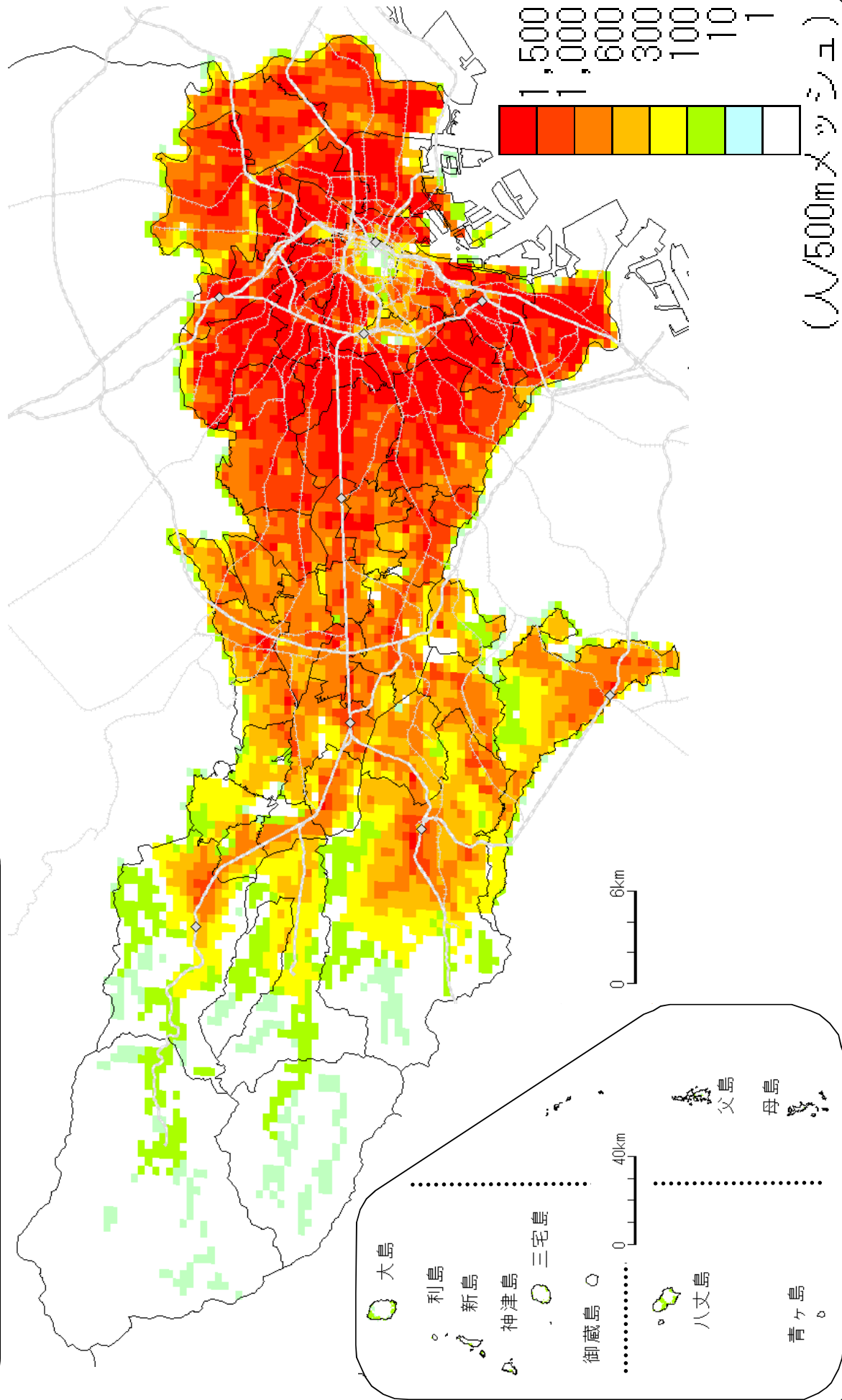


# 高齢者人口：2030年

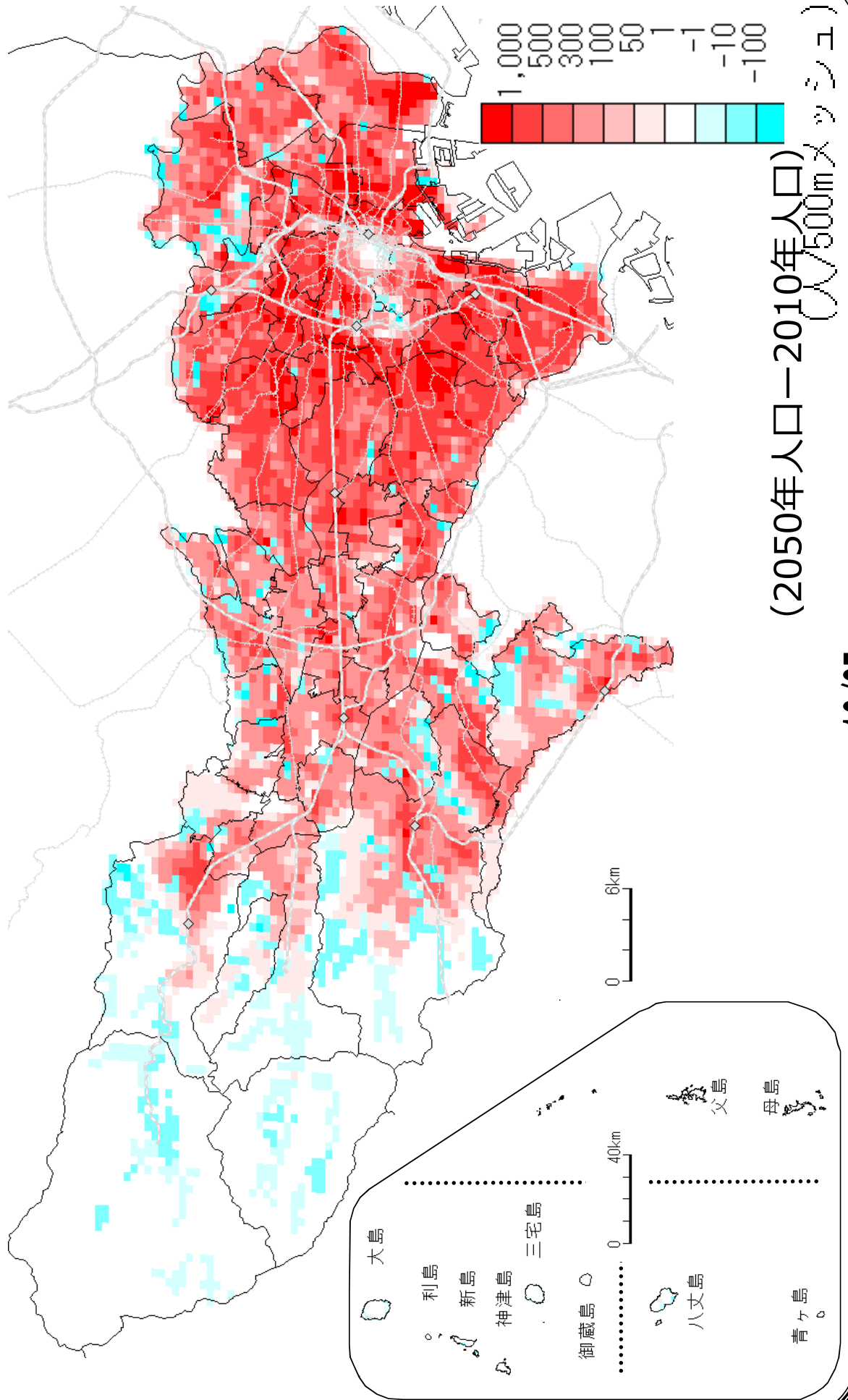


14/25

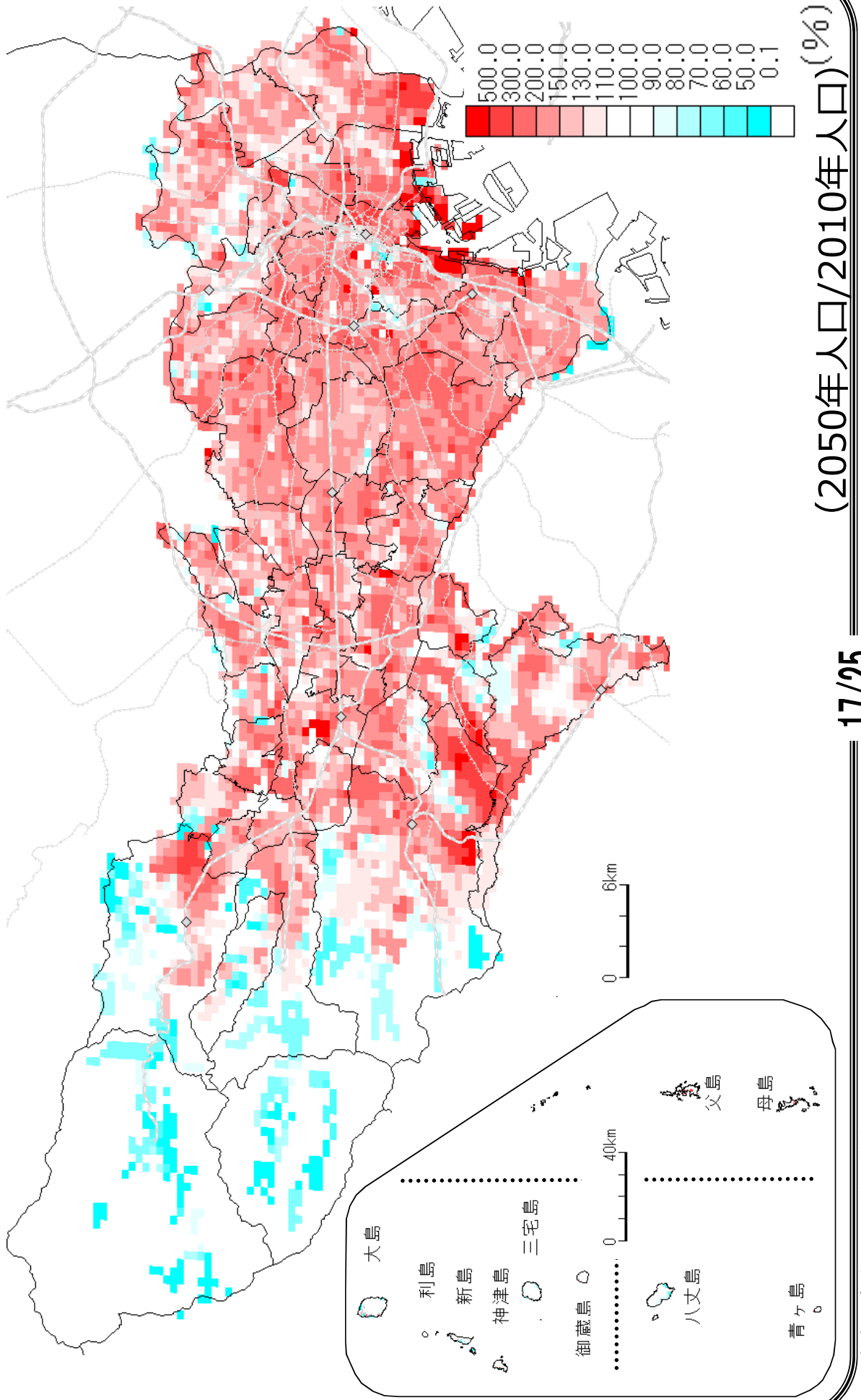
# 高齢者人口：2050年



# 高齢者人口：増減数（2010年-2050年）

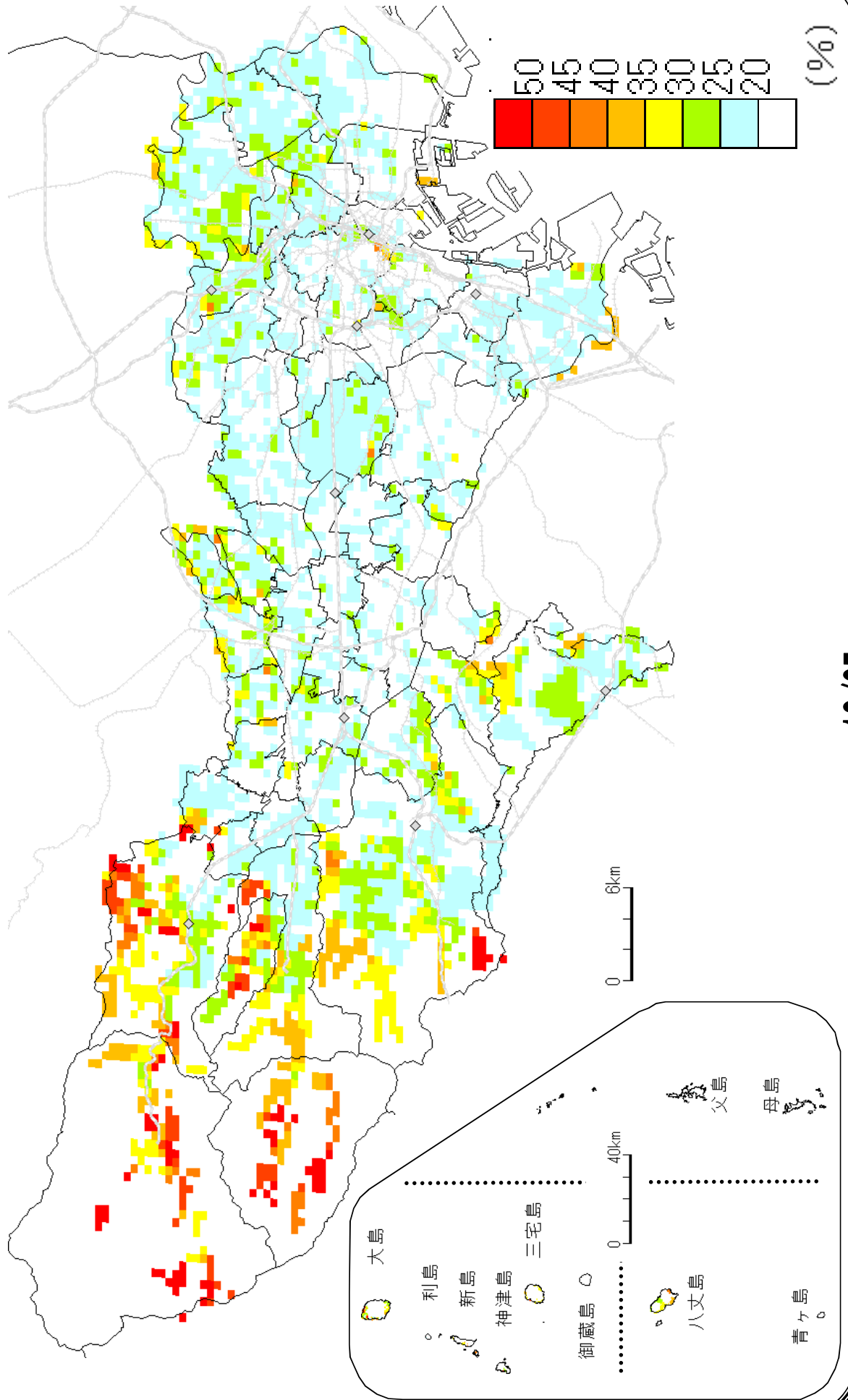


# 高齢者人口：増減率（2010年-2050年）

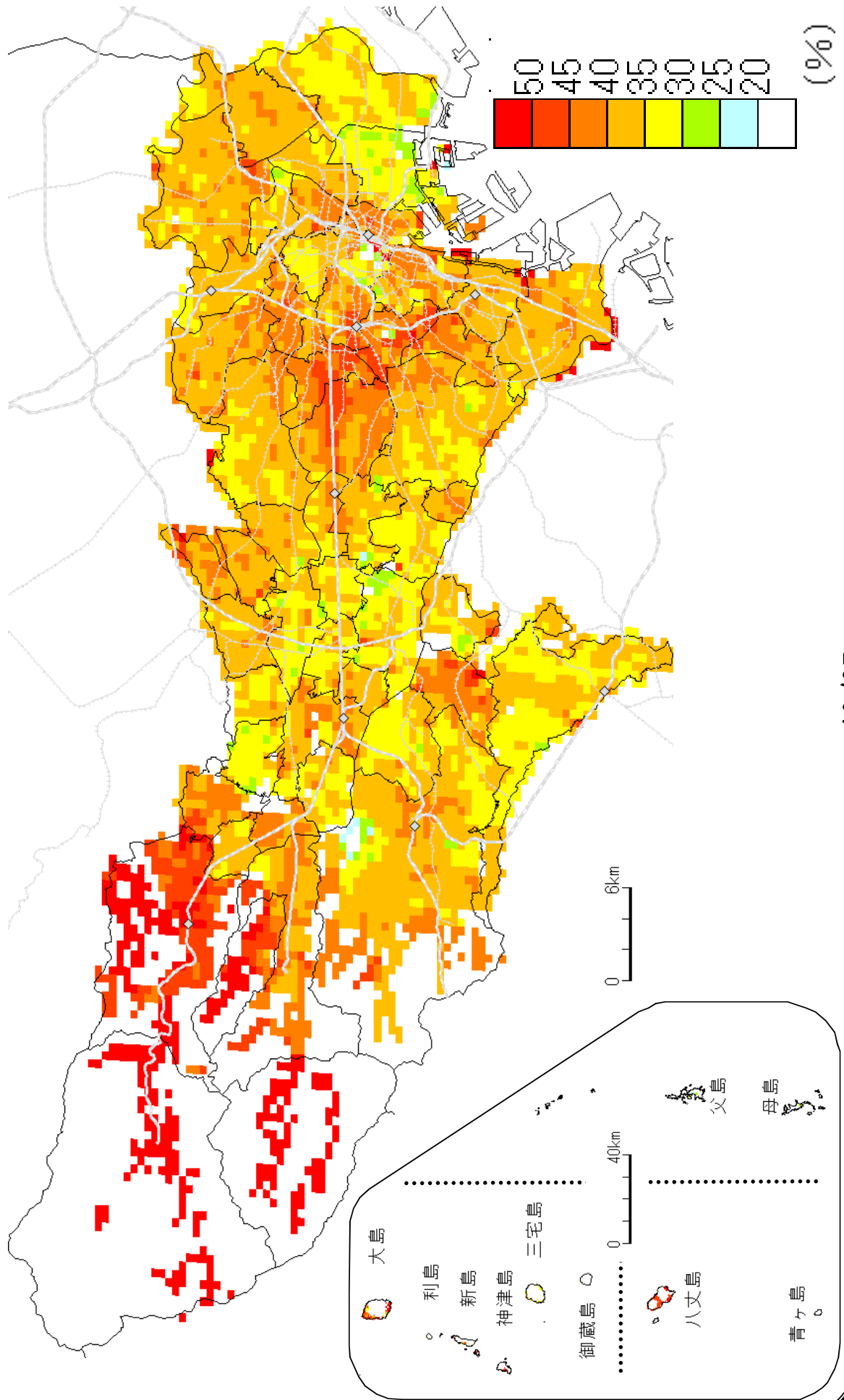




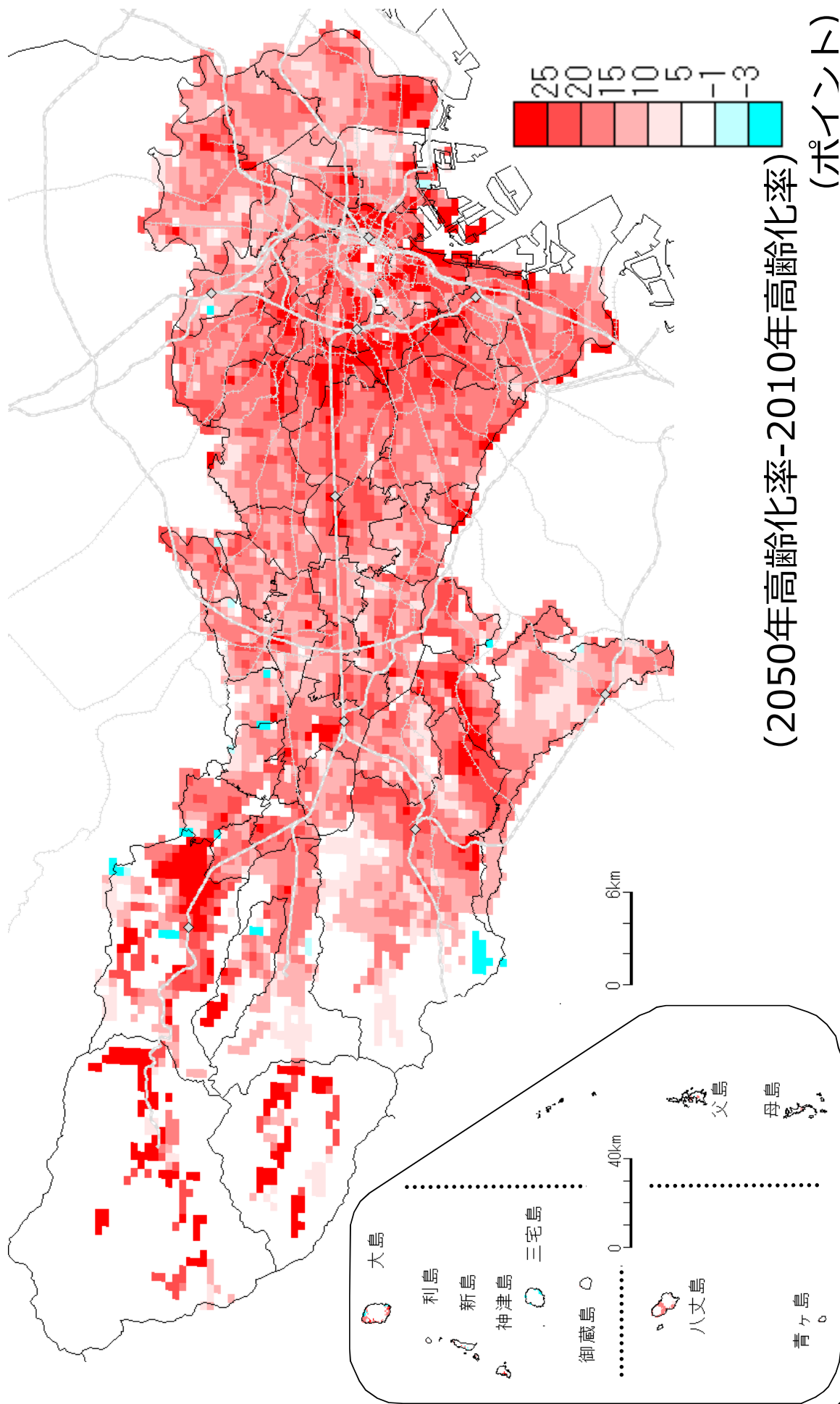
# 高齢化率：2010年



# 高齢化率：2050年

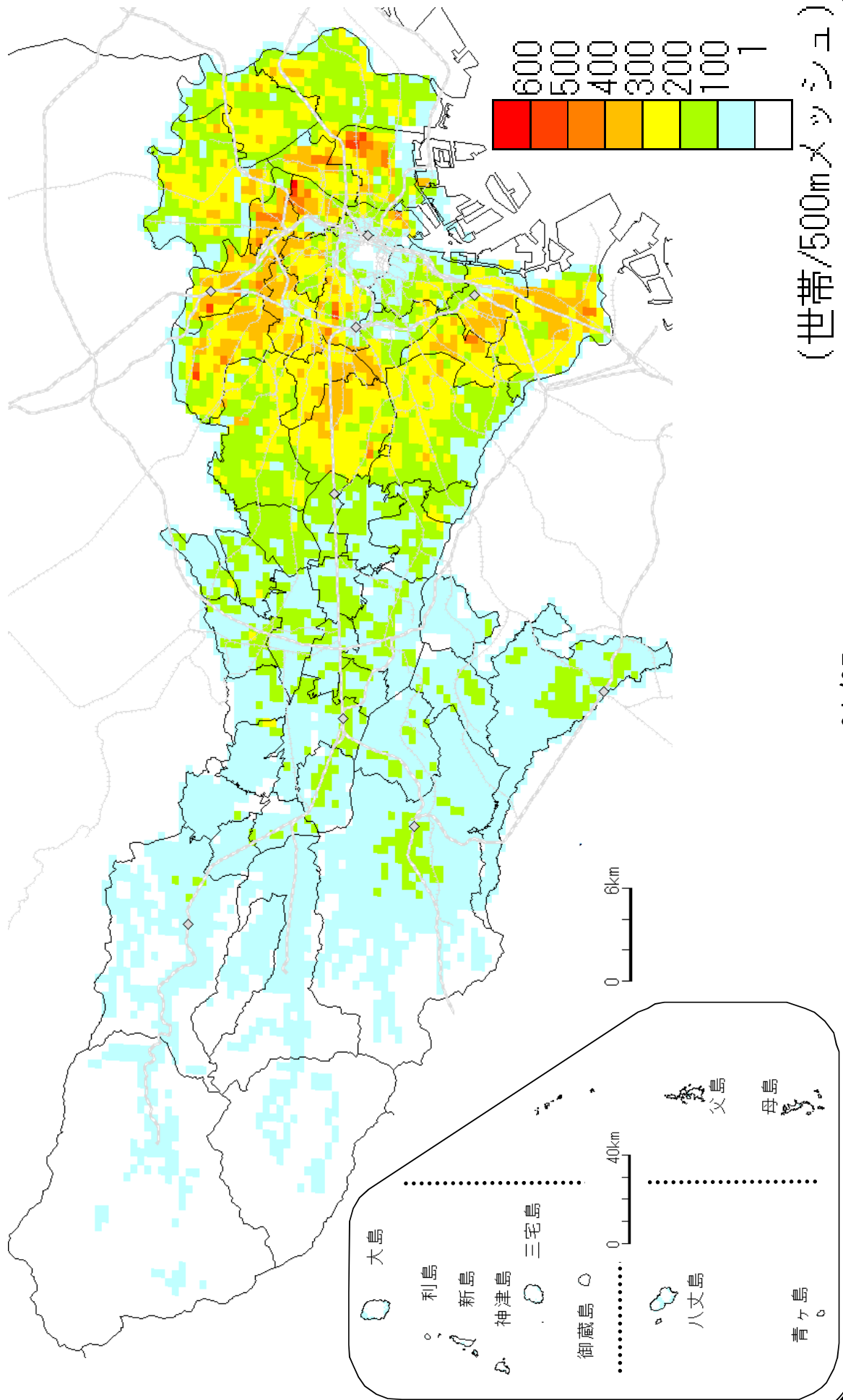


# 高齢化率：増減（2010年-2050年）

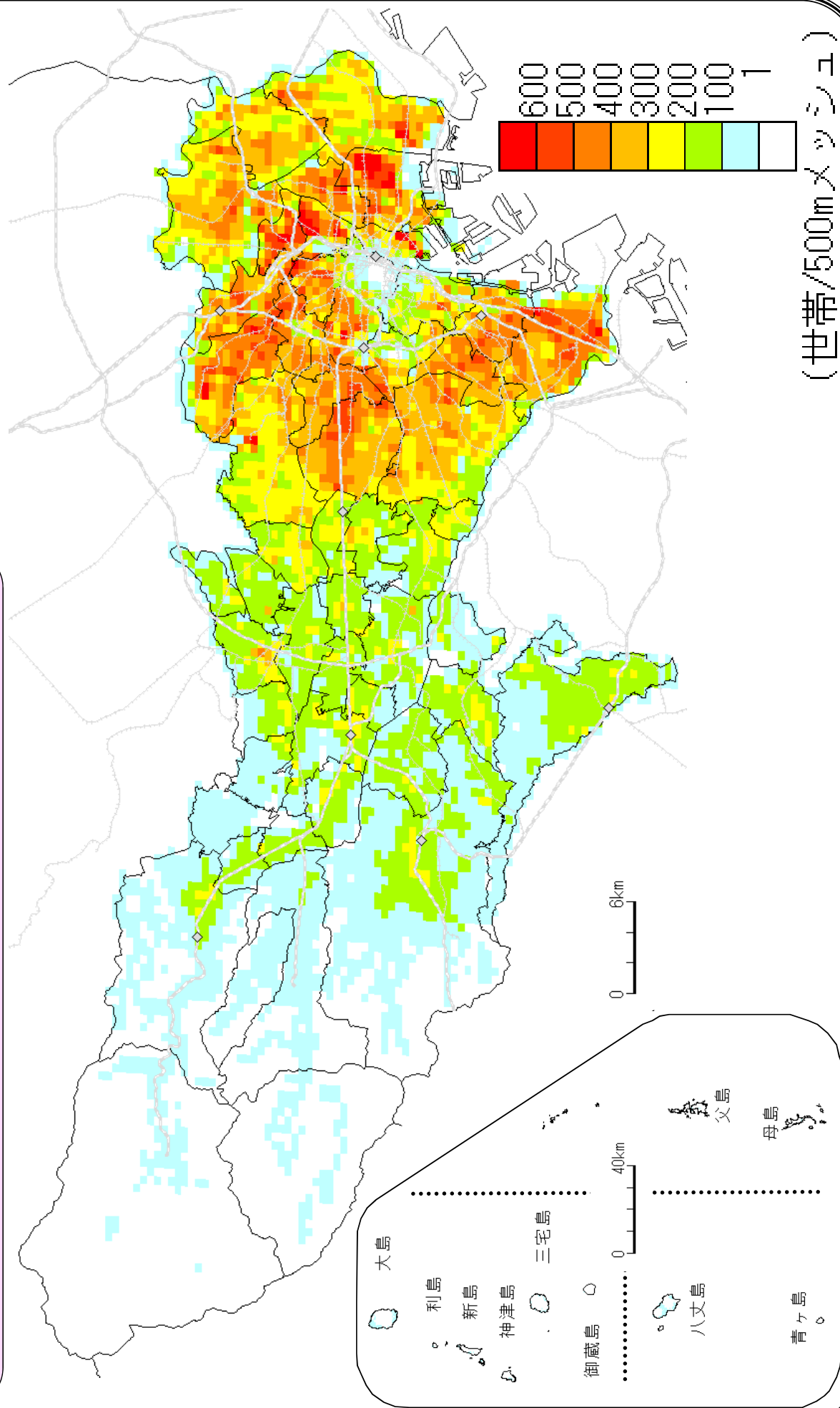


20/25

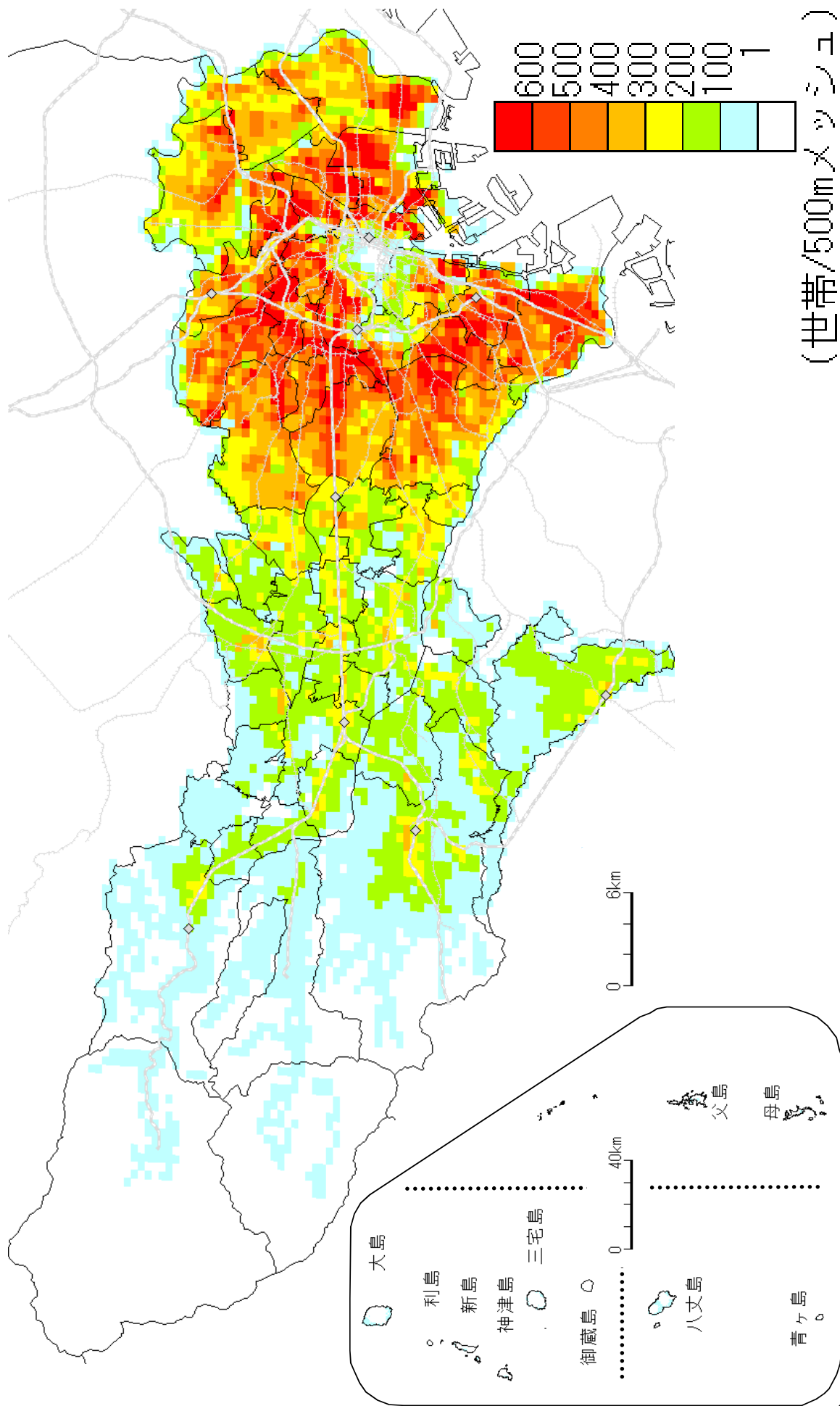
# 高齢者単身世帯数：2010年



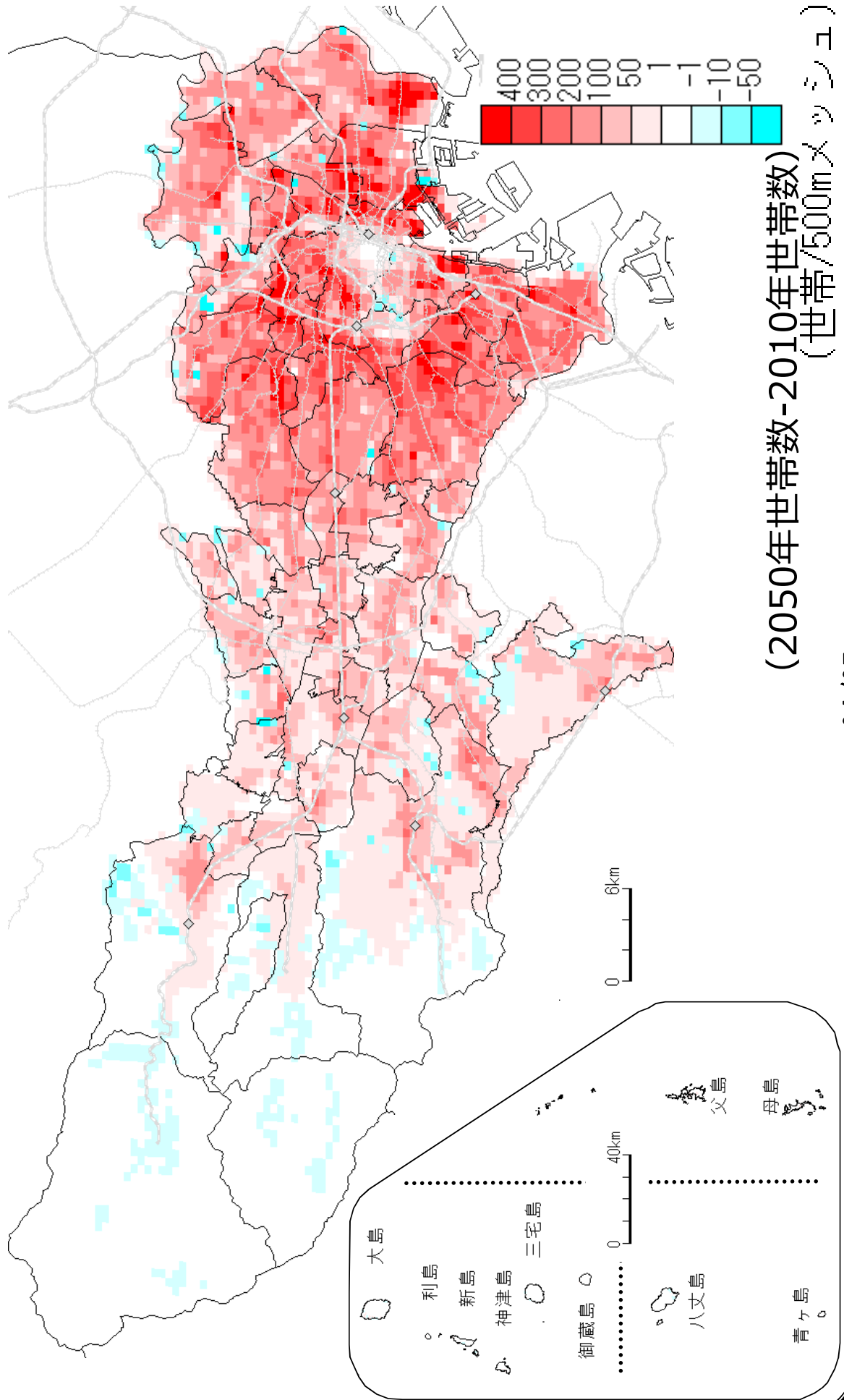
# 高齢者単身世帯数：2030年



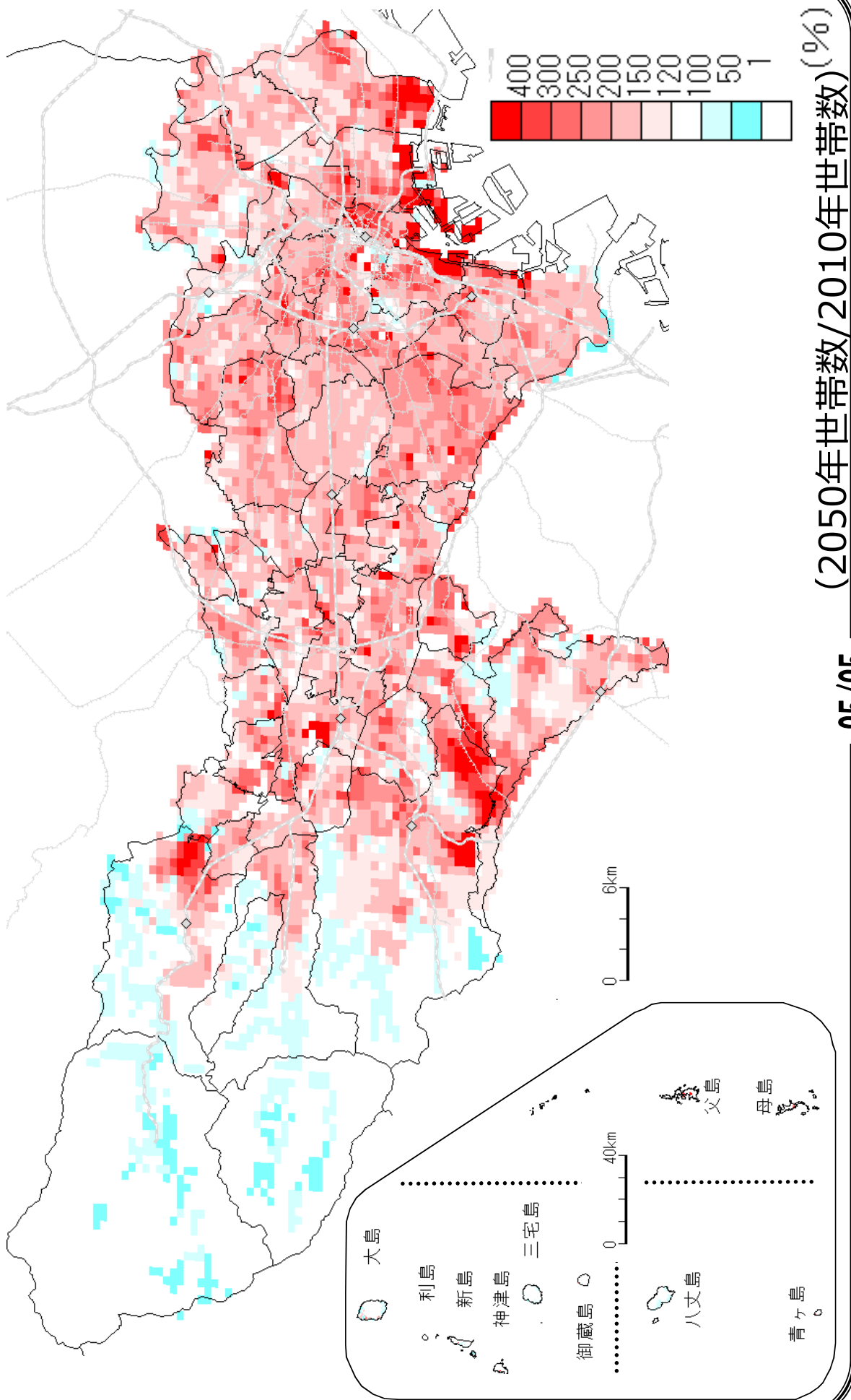
# 高齢者単身世帯数：2050年



# 高齢者単身世帯数：増減数（2010年-2050年）



# 高齢者単身世帯数：増減率（2010年-2050年）





### **(参考) 予測される東京の将来の姿** **(東京の自治のあり方研究会 中間報告掲載資料)**

※平成25年3月時点の情報に基づき取りまとめられた  
ものであり、必ずしも現在の状況とは一致しない。

# 予測される東京の将来の姿

## 1 東京を支える基盤の姿

### 【人口構造（将来推計）】

- 全国の人口が今後とも減少していく中で、東京の総人口も平成 32 (2020) 年の約 1,335 万人をピークに加速度的に減少し、平成 82 (2070) 年には 1,000 万人を割り込み、平成 112 (2100) 年にはピーク時の半数強となる約 713 万人にまで減少する見込みである。
- 一方で、東京の高齢者人口は平成 22 (2010) 年から平成 62 (2050) 年までの 40 年間で約 6 割増加する見込みである。平成 62 (2050) 年には、約 440 万人と高齢者数がピークとなり、総人口の約 4 割が 65 歳以上という時代を迎える。平成 62 (2050) 年以降は、75 歳以上を除く全ての年齢階層で人口減少が進むものの、高齢化率は上昇を続け、平成 112 (2100) 年には約 46% に達する見込みである。
- 特に、75 歳以上の後期高齢者数の伸びは顕著で、65 歳以上の高齢者数全体を上回る伸び率で増加し、平成 22 (2010) 年には約 10 人にひとりであるのが、平成 72 (2060) 年には約 4 人にひとり、平成 112 (2100) 年には約 3 人にひとりが 75 歳以上となる見込みである。
- 高齢者の中でも、とりわけ単身世帯の増加が今後より一層深刻になっていく。平成 22 (2010) 年からピークを迎える平成 62 (2050) 年までの 40 年間で、約 1.9 倍に増える見込みであり、今後「ひとり暮らしの高齢者」が都内各地に多く存在する状態になる。
- 他方、平成 21 (2009) 年の合計特殊出生率をみると、区部においては全国平均 1.37 を上回る自治体は無く、市部でも 4 市のみである。また、区部を中心に 1 を割り込む自治体が 10 以上あり、都内の年少人口は平成 22 (2010) 年の 150 万人から平成 62 (2050) 年には約 2/3 の 102 万人へ、平成 112 (2100) 年には約 1/3 の 54 万人にまで減少する見込みである。
- 生産年齢人口は、年を追うごとに減少し、平成 62 (2050) 年時点で平成 22 (2010) 年比 3 割減の 631 万人に、平成 112 (2100) 年には 331 万人と、平成 22 (2010) 年比で 6 割以上も減少する見込みである。
- 外国人も含めた東京の 1 世帯当たりの人員数については、次第に減少し、平成 42 (2030) 年には 1.97 人と 2 人を割り込む。その後、若干の揺り戻しはあるものの、基本的には減少を続け、平成 112 (2100) 年には 1.95 人となる。
- 仮に、少子化対策の手本とも言われるフランス並みに出生率を 1.66 から 2.00 まで回復させたと仮定した推計でも、高齢化率は緩和されるものの、依然、平成 112 (2100) 年時点で高齢化率は 30% 超と高水準である。また、仮に、高度人材外国人を積極的に受け入れ

たイギリスと同様のペースで定着外国人が増加したと仮定すると、生産年齢人口比率は改善するものの、東京都内の外国人比率は平成 112（2100）年には 40%超となる。出生率の上昇、定着外国人の増加のためには、当然、相応の財政支出が必要となる。

- ▷ 東京の総人口は平成 32（2020）年をピークに減少に転じていく。75 歳以上を除く全ての年齢階層で人口が減少する一方、高齢者人口は平成 62（2050）年まで増加する局面を迎える。特に、「ひとり暮らしの高齢者」の増加など、高齢者の問題は特に深刻なものとなっていく。
- ▷ 合計特殊出生率の低迷により、年少人口や生産年齢人口は減少し、生産年齢人口比率は一貫して低下する一方、高齢化率は一貫して上昇していく。
- ▷ このような人口構成の変化により、見守りや支え合い、権利擁護などの支援体制の整備等の高齢者に対する新たな対応や少子化改善への対応など、行政需要の増加が見込まれるが、一方で生産年齢人口の減少に伴う税収減が懸念され、財政的にもより一層厳しい状況が到来することが想定される。

## 【財政状況】

- 東京都の税収については、景気の影響を受けやすい法人二税が、前年度から約 1 兆円減収となった平成 21（2009）年度に続き、平成 22（2010）年度はさらに約 1 千億円の減収、平成 23（2011）年度も減収となっている。
- 区部、市部、町村部の税収を見ると、どこも景気の影響を受けている。また、近年は、歳入に占める都支出金の割合が増加している。
- 東京都、区部、市部、町村部の主な普通税税収額と生産年齢人口の推移を比較すると、町村部を除き概ね連動している。
- 東京都の歳出を見ると、公営企業会計に対する支出などが多いほか、都区制度による特別区財政調整交付金が含まれることから、補助費等の割合が高い。
- 区部、市部、町村部の性質別歳出では、扶助費の増加傾向が続いている。特に、生活保護費を含む区部及び市部においては、扶助費の構成比率が急激に増加している。
- 東京都、区部、市部、町村部の児童福祉費を除いた主な民生費と老年人口の推移を比較すると、老年人口の増加とともに民生費の歳出額も増加している。

- ▷ 法人二税をはじめとする地方税収入は、景気動向による変動が激しく、常に安定した税収が見込めるとは限らない。さらに、少子化などによる生産年齢人口の減少に伴い、将来の税収減が懸念される。
- ▷ 一方、歳出については、ますます加速する少子高齢化により、少子化対策、福祉・医療分野への財政支出、扶助費の増加は避けられない。加えて、国際競争力の強化、膨大な都市インフラの整備・更新や防災力・地域力の向上、安定かつ高効率なエネルギー供給政策など、東京全体を見渡した視点からのさらなる財政支出が見込まれ、税収減と相まって、財政状況は厳しいものとなることが予想される。

## 2 主な施策分野ごとに見た東京の将来の姿

### 【福祉・医療】

- 要介護（支援）認定者は平成 14（2002）年度から 8 年間で約 1.5 倍増と、既に増加傾向が顕著になりつつある。また、平成 47（2035）年には平成 17（2005）年の 2 倍以上に増え、80 万人以上に達すると見込まれる。
- 被生活保護人員数も増加傾向は既に顕著である。平成 22（2010）年までの過去 20 年の間に、被保護人員数は約 2.3 倍に増加している。このうち、特に 65 歳以上の高齢者が占める割合の増加が顕著である。また、平成 22（2010）年度の都内における生活保護費の内訳を見ると、医療扶助、生活扶助、住宅扶助の 3 項目で 9 割以上を占めている。このうち、医療扶助が約 4 割以上占めており、近年、住宅扶助の割合も増加傾向にある。
- 医療の関係では、年齢階級別受療率は入院、外来ともに年齢とともに高まる傾向にある。65 歳以上の高齢者の受療率は他の年齢階層と比較しても高率であり、特に、入院の受療率は、75 歳以上の後期高齢者では極めて高い率となる。
- 一人暮らしの高齢者で、自宅で死亡した場合の発見者について見てみると、家人・知人・家政婦等が最も多いものの、割合は平成元（1989）年の約 51% から平成 22（2010）年では約 47% と減少傾向にあり、一方、保健所又は福祉事務所職員が平成元（1989）年の約 5% から平成 22（2010）年に約 17% となるなど、増加している。
- 都内の待機児童数は平成 13（2001）年から平成 24（2012）年で約 1.5 倍の 7,257 人に増加している。これは、全国の待機児童数の約 3 割を占めるものであり、人口比で見ても、東京の待機児童の問題は特に深刻である。
- 我が国全体で見ても、年金、医療、介護、子育て等の社会保障に係る費用の将来推計に

よると、平成 23 (2011) 年の約 108 兆円から平成 37 (2025) 年には約 151 兆円へと約 1.4 倍となると推計されている。

- ▷ 介護、医療、生活保護など、社会保障関係の分野では、生活保護など、一部景気の影響に左右される要素もあるが、今後、高齢化の進展、特に後期高齢者の増加に伴い、介護・医療を含め社会保障の対象者が増加し、福祉・医療の分野における需要が増大することは明白である。従って、これら社会保障の負担は、これまでも増加基調ではあったが、なお一層深刻になることが見込まれ、特に高齢者の数が突出する東京においては、その影響は全国の中でも相当大きいものと予想される。
- ▷ こうした影響をできるだけ抑制するためにも、高齢者を、支えられる側から支える担い手とすることが求められる状況となる。また、高齢者を支える側の年少人口、生産年齢人口の増加につながる少子化対策がとりわけ重要となる。

### 【防災・まちづくり】

- 都内においては、震災時に火災や建物倒壊などの危険性が高い木造住宅密集地域が、山手線外側や中央線沿線を中心に多い状況にある。
- 昭和 30 (1955) 年頃から 50 (1975) 年頃にかけての高度経済成長期に、集中的に整備された橋梁、下水道、都営住宅、小中学校といった公的都市インフラが耐用年数に近づき、一斉に更新時期を迎える。
- また、都内における築 40 年以上の分譲マンション戸数が、平成 20 (2008) 年の 5 万 4 千戸に対し、平成 30 年 (2018) 年には 24 万 5 千戸と、10 年間で約 4.5 倍に膨れ上がる見通しであり、マンションの老朽化が加速的に進んでいる状況にある。
- さらに、都市計画道路の整備状況は、都全体で約 62%、首都圏環状道路整備率は約 48% となっており、海外都市と比較しても非常に低い状況にある。これら道路整備の遅れにより、首都圏全体で慢性的な交通渋滞が発生しており、渋滞による経済的損失は東京都では年間 1.2 兆円、首都圏全体では年間 2.8 兆円にも及び、東京全体の活力を低下させている。
- 首都圏の鉄道網については、概ね整備されているものの、依然として激しい通勤混雑が発生しており、ビジネス拠点としての東京のイメージを損ねている。

- ▷ これら都市基盤整備の遅れが、大規模震災時の大きなネックとなることはもちろん、大都市東京のプレゼンスをも低下させる要因となりかねない。
- ▷ 木造住宅密集地域の不燃化促進や緊急輸送道路沿道・公共施設の耐震化など、都市基盤・社会資本の整備や老朽化への対応等、いつ発生しても不思議ではない首都直下型地震に備え、災害に強いまちづくりへの膨大な需要が想定され、都市基盤整備のあり方の見直しが今後ますます問われる状況となる。
- ▷ さらに、上下水道施設、公営住宅、橋梁、学校など、膨大な公的都市インフラの更新需要が発生することは明らかである。増え続ける民間老朽マンションの建替えや老朽家屋の放置等に関しても、少子高齢化という状況下では、防災や都市機能の維持・向上という観点から、行政による支援や対策を講じざるを得ない状況となることも考えられ、この場合には、行政需要が増大することが予想される。
- ▷ 加えて、国際競争力維持の視点からも、都市の効率性がこれまで以上に重要視されてくる。都市基盤整備の遅れによる経済損失に対する厳しい目が国内外から向けられることも考えられる。

## 【国際競争力】

- 国際的な主要都市間比較ランキングにおいて、東京は、「研究者」「アーティスト」「生活者」から見た評価はある程度高いが、「経営者」「観光客」から見た評価は高くない。
- また、東京への外国人旅行者数は世界の主要都市と比べて低水準であり、ロンドンの約1/3、シンガポールの約5割程度にとどまっている。国際コンベンション開催件数も、シンガポールの約1/6と東京の国際的魅力が必ずしも高くはないことがうかがえる。
- さらに、海外主要都市と比較すると、東京の空港機能は弱く、東京港についても、アジア諸港の台頭により、世界港湾別コンテナ取扱量順位が、平成3（1991）年の12位から、平成22（2010）年には27位へと大きく低下している。

- ▷ このままでは、東京の国際競争力や、ビジネス拠点としての魅力、国際社会における地位が低下し、世界から取り残されるおそれがある。
- ▷ 都市の国際的魅力を高めるうえで、観光が果たす役割は大きい。東京ならではの魅力ある都市空間などの地域資源を活かした観光施策への期待が高まることが予想される。
- ▷ アジア諸国の台頭や世界人口の増加、一方、東京の少子高齢化という状況の中、東京がどのような国際的地位を目指していくのか、新たな戦略の模索が求められることも想定される。

## 【環境・エネルギー】

- 東京都が進める「カーボンマイナス東京 10 年プロジェクト」では、平成 32 (2020) 年までに、東京の CO<sub>2</sub>排出量を平成 12 (2000) 年比で 25%削減することを目標に掲げ、取組を推進しており、平成 12 (2000) 年度の 5,888 万 t から、平成 21 (2009) 年度は 5,363 万 t と、525 万 t の減少となっている。また、「緑の東京 10 年プロジェクト」では、平成 28 (2016) 年までに新たに 1,000ha の緑を創出し、街路樹を 100 万本に倍増するとしており、平成 22 (2010) 年度末までに 70 万本の街路樹が整備され、質の高い持続可能な都市環境が創出されつつある。
- 学校等の校庭芝生化により、子どもたちの運動意欲の増進や情緒安定といった効果のほか、環境を考えるきっかけづくり、さらには芝生の維持管理等に地域が参画することによる地域コミュニティの形成促進といった効果ももたらされている。
- また、東日本大震災を契機に、安定かつ高効率な電力の創出や再生可能エネルギーの普及拡大、民間企業の力を活かしたスマートシティの実現など、持続可能な環境先進都市の構築に向けた取組を求める機運が益々増大しているが、環境対策が、新たなビジネスチャンスを生むとされる半面、CO<sub>2</sub>削減などが一部の企業にとっての負担となることも想定される。

▷ 環境志向の高まりとともに、環境対策に関する行政需要も増大してきている。東日本大震災の影響などにより、安定かつ高効率なエネルギー供給政策など、環境志向は益々高まっていくと考えられる。

▷ また、現在東京都と区市町村が進めている環境対策の進展により、質の高い持続可能な都市環境が創出される半面、企業や家庭等民間レベルでの環境配慮型の生活スタイルへの転換も予想される。その結果、行政に対して支援の要請が高まってくることも想定され、その分、行政需要も増大する可能性がある。

▷ 学校の校庭芝生化など、地域にとって関心が高い取組が、地域住民の連携に貢献しているという側面も生まれている。今後、環境志向の一層の高まりとともに、環境分野の施策を地域コミュニティの再結合に有効活用できる可能性もある。

## 【地域】

- 地域における近隣・地縁関係の希薄化が指摘されている。地域活動への参加者が漸減基調にある中、住民と地域との関わりの希薄化が治安の悪化に影響していると不安を感じる人は多い。また、高齢者のひとり暮らしが増えていることもあってか、ひとりで亡くなっているところを発見される人が増えている。
- 地域活動の主体である町会・自治会では、役員の引き受け手がいない、いても高齢化・固定化しているなどといった課題も指摘され、活動の活性化を図る際に大きな影響を与えていることがうかがえる。
- 防犯、廃棄物処理、防災等を課題として考えている人が多い一方、これらの分野では、町会・自治会による活動が評価されている。また、東日本大震災を契機に、住民同士のつながりが大切だと自覚した人が増えている。
- また、区市町村によるNPO支援・協働による施策の実施率が増加傾向にあることなどをはじめとして、NPOや目的型コミュニティ、ボランティア、事業者等、多様な主体が地域の課題に取り組む事例が増加している。

- ▷ 高齢化のさらなる進行などに伴い、各地の地域コミュニティそのものが崩壊しかねず、防犯や見守りなどをはじめ、かつて地域が自ら果たしていた機能が行政需要として大きく増大するおそれがある。
- ▷ 今後、地域コミュニティの形成がより一層重視され、住民同士のつながりが一層強まり、地域の力が高まってくれば、結果として行政コストが低減される可能性はある。

## 【教育】

- 児童虐待が社会問題化しており、都児童相談所の虐待に関する相談件数は、平成15（2003）年度の2,206件から、平成23（2011）年度にはおよそ2倍の4,559件と、大幅に増加している。また、平成23（2011）年度に区市町村の子ども家庭支援センターが受け付けた虐待相談は7,183件（区部：5,050件、市部：2,023件、町村部：110件）となっている。
- 教員から見た児童・生徒の変化に関する平成22（2010）年調査では、小中学校教員ともに「児童・生徒間の学力格差が大きくなった」と回答した教員の割合は、平成19（2007）年の調査より若干低下しているものの、依然として6割を超えている。また、同様に「学校にクレームを言う保護者」や「自分の子どものことしか考えない保護者」に関する調査でも、平成19（2007）年の調査と比べると、小中とも10ポイント程度減少しているものの、依然6割超という高い水準に留まっている。



- 都内の全中学生のうち私立に通っている生徒は4人に1人、同様に高校生では2人に1人と、全国で比べると、私立中学・高校の在籍割合が非常に高いうえ、遠距離通学の生徒が増えている。

▷ これまでの虐待に関する相談件数の増加傾向を踏まえると、今後も高水準で推移することが予想される。

▷ 個性がより尊重される時代にあるが、今後、少子化の進展などの影響も考慮すると、個性尊重の傾向は益々大きくなることも考えられる。その結果、地域コミュニティが抱える課題も大きい中で、教育の分野において、かつてほど学校、地域、家庭の連携は容易ではなくなっていくと予想される。

## 【産業・雇用】

- 東京には、全国の会社企業数の約15.5%、特に、資本金が10億円以上の会社企業を見ると、約半数が東京に集積している。また、東京都の県内総生産（名目）が全国の約18%を占めている。特に、区部において高度に産業が集積しており、また、多摩地域においても、自治体により差はあるものの製造品出荷額等で高い実績を誇るなど、東京の産業は全体として高いポテンシャルを保有している。
- 特に先端産業である情報通信業の都内企業数は、全国の約4割と高い割合を占めている。
- 一方で、東京は全国と比べ新設・廃業事業所割合がともに高く、区部を中心に、事業所の入れ替わりが激しい状況にある。
- 都内企業倒産件数は、平成20（2008）年の3,115件をピークに減少傾向にはあるが、依然として高い状況にある。
- さらに、都内全体で製造業の事業所数・従業者数が大きく減少しているほか、商店街も減少している。空き店舗がある商店街は依然として6割超と、商店街の衰退は深刻である。
- 就職率に目を向けると、平成18（2006）年で24.7%、平成23（2011）年には21.4%と、東京都の雇用状況は急速に悪化している。
- 金融に目を向けてみると、株式市場では、平成23（2011）年の東京証券取引所の時価総額がニューヨーク、ナスダックに次いで3番目の大きさとなっており、ポテンシャルは低いもの、GDP比を考慮した国・地域別の分析では、株式時価総額上位20位中、香港、シンガポール、南アフリカなどに大きく遅れをとり14位となっている。
- 東京証券取引所に上場する外国会社数の推移では、平成2（1990）年末の125社から、

平成 24 (2012) 年末には 10 社に減少するなど、東京の金融市場における国際的地位の低下が懸念されている。

- シティ・オブ・ロンドンが発表している「グローバル金融センターインデックス」では、東京市場は、香港、シンガポールより下位にランクされ、金融市場としての東京の地位の低下が懸念されている。

- ▷ 製造業を中心とする産業の空洞化や、商店街を基軸とした「まち」のにぎわいの低下、雇用状況のさらなる悪化などを食い止めることは容易ではない。
- ▷ 一方で、医療・介護分野などでは、高齢化の進展に伴い大きな需要が見込まれ、成長産業として経済発展の原動力となり、新たな雇用を生み出すことが期待される。
- ▷ また、高度に人的・物的資源が集積している東京の特性を活かした、ハイテク分野に代表される高付加価値型産業の充実強化も大きな活路となり得るなど、東京全体としてのポテンシャルは決して低くない。
- ▷ 右肩上がりの成長が期待できない中で、全ての産業を育成していくのは難しい時代に入ってきているとも言われており、産業政策や産業構造のダイナミックな転換も含め、今後の東京の競争力を維持し、雇用にもつなげていくための新たな展開を模索する時期が到来すると考えられる。





## 卷末資料4

### 研究会開催状況

## 「東京の自治のあり方研究会」開催状況

- 平成 21 年 11 月 5 日 第 1 回研究会  
○ 研究会の運営について  
○ 東京を取り巻く状況について
- 平成 22 年 2 月 3 日 第 2 回研究会  
○ 東京を取り巻く状況、財政状況、行政体制等について  
○ 基礎データから読み取れる東京の社会状況について
- 平成 22 年 5 月 19 日 第 3 回研究会  
○ 東京を取り巻く状況、財政状況、行政体制等について  
○ 基礎データから読み取れる東京の社会状況について
- 平成 22 年 7 月 27 日 第 4 回研究会  
○ 東京を取り巻く状況、財政状況、行政体制等について  
○ 想像される東京の将来の姿（素案）
- 平成 22 年 10 月 21 日 第 5 回研究会  
○ 東京を取り巻く状況、財政状況、行政体制等について  
○ 予測される東京の将来の姿（素案）
- 平成 24 年 1 月 31 日 第 6 回研究会  
○ 東京を取り巻く状況、財政状況、行政体制等について  
○ 予測される東京の将来の姿（素案）
- 平成 24 年 4 月 19 日 第 7 回研究会  
○ 2100 年までの人口推計等について  
○ 予測される東京の将来の姿（素案）
- 平成 24 年 7 月 31 日 第 8 回研究会  
○ 「東京の自治のあり方」の方向性（案）について  
○ 予測される東京の将来の姿（案）
- 平成 24 年 9 月 10 日 第 9 回研究会  
○ 「東京の自治のあり方」の方向性（案）について
- 平成 24 年 12 月 20 日 第 10 回研究会  
○ 「東京の自治のあり方」の方向性（案）について
- 平成 25 年 3 月 19 日 第 11 回研究会  
○ 東京の自治のあり方研究会「中間報告」（案）について  
○ 今後の進め方について

- |                   |   |
|-------------------|---|
| 平成 25 年 6 月 26 日  | 第 1 回部会<br>○東京の自治のあり方研究会部会の進め方等について   |
| 平成 25 年 9 月 9 日   | 第 2 回部会<br>○有識者ヒアリング「東京の将来と自治のあり方」  |
| 平成 25 年 12 月 24 日 | 第 3 回部会<br>○東京の自治のあり方に関する論点について   |
| 平成 26 年 3 月 28 日  | 第 4 回部会<br>○2050年までの地域別の将来人口推計<br>(500mメッシュ) について<br>○東京の自治のあり方研究会部会とりまとめに向けて   |
| 平成 26 年 5 月 29 日  | 第 5 回部会<br>○東京の自治のあり方研究会部会<br>これまでの議論を踏まえた論点整理について                              |
| 平成 26 年 7 月 23 日  | 第 12 回研究会<br>○東京の自治のあり方研究会部会<br>これまでの議論を踏まえた論点整理について<br>○東京の自治のあり方研究会今後の進め方について |
| 平成 26 年 10 月 28 日 | 第 13 回研究会<br>○将来人口推計等を踏まえた今後の課題について   |
| 平成 26 年 12 月 19 日 | 第 14 回研究会<br>○地域ごとの課題を踏まえた東京の自治のあり方   |
| 平成 27 年 3 月 24 日  | 第 15 回研究会<br>○東京の自治のあり方研究会「最終報告」(案) について  |





# 卷末資料5

## 研究会委員名簿

## 「東京の自治のあり方研究会」委員名簿

(◎ 座長 ○ 副座長)

(学識経験者)

### 第1回から第15回研究会まで

牛山久仁彦 明治大学政治経済学部教授  
大杉 覚 首都大学東京大学院社会科学部研究科教授  
金井 利之 東京大学大学院法学政治学研究科教授  
神橋 一彦 立教大学法学部教授  
◎辻 琢也 一橋大学大学院法学研究科教授  
土居 丈朗 慶應義塾大学経済学部教授  
沼尾 波子 日本大学経済学部教授

(行政実務者)

### 第1回から第2回研究会まで

○笠井 謙一 東京都総務局行政部長  
塩見 清仁 東京都総務局都区制度改革担当部長  
高橋 宏樹 東京都総務局参事(多摩島しょ振興担当)  
森山 寛司 東京都知事本局地方分権推進室長  
浅野 潤一 江戸川区経営企画部長  
志賀 徳壽 特別区長会事務局次長  
原島 一 八王子市総合政策部長  
日下 直喜 昭島市企画部長  
鳥海 俊身 瑞穂町企画総務部長  
松本 栄一 東京都町村会事務局長

### 第3回研究会

○笠井 謙一 東京都総務局行政部長  
塩見 清仁 東京都総務局区市町村制度担当部長  
高橋 宏樹 東京都総務局参事(多摩島しょ振興担当)  
森山 寛司 東京都知事本局地方分権推進室長  
浅野 潤一 江戸川区経営企画部長  
志賀 徳壽 特別区長会事務局次長  
小島 敏行 八王子市総合政策部長  
日下 直喜 昭島市企画部長  
鳥海 俊身 瑞穂町企画総務部長  
松本 栄一 東京都町村会事務局長

### 第4回研究会

○岸本 良一 東京都総務局行政部長  
堤 雅史 東京都総務局区市町村制度担当部長  
高木 真一 東京都総務局多摩島しょ振興担当部長  
松浦 慎司 東京都知事本局自治制度改革推進担当部長  
浅野 潤一 江戸川区経営企画部長  
志賀 徳壽 特別区長会事務局次長  
小島 敏行 八王子市総合政策部長  
日下 直喜 昭島市企画部長  
鳥海 俊身 瑞穂町企画総務部長  
松本 栄一 東京都町村会事務局長

## 第5回研究会

- 岸本 良一 東京都総務局行政部長
- 堤 雅史 東京都総務局区市町村制度担当部長
- 高木 真一 東京都総務局多摩島しょ振興担当部長
- 松浦 慎司 東京都知事本局自治制度改革推進担当部長
- 山本 敏彦 江戸川区経営企画部長
- 志賀 徳壽 特別区長会事務局次長
- 小島 敏行 八王子市総合政策部長
- 日下 直喜 昭島市企画部長
- 鳥海 俊身 瑞穂町企画総務部長
- 名倉 衡 東京都町村会事務局長

## 第6回研究会

- 岸本 良一 東京都総務局行政部長
- 堤 雅史 東京都総務局区市町村制度担当部長
- 榎本 雅人 東京都総務局多摩島しょ振興担当部長
- 山内 和久 東京都知事本局自治制度改革推進担当部長
- 山本 敏彦 江戸川区経営企画部長
- 志賀 徳壽 特別区長会事務局次長
- 小島 敏行 八王子市総合政策部長
- 早川 修 昭島市企画部長
- 鳥海 俊身 瑞穂町企画総務部長
- 名倉 衡 東京都町村会事務局長

## 第7回研究会

- 岸本 良一 東京都総務局行政部長
- 堤 雅史 東京都総務局区市町村制度担当部長
- 嶋原 浩 東京都総務局多摩島しょ振興担当部長
- 山内 和久 東京都知事本局自治制度改革推進担当部長
- 山本 敏彦 江戸川区経営企画部長
- 高木 直樹 特別区長会事務局次長
- 小島 敏行 八王子市総合政策部長
- 早川 修 昭島市企画部長
- 鳥海 俊身 瑞穂町企画総務部長
- 名倉 衡 東京都町村会事務局長

## 第8回から第11回研究会まで

- 砥出 欣典 東京都総務局行政部長
- 西村 泰信 東京都総務局区市町村制度担当部長
- 嶋原 浩 東京都総務局多摩島しょ振興担当部長
- 樋口 正勝 東京都知事本局自治制度改革推進担当部長
- 山本 敏彦 江戸川区経営企画部長
- 高木 直樹 特別区長会事務局次長
- 小島 敏行 八王子市総合政策部長
- 荻原 弘次 日野市企画部長
- 鳥海 俊身 瑞穂町企画総務部長
- 名倉 衡 東京都町村会事務局長

## 第12回から第15回研究会まで

- 西村 泰信 東京都総務局行政部長
- 越 秀幸 東京都総務局区市町村制度担当部長
- 佐々木秀之 東京都総務局多摩島しょ振興担当部長
- 奥田 知子 東京都総務局自治制度改革推進担当部長
- 山本 敏彦 江戸川区経営企画部長
- 高木 直樹 特別区長会事務局次長
- 伊藤 紀彦 八王子市都市戦略部長
- 岩波 秀明 青梅市企画部長
- 若菜 伸一 奥多摩町財政課長
- 名倉 衡 東京都町村会事務局長

(◎部会長、○副部会長)

**第1回部会**

- ◎砥出 欣典 東京都総務局行政部長
- 西村 泰信 東京都総務局区市町村制度担当部長
- 山本 敏彦 江戸川区経営企画部長
- 高木 直樹 特別区長会事務局次長
- 木内基容子 八王子市総合政策部長
- 岡田 芳典 青梅市企画部長
- 鳥海 俊身 瑞穂町企画部長
- 名倉 衡 東京都町村会事務局長

**第2回から第3回部会まで**

- ◎砥出 欣典 東京都総務局行政部長
- 西川 泰永 東京都総務局区市町村制度担当部長
- 山本 敏彦 江戸川区経営企画部長
- 高木 直樹 特別区長会事務局次長
- 伊藤 達夫 八王子市都市戦略部長
- 岡田 芳典 青梅市企画部長
- 鳥海 俊身 瑞穂町企画部長
- 名倉 衡 東京都町村会事務局長

**第4回部会**

- ◎砥出 欣典 東京都総務局行政部長
- 西川 泰永 東京都総務局区市町村制度担当部長
- 山本 敏彦 江戸川区経営企画部長
- 高木 直樹 特別区長会事務局次長
- 伊藤 達夫 八王子市都市戦略部長
- 岩波 秀明 青梅市企画部長
- 鳥海 俊身 瑞穂町企画部長
- 名倉 衡 東京都町村会事務局長

**第5回部会**

- ◎砥出 欣典 東京都総務局行政部長
- 西川 泰永 東京都総務局区市町村制度担当部長
- 山本 敏彦 江戸川区経営企画部長
- 高木 直樹 特別区長会事務局次長
- 伊藤 紀彦 八王子市都市戦略部長
- 岩波 秀明 青梅市企画部長
- 若菜 伸一 奥多摩町財政課長
- 名倉 衡 東京都町村会事務局長



## 研究会設置要綱

## 東京の自治のあり方研究会設置要綱

	平成21年9月4日	東京都
	平成21年8月7日	特別区長会
	平成21年8月28日	東京都市長会
	平成21年7月28日	東京都町村会
改正	平成25年3月26日	東京都
	平成25年3月15日	特別区長会
	平成25年3月27日	東京都市長会
	平成25年3月27日	東京都町村会

### (趣旨)

第1 将来の都制度や東京の自治のあり方について、都と区市町村共同の調査研究を行うため、東京の自治のあり方研究会（以下「研究会」という。）を設置する。

### (設置期間)

第2 研究会の設置期間は、第1回研究会開催の日から平成27年3月31日までとする。ただし、東京都、特別区長会、東京都市長会及び東京都町村会（以下「4団体」という。）の長は、協議により期間を延長又は短縮することができる。

### (報告)

第3 研究会は、調査・研究の成果をとりまとめ、4団体に報告する。

### (委員)

第4 研究会は、地方自治制度や行政に関する分野に造詣の深い学識経験者及び行政実務者のうち、次に掲げるものをもって構成する。

- (1) 学識経験者のうち4団体の長が委嘱する者 7名程度
- (2) 行政実務者のうち都知事が指名する者 4名
- (3) 行政実務者のうち特別区長会、東京都市長会及び東京都町村会の長がそれぞれ指名する者 各2名

### (座長)

- 第5 研究会に座長を置き、座長は委員の互選により選任する。
- 2 座長は、研究会を招集し、研究会の会務を総理する。
  - 3 座長は、必要があるときは、委員以外の者の出席を求め、その意見を聞くことができる。
  - 4 座長に事故があるとき又は座長が欠けたときは、あらかじめ座長が指名する委員（副座長）がその職務を代理する。

### (部会の設置及び運営)

- 第6 研究会に、部会を置く。
- 2 部会は、第4(2)及び(3)に基づき指名された行政実務者の中から、



- 4 団体の推薦に基づき構成する。ただし、これによりがたい事情がある場合は、4 団体は、前記以外の者を推薦することができる。
- 3 部会は、研究会において調査研究を行うために必要な事項について、情報収集・調査研究を行い、研究会に報告する。
- 4 部会に部会長を置き、部会長は、部会において、構成員のうちから互選する。
- 5 部会長は、部会を招集し、部会の会務を総理する。
- 6 部会長は、必要があるときは、構成員以外の者の出席を求め、その意見を聞くことができる。
- 7 部会長に事故があるとき又は部会長が欠けたときは、あらかじめ部会長が指名する委員（副部会長）がその職務を代理する。

#### （経費）

- 第7 研究会及び部会（以下「研究会等」という。）の運営に要する経費は、東京都が12分の6、特別区長会が12分の3、東京都市長会が12分の2、東京都町村会が12分の1の割合で分担することとし、その分担金をもってこれを支弁する。
- 2 研究会に監事を置く。監事は、期日を定めて出納及び会計事務を監査し、経費の収支報告に当たっては、意見書を添付するものとする。
- 3 監事は、行政実務者の委員のうち、研究会が指名する。

#### （会計年度）

- 第8 研究会等の会計年度は、4月1日に始まり、翌3月31日に終わるものとする。

#### （事務局及び庶務）

- 第9 研究会等の事務局は、4団体共同で設置し、研究会等の庶務は、東京都総務局行政部、特別区長会事務局、東京都市長会事務局及び東京都町村会事務局が行う。

#### （補則）

- 第10 この要綱に定めるもののほか、研究会の運営について必要な事項は、座長が別に定める。

#### 附 則

この要綱は、平成21年9月4日から施行する。

#### 附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。